

# 補装具費支給判定基準マニュアル

— 支援者のための —

平成 28 年 3 月

平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究

研究代表者 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 井上 剛伸  
研究分担者 宮城県リハビリテーション支援センター 檜本 修



## はじめに

**【背景】**近年、補装具に対する障害者のニーズが多様化し、また、技術革新による新製品の開発や改良も活発に行われる中、補装具費の支給の適否、処方判定を行っている身体障害者更生相談所（以下更生相談所）では、新製品に対する理解や高額、高機能な製品に対する社会的必要性の判断や、医学的見地からの必要性の判断等について迷うことがあります。更生相談所における補装具判定の考え方や費用算定の根拠の基本となるのは厚生労働省が通知、告示する「補装具費支給事務取扱指針について」（以下取扱指針）、「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費事務取扱要領」（以下取扱要領）、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下基準）です。

**【目的】**補装具費は公費で賄われることから更生相談所の補装具費支給判定は、地域格差がなく全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望まれます。そのためには、更生相談所だけでなく、意見書を作成する医師、現場で関わるリハビリテーション専門職、補装具製作者、市町村担当者等多職種がチームとして関わり、補装具費支給制度の根幹となる基準等を共通理解することが必要です。補装具判定における基準解釈の違い、地域格差を少なくし、円滑な判定に資する目的で補装具に関わる支援者のための「補装具費支給判定基準マニュアル」を作成いたしました。

**【本マニュアルの概要】**この「補装具費支給判定基準マニュアル ー支援者のためのー」には、補装具費支給制度の基本事項、基本的なQ&Aを掲載しています。また、医療関係者、市町村担当職員に有用なQ&A、厚生労働省通知のQ&Aを併せて掲載しています。また、同じ研究班のメンバーが作成した骨格構造義足の継手、足部に関する機能区分表を掲載しています。完成用部品の理解を深め、義足の処方に役立てていただければ幸いです。

\*本マニュアルは厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）により「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者国立障害者リハビリテーションセンター研究所井上剛伸、分担研究者榎本 修）により作成しました。

本マニュアルについてのお問い合わせがある場合は、下記まで遠慮なくご意見ください。なお、メールにてお願いいたします。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

宮城県リハビリテーション支援センター 榎本 修 [kashimoto-os877@pref.miyagi.jp](mailto:kashimoto-os877@pref.miyagi.jp)

## 目次

はじめに .....	i
<b>1. 補装具費支給制度の基本事項</b> .....	<b>1</b>
補装具制度の歴史概要 .....	2
補装具判定における身体障害者更生相談所の役割 .....	3
補装具費支給判定・処方前の基礎知識 .....	4
<b>2. 補装具費支給制度の理解と疑義解釈</b> .....	<b>6</b>
補装具費支給の目的 .....	7
Q1 身体障害者更生相談所の判定とは何ですか? .....	7
Q2 障害者総合支援法で規定する補装具とはどのようなものですか? .....	8
Q3 障害者総合支援法で規定する補装具の種目にはどのようなものがありますか? ..	8
Q4 補装具の定義について教えてください? .....	8
Q5 身体障害児の立位・歩行訓練にあたって用いられる補装具について、治療・訓練用のものと将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるもの（療育用）とは、どのように区別して考えればよいでしょうか? .....	9
障害者総合支援法と他制度との適用関係 .....	10
Q6 医療保険で作製した装具が壊れました。また保険で作製できるのでしょうか? .....	10
Q7 義肢・装具の作製にあたり、障害者総合支援法と医療保険のどちらの制度を利用するか、その考え方について教えてください。 .....	10
Q8 労働者災害補償保険（労災法）の対象者が、「障害固定前」であるという理由から障害者総合支援法による車椅子の支給を希望した場合、支給は可能でしょうか? ..	11
Q9 補装具費の基準とは何でしょうか? .....	11
Q10 既製品が補装具として認められるのはどのような場合でしょうか? .....	11
購入や修理の費用・消費税の取り扱いについて .....	13
Q11 補装具費の扱いで100分の104.8と100分の108の考え方を教えてください。14	
Q12 身体障害者物品であり消費税非課税のレディメイドのものを補装具として認める場合でも消費税相当額（4.8%）の加算は可能でしょうか? .....	14
特例補装具費の支給や修理についての取扱い .....	15

Q13 特例補装具とは何ですか？	15
<b>補装具の個数について</b>	<b>16</b>
Q14 同じ種目ものが複数個支給されるのでしょうか？	16
Q15 健康管理を目的として、プール用の2個目の義足が認められるのでしょうか？	16
Q16 耐用年数内でも補装具の申請はできますか？	16
<b>差額自己負担の取扱い</b>	<b>17</b>
Q17 差額自己負担が認められるのはどのような場合でしょうか？	17
Q18 差額が生じるような体幹支持や下肢支持機能の付いた高額な歩行器について、歩行器の基準に規定された価格に体幹装具や長下肢装具の製作要素などの価格を加算する算定方法は可能でしょうか？	17
Q19 高額な外国製の車椅子や歩行器は支給されるのですか？	17
<b>介護保険による福祉用具貸与との適用関係</b>	<b>18</b>
Q20 介護保険制度でのレンタルと障害者総合支援法補装具の関係を教えてください？	18
Q21 座位保持装置支持部だけを補装具として支給し、介護保険で貸与された車椅子(構造フレーム)に付けて使用することは可能でしょうか？	18
<b>補装具意見書を作成する医師の要件</b>	<b>19</b>
Q22 補装具医師意見書にはどんなことを書く必要がありますか？	20
Q23 身体障害児に係る補装具費支給意見書を作成する医師の要件である「指定自立支援医療機関の医師」の解釈について教えてください。	21
Q24 難病患者の補装具費支給意見書にはどのような点に注意して書く必要がありますか？	21

### 3. 医療関係者・市町村等支援者向けQ&A

22

<b>児童補装具の理解</b>	<b>23</b>
Q25 10年程度使用可能で経済的負担も軽減できるという理由から児童に対する、特殊な成長対応機能がついた車椅子を特例補装具として認めることはできるでしょうか？	23
Q26 児童に対する電動車椅子の支給要件として小学校高学年という条件がはずされましたが、対象者の要件としてどのようなことに配慮すればよろしいでしょうか？	23
Q27 座位保持椅子のみでは座位を保持できない児の場合、座位保持装置の付属品や調整機構を付加した座位保持椅子を支給することは可能でしょうか？	23
Q28 起立保持具の対象児童の要件を教えてください。	23
Q29 起立保持具は基準の価格では対応できなくなっています。取扱いの考え方を教えてください。	24

Q30 補装具としての「排便補助具」とはどのようなものを想定しているのでしょうか？	24
Q31 補装具としての「排便補助具」と日常生活用具の「便器」との違いはどこにあるのでしょうか？	24
Q32 座位保持装置で昇降機能付き構造フレームはどのような場合に認められるのでしょうか？	25
Q33 児童の短下肢装具や靴型装具では、成長のために、耐用年数未満での再作製を頻回に行う場合があります。成長を見込んで多少サイズの余裕をもって作ることや、可能な修理を行うようにはしていますが、やむを得ないと考えてよいのでしょうか？ また、児童の場合は成長過程における訓練要素もあるため、医療保険での作製も併用することは可能でしょうか？	25
Q34 座位保持椅子を車載用として交付する場合の加算が付加されましたが、次のような事例の場合、どのように判断すべきでしょうか？	25

## 難病の考え方 .....27

Q35 身障手帳のない消化器系の難病の方が転倒による下肢の骨折を契機に歩行が困難となりました。歩行器の支給は可能でしょうか？	27
Q36 聴力低下がある難病患者等で手帳を取得していない方へはどのように対応したらよろしいのでしょうか？	27
Q37 身障手帳を取得していない難病患者等の視力低下に対して矯正眼鏡はどのような判断で支給するのでしょうか？	27
Q38 難病患者から痛みなど日内変動のある症状を理由に車椅子の申請があったときの判断基準はあるのでしょうか？	27
Q39 パーキンソン病の方で薬が効いている時には何とか歩行が可能だが、薬の効果がなくなる（off 現象）と全く歩けなくなるような場合、手押し型の車椅子は支給できるのでしょうか？	28
Q40 消化器系の難病の方が易疲労性を理由に電動車椅子を希望しています。支給は可能でしょうか？	28
障害者総合支援法の対象疾病一覧表（332 疾病五十音順・平成 27 年 7 月）	29

## 各種目の理解 .....32

Q41 歩行以外の目的で義足は認められるのでしょうか？	32
Q42 立脚相・遊脚相の両方をコンピュータ制御する膝継手が完成用部品として認められましたが、どんな方が対象になるのでしょうか？	32
Q43 筋電義手の対象者について教えてください。	32
Q44 筋電義手の装着訓練や試用評価を行うにあたり、ソケットなどを作製した費用は支給対象と考えてよいのでしょうか？	33
Q45 下肢装具の支持部にある皮革等カフバンドとはどのようなものですか？	33
Q46 健足の補高はどのような場合に認められるのでしょうか？	33
Q47 靴型装具が適応となるのはどのような場合かを教えてください	33

Q48 車椅子・電動車椅子の基本構造に「JIS・・・による。」とされていますが、外国製の車椅子でJIS認証を受けていないものでも補装具として扱えるのでしょうか？	34
Q49 修理基準の車椅子のキャスターの（大）（小）のサイズについて教えてください。	34
Q50 施設入所者に個別に車椅子を支給することは可能でしょうか？	34
Q51 施設備品の車椅子を使用している方へ車椅子クッションのみを支給することは可能でしょうか？	35
Q52 平衡機能障害者が車椅子の支給対象となる場合はあるのでしょうか。	35
Q53 成人で高さ調整式バックサポートが必要となるのはどのような場合でしょうか？	35
Q54 フットブレーキが認められるのはどのような場合でしょうか？	35
Q55 座張り調整機構及び座奥行調整（スライド式）の対象者として想定されている「下肢、体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者」は具体的のどのような対象者か教えてください。？	35
Q56 外国製の電動車椅子の希望があった場合、注意すべき点を教えてください。..	36
Q57 内部障害者の電動車椅子の適応について教えてください。	36
Q58 施設入所者に電動車椅子を支給することは可能でしょうか？	36
Q59 心臓機能障害の方へ電動車椅子の適応につき医学的な判断基準はあるのでしょうか？	37
Q60 肝臓機能障害者や腎臓機能障害者に電動車椅子は支給可能でしょうか？	37
Q61 車載用の座位保持椅子を者にも支給できるのでしょうか？	37
Q62 腹臥位の有効性が評価された場合、者で腹臥位装置を作ることは可能でしょうか？	37
Q63 座位保持装置の耐用年数は3年ですが、構造フレームに車椅子および電動車椅子を使用した場合の耐用年数はどうなるのでしょうか？	38
Q64 介護保険レンタルの車椅子は加工しないで座位保持装置の支持部だけを組み合わせることは可能でしょうか？	38
Q65 歩行器と高齢者用の歩行車（シルバーカー）の違いを教えてください。	38
Q66 肝臓機能障害を根拠に歩行器の支給は可能でしょうか？	38
Q67 車椅子と歩行器の併給は可能でしょうか？	39
Q68 人工内耳使用者から反対側への補聴器の支給について申請がありましたが、どのように考えるべきでしょうか？	39
Q69 人工内耳埋め込み者にFM補聴システムは支給可能でしょうか？	39
Q70 FM補聴システムを導入しているろう学校に通う児童に対してFM型送受信機の支給は可能でしょうか？	39
Q71 教育上の必要性から特別支援学校の生徒に一律にデジタルワイヤレス補聴援助システムを支給することは可能でしょうか？	40

## 1. 補装具関連Q&A 平成 20 年 5 月 14 日付事務連絡 .....42

- 問 1 補装具費支給決定後、製作途中で補装具費支給対象障害者等が死亡した場合の取扱い如何。(支給決定後における未完成の補装具の取り扱い等) ..... 42
- 問 2 補装具のうち特に義肢及び装具の場合、義肢装具士の資格を有する者が採型や適合をすべきと思われるが、どう考えればよいか。..... 42
- 問 3 装具の患足を補高した場合で、健足も補高する必要がある場合、加算が可能か。..... 43
- 問 4 児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費支給申請を行った場合、補装具費支給制度により補装具費（100分の90相当額）を支給することは可能か。..... 43

## 2. 「電動車いすに係る補装具費支給事務取扱要領」の電動車いすの対象年齢について 平成 22 年 3 月 31 日付事務連絡 .....43

- (問) 学齢時以上を対象とするのはどのような考えか。また、学齢児未満であっても対象としようか。..... 43

## 3. 補装具費支給に係るQ&A 平成 22 年 10 月 29 日付事務連絡 .....44

- Q 1 補装具に係る告示については、これまで各年度末に改正され、新年度から適用することとされているが、完成用部品の通知が年度途中で発出された場合、当該通知の適用日については、どのように考えたらよいか。..... 44
- Q 2 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であり、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は2個が可能となっているが、次のような場合にも、複数の支給を認めることは可能か。..... 45
- ① 日常的に車いすを利用している者が、日常使用している車いすに加えてスポーツ専用車いすを希望した場合..... 45
- ② 自己での車いす操作が不可能な方であって、主に外出用として、介護者の負担軽減のみを理由とした電動車いすを希望した場合..... 45
- ③ 室内用、室外用など、異なる場所での使用を想定し、複数台の支給を希望している場合 ..... 45
- Q 3 義肢等に使用される完成用部品は、義足の膝継ぎ手、足部など多種多様なものとなっており、その適合判定に苦慮するところである。補装具費の支給に当たり、失われた身体機能の補完、代替、生活の能率向上を図ることを目的としていることや、公平な判定を行う観点からも、何らかの判断基準を示すべきではないか。..... 45
- Q 4 修理基準が示されていない場合の補装具の修理基準額はどのように考えたらよいか。..... 46
- Q 5 児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費支給申請を行った場合、補装具費支給制度により補装具費（100分の90相当額）を支給することは可能か。また、可能である場合、誰の所得証明を添付するのか。..... 46
- Q 6 平成 22 年度改正により、盲人用安全つえについては、身体支持併用のつえも対象とされたが、その交付に当たって、肢体不自由（下肢の機能障害など）を理由とした身体障害者手帳の所持が必要か。..... 46

- Q 7 遮光眼鏡について、従来は原因疾患による支給対象者が示されていたが、平成 22 年度改正により、対象者が原因疾患によらないと明確化され、申請者の増加及び申請内容の多様化が見込まれるところであるが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。① 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けていない者に対し、矯正機能のある遮光眼鏡を給付することは可能か。② 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けている者に、矯正遮光両用の眼鏡を給付する場合、矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額として設定してよいか。..... 47
- Q 8 平成 22 年度改正で、車いす及び電動車いすに関する特別調整加算が廃止されたが、どのように考えたらよいか。..... 47
- Q 9 車いす及び電動車いすの新規製作等について、① ベースとなる「基本構造」、② 新規作成時及び修理時の加算、③ 加算する場合の基準額と使用部品数との関係について、どのように考えたらよいか。..... 48
- Q10 平成 22 年度改正により、個々の障害者の身体状況等を勘案して、種々の機能や部品が加算できることとされた。それにより、カタログに掲載され、定価も明示されている車いすや電動車いすそのものを申請しているにも関わらず、告示に示された種々の加算を加え、定価を超えた見積りを提出する業者が増えてきているが、① 標準搭載されている機能等について、個々に加算を認める必要があるのか。② 種々の加算を計上した場合に、カタログ掲載価格（定価）を超過してしまう場合の上限額をどのように考えるべきか。..... 49
- Q11 平成 22 年度改正において、車いす及び電動車いすの備考欄に「体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる場合には、別に定めるところによるものを加算すること」との記述が追加されている。別に定めるところによるものとして、座位保持装置の完成用部品の価格のみを加算するものと解釈してよいか。..... 49
- Q12 車いす及び電動車いすの耐用年数が、5 年から 6 年に改正されたが、平成 21 年度以前に支給したのも、6 年と考えてよろしいか。併せて、座位保持装置に、車いす・電動車いすの機能を付加した場合には、どのように判断すべきか。..... 50
- Q13 「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」p55 にある「成長対応加算」の対象者に記載されている、「バックサポート高さ、座奥行き、背座張り調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、脱着ハブ」について、これらすべてをとりつけたときに加算するという取扱いでよろしいか。..... 50
- Q14 電動車いす簡易型 A 切り替え式について、従前は「手動兼用型」という名称で、告示の基本構造欄にも「ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。」という記載があったが、改正により名称が「簡易型」となり、基本構造欄も「車いすに電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。」と変更されている。① これにより、駆動輪が小さい（車いす手押し型に取り付ける）電動ユニットも 基準内の取り扱いが可能であると考えてよろしいか。② また、電磁ブレーキの加算については、通常型の電動車いすには、加算できないこととされているが、簡易型電動車いすの見積りに当たっては、電磁ブレーキは加算して考えるべきか。③ 簡易型電動車いすの上限額はどのように考えたらよいか。..... 50

- Q15 電動車いすを新規製作する場合、基準額にバッテリーの価格を加算することができるのか。また、加算できるとした場合、その価格には、ハーネス及びリレーの価格も含まれているのか。..... 51
- Q16 平成 22 年度改正で、座位保持いすの交付について、車載用として交付する場合の加算が付加されたが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。① どのような座位保持いすが加算できる対象範囲となるのか。② 座位保持いすの基準額と車載用の基準額の合計額を超える場合、差額自己負担で対応するのか。座位保持装置での支給も可能か。③ 座位保持いすの車載用について、家用と通学用の複数支給は可能か。④ 身体状況に合わせ、パット等を使用することが望ましい場合、座位保持装置のものを加算して用いることが可能か。..... 51
- Q17 歩行器の基準（39,600 円）に、「後方支持型のもは 21,000 円増しとすること。」という内容が追加されたが、この「後方支持型」のものとは、具体的にどのようなものを指すのか。..... 52

#### 4. 「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱に関するQ&A」平成 25 年 3 月 15 日現在 18 日付事務連絡.....52

- 問 1 補装具の種目ごとに難病患者等の対象者を詳細にご教示願いたい。..... 52
- 問 2 現行では、遮光眼鏡の対象者の要件の一つに「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」とあるが、難病患者等であって、難病等では身体障害者手帳に該当しない状態の方が遮光眼鏡を希望する場合でも、視覚障害の身体障害者手帳の取得は必要ないのか。..... 53
- 問 3 難聴を合併症状として有しない難病患者等が、難聴になった場合に補聴器の申請をした場合、支給対象となるのか。また、聴覚・平衡機能系疾患ではないが、難聴が合併症状として生じてくる難病患者等に対して、補聴器を支給できるのか。..... 54
- 問 4 難病患者等で、身体障害者手帳の下肢 6 級を持っている者が車椅子の申請をする場合、手帳の障害程度等級変更による申請、あるいは特定疾患医療受給者証（受給者証のない場合は、医師の診断書）による申請のどちらでも、申請者が選ぶことが可能なのか。..... 54
- 問 5 重度障害者用意思伝達装置の対象は音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされているが、「筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患」でいう神経・筋疾患のうち、進行性の疾患を示して欲しい。..... 54
- 問 6 難病患者等日常生活用具給付事業により従来給付してきた車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴以外のその他の補装具についても、難病患者等から支給の申請が行われることになる。そのため、市町村においては、窓口において丁寧な対応が求められるが、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、補聴器等の補装具に関わる身体障害者手帳を持たない難病患者等への対象拡大について、厚生労働省はどのように考えているのか。あくまで自治体の判断なのか。..... 55
- 問 7 難病患者等に対する補装具の支給に関して、医師の意見書には、どのような項目が含まれるか。..... 55
- 問 8 「症状がより重度の状態でもって判定する」場合、重度の状態となる頻度はどのように考えるのか。1 ヶ月に 1 回や数ヶ月に 1 回程度でも考慮するのか。..... 56

- 問9 「症状がより重度である状態をもって判定する必要がある」について、具体的な判定方法を教えていただきたい。..... 56
- 問10 補装具で医学的判定不要の種目において、症状が安定している時には利用頻度が少ない種目も希望があれば支給してよいか。..... 56
- 問11 現行では、視覚障害の身体障害者手帳所持者でないと矯正眼鏡を支給できないことになっているが、難病患者等で支給を希望する者について視覚障害の手帳所持は必要か。..... 57
- 問12 電動車椅子については「症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要」とあるが、現在対象外の場合も可とするということか。..... 57
- 問13 「既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子等を給付されたものから再支給・修理の申請があった場合には補装具の支給決定が認められないことがないようにする必要がある。その際迅速に支給決定を行うことができるよう配慮していただきたい。」といった趣旨の記述があるが、このような申請があった場合は身体障害者更生相談所の判定は不要と解してよいか。..... 57
- 問14 障害福祉サービスの支給申請時に申請者が難病患者等と判断するものとして「特定疾患医療受給者証等」と記載があるが、自治体担当者会議資料 P96②アの補装具費支給申請に、「特定疾患治療研究事業対象者は特定疾患医療受給者証の写しで代替できる」とある。障害福祉サービスのように「等」が入っていないが受給者証等で判断は可能か。..... 58
- 問15 既に難病患者等日常生活用具給付事業で給付された者から、修理申請があった場合は市町村での支給と考えてよいか。..... 58
- 問16 特定疾患医療受給者証には、疾患名及び有効期間等が記載されていると思うが、診断書で確認する場合、診断書の記載日が古いものでも構わないか。有効と扱ってよい期間の目安があれば、お示しいただきたい。..... 58
- 問17 難病患者等に対する補装具について、難病患者等の疾患や疾患群で種目別に対象者が分かれるのか。..... 59
- 問18 四肢の麻痺や体幹の変形等がなく、症状が軽い時には歩行が可能な難病患者等から、症状が重い時に生じる痛みや痺れ感、易疲労性等を理由に車椅子の申請があった場合に支給は可能か。..... 59

## 5. 補装具費支給に係るQ&Aの送付について 平成26年3月31日付事務連絡 .....59

- Q1 消費税率の改定に伴う補装具費の基準額告示改正について、4月1日から適用されるが、3月31日までに支給決定され、4月1日以降に製品の引き渡しが行われる場合、どのように考えたらよいか。..... 59
- Q2 眼鏡においては、「眼鏡」という種目の中に矯正眼鏡、遮光眼鏡など複数の構造が示されているが、補装具については、原則一種目について一個の支給とされているため、支給に当たっては、何れかの種目について一つと考えるべきか。..... 60
- Q3 平成25年2月25日の障害保健福祉関係主管課長会議資料で、盲人安全つえの普通用（当事者の方が身近な地域を移動する際に必要）と携帯用（バスや電車などの公共交通機関を利用する際の乗車時に他の乗客に配慮して折り畳む必要がある）それ

ぞれについて補装具費の支給を行うよう配慮していただきたいとあるが、これはスペアを支給してよいということか。..... 60

## 6. 補装具費支給に係るQ&Aの送付について 平成 27 年 3 月 31 日付事務連絡 ..... 60

- Q1 平成 27 年度の告示改正において、盲人用安全つえの基本構造における主体が「グラスファイバー」から「繊維複合素材」に改正されたが、これは、グラスファイバー、カーボンファイバー並びにアラミド繊維などの素材が含まれると考えてよいか。 . 60
- Q2 盲人用安全つえに関する基準額と加算の考え方についてご教示いただきたい。また、補装具告示に記載されている夜光装置とは、どのようなものを想定されているのかご教示いただきたい。..... 61
- Q3 人工内耳装用者が使用する補聴システムについては、これまで特例補装具として支給が可能という考え方が示されており、これまでは補装具告示に掲載されている FM 型補聴システムをその対象と考えてきたところである。先般、告示には掲載されていない最新のデジタル方式の補聴システムの申請がなされたが、同様に特例補装具として対応が可能か。..... 61
- Q4 今回の改正により、電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領が改正され、その対象者において「なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。」との記載が削除されたが、電動車椅子の対象者は学齢児以上であれば支給して差し支えないということか。..... 62
- Q5 電動車椅子の修理基準にある「携帯用会話補助装置搭載台交換」について、小型の意思伝達装置等にも使用可能と思われるが、意思伝達装置等を搭載する場合についても、この修理基準により加算する..... 62
- Q6 傾斜地での操作性や安全性を向上させることを目的とした電動車椅子の部品について、来年度更新申請を予定している障害者より、現時点では修理基準に乗っていない未発売部品であるが発売された場合に申請したいとの事前相談があった。実際に申請があった場合に、どのように対応すべきか。また、今後修理基準への規定は行われるのか。..... 63
- Q7 筋電電動義手の支給決定については、個々の障害者（児を含む）の状況等を勘案して判断する特例補装具となると承知している。筋電電動義手の見積もりを確認する際に、支給基準の中で筋電電動義手の完成用部品は掲載されているが、その他製作に当たって必要な基本価格や製作要素価格等の取扱方法についてどのように考えるべきか。..... 63
- Q8 重度障害者用意思伝達装置の対象者について、音声・言語機能障害はあるが重度の両上下肢障害には至っていないなど、国の示す対象者像に必ずしも合致しない者からの申請については、どのように対応すべきか。また、難病患者との関係性についてはどうか。..... 64

## 5. 技術編: 義足完成用部品の理解

65

## 骨格構造義足判定における処方理解 ..... 66

大腿義足の処方基礎知識.....	66
下腿義足の処方基礎知識.....	70
その他の義足 .....	70
<b>機能区分表の使い方と完成用部品の選択.....</b>	<b>72</b>
機能区分表の見方 .....	72
義足処方時への活用.....	72
メーカー推奨の活動レベル.....	73
利用者の K レベルと機能区分表.....	73



# 1. 補装具費支給制度の基本事項

## 補装具制度の歴史概要

- **昭和 25 年 4 月（1950 年）身体障害者福祉法施行**  
都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。（必置義務）
- **昭和 29 年 4 月（1954 年）身体障害者福祉法改正**  
更生相談所の業務に「補装具の処方及び適合判定」が追加された。  
「市長村長は、（中略）交付の要否及び処方について更生相談所の長の判定を求めること」
- **平成元年（1989 年）** 補装具種目に「電動車いす」が追加
- **平成 2 年（1990 年）** 補装具種目に「座位保持装置」が追加
- **平成 12 年（2000 年）**「補装具給付事務取扱指針」が告示された。
  - ① 基準外補装具の厚生大臣協議が廃止された。
  - ② 身体障害児に係る補装具給付事務が都道府県から市町村に委譲された。
  - ③ 児童の補装具が判定から市町村への助言となる。
  - ④ 種目別判定形式が定められた（来所、意見書、市町村判断）。
- **平成 18 年 9 月 29 日（2006 年）** 補装具費支給事務取扱指針等改正  
障害者自立支援法施行（法施行は 4 月 1 日、補装具に関しては 10 月 1 日）
  - ① 点字器、人工喉頭、頭部保護帽、収尿器、ストマ用装具、つえ（一本杖のみ）を日常生活用具に重度障害者用意思伝達装置が補装具に変更された。
  - ② 基準外補装具が「特例補装具」に名称変更となる。
  - ③ 「現物給付」から「補装具費の支給」となる。利用者は補装具の購入にあたり業者と契約という形式となる。
- **平成 22 年 3 月 31 日（2010 年）補装具費支給事務取扱指針等改正**
  - ① 対象者を別表で明確化
  - ② 車椅子・電動車椅子の修理基準細分化
  - ③ 電動車椅子の手動兼用型が簡易型に名称変更
  - ④ 座位保持椅子に車載加算、歩行器に機能加算
- **平成 25 年 3 月 15 日（2013 年）** 補装具費支給事務取扱指針等改正  
障害者総合支援法施行：難病患者等の手帳非取得者を対象として追加
- **平成 27 年 3 月 31 日（2015 年）補装具費支給事務取扱指針等改正**  
電動車椅子の対象者における「少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましい」という文言の削除

## 補装具判定における身体障害者更生相談所の役割

- ・身体障害者更生相談所の設置及び運営について 平成 15 年 3 月 25 日障発第 0325001 号
  - ・平成 18 年 9 月 29 日補装具費支給事務取扱指針 平成 27 年 3 月 31 日一部改正より抜粋
1. 補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の技術的支援機関
  2. 補装具費支給の判定：処方と支給に係る意見、適合判定
  3. 区市町村の補装具費支給決定に対する助言
  4. 専門的な直接判定
  5. 補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導
  6. 補装具業者に対する指導
  7. 指定自立支援医療機関、療育の指導等を実施する保健所、難病医療拠点病院、難病医療協力病院に対する技術的助言
  8. 市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具業者を育成する観点から、研修等を実施
  9. 新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握、市町村及び補装具製作者と情報共有

## 補装具費支給判定・処方前の基礎知識

### 1) 補装具と治療用装具の関係

補装具とは、障害者の生活や就労の能率向上を目的に処方し、「更生用装具」ともいわれ長期に渡って使用するものである。「治療用装具」は医療保険等各種社会保険制度あるいは労働者災害補償制度の治療段階で作製し、疾病、外傷の治療経過において有期限で使用される。治療用装具が治療効果を求められるのに対し、補装具は障害の軽減、生活、就労の場での使用効果が求められる。制度の利用には優先性（損害賠償制度＞労働者災害補償制度＞社会保険制度＞介護保険制度＞社会福祉制度（障害者総合支援法など）＞公的扶助制度）があり、それぞれの制度で対象となる種目も異なるので、どの制度を利用すべきか、その種目が該当するのかなど注意を払う必要がある。例えば、身障手帳を取得している対象者が生活保護費受給者で治療用装具を作製する場合は、社会保険制度の医療扶助で扱い障害者総合支援法より優先されるが、更生用装具を作製する場合は、障害者総合支援法での扱いとなる（参考Q 5, 6, 7, 20）。

### 2) 身体障害者手帳の必要性

補装具処方には身体障害者手帳の取得が前提となる（難病等において身障手帳を取得していない場合は障害等級に該当する程度の状況であることを医師意見書等で確認する）。認定された障害の軽減、失われた機能を代替し、自立と社会参加を支援する目的で使用されるものが補装具である。したがって、認定障害部位と補装具の果たす機能、効果は一致している必要がある。例えば右下肢の機能障害の手帳取得者に左下肢の装具は支給できない。

### 3) 処方する種目に応じた対応

義肢、装具の処方にあたり、まず、治療用装具か更生用装具かを考える。車椅子、電動車椅子、座位保持装置、歩行器、意思伝達装置などは治療用装具の対象にはならない。治療用装具の使用歴がなく初めて作製する場合に、治療的要素がある場合には医療保険等で、生活上必要なものの範疇としか考えられなければ障害者総合支援法で対応する。車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖など障害者総合支援法で扱うことができる種目であっても対象者が介護保険制度を利用できる場合は介護保険でのレンタルを優先する。医学的な理由でオーダーメイドでの作製が必要な場合は障害者総合支援法での対応となる。ただし、原則として入院治療中の場合は支給対象にならず、退院の見込みがある場合に可能となり、今後想定される生活スタイルに応じて処方内容を決定する（参考Q20）。

### 4) 更生相談所の判定と補装具費支給意見書の役割

治療用装具の場合、主治医の診断書・意見書が各種保険機関で審査されるのに対し、医師が作成した補装具費支給意見書は更生相談所での判定資料、市町村での支給決定の根拠に利用される。補装具の場合、対象者の年齢、種目によって判定形式が変わる。

### (1) 対象者が障害者（18歳以上）の場合

義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子は更生相談所が利用者を直接診察する直接判定が推奨され、意見書の必要がないこともある。ただし、自治体によっては意見書の情報で更生相談所による文書判定で処理することもある。オーダーメイド車椅子、補聴器、重度障害者用意思伝達装置は文書判定で扱われ、意見書の責任が大きくなる（直接判定している更生相談所もある）。その他、レディメイド車椅子、歩行器、義眼、眼鏡、歩行補助つえ（一本つえを除く）は市区町村判断での支給決定が可能である。意見書を求められた場合は、更生相談所のチェックもないため、意見書がさらに重要な支給決定根拠となる。

### (2) 対象者が障害児（18歳未満）の場合

更生相談所が判定に関与せず、意見書に基づき市区町村判断で支給決定される（自治体によっては更生相談所が判定することもある）。支給決定には意見書が非常に大きな力を持ち、意見書を作成できる医師には要件が定められている（参考Q22, 23）。

## 5) 特例補装具

補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等は厚生労働省告示「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」において定められており、わが国のすべての補装具に関する公的支給制度の基準となっている。基準に当てはまらない補装具を「基準外補装具」というが障害者総合支援法では「特例補装具」と呼ぶ。特例補装具とは「身体障害者・児の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具」と定義されている。例えば筋電電動義手は義手という種目には当てはまるが、名称にはないため特例補装具となる。最近では、真に必要性を認めた場合、基準にない作製方法、材料の使用、部品の使用、基準の価格を超える既製品を「特例扱い、特例補装具」として認めることがある。例えば、耐荷重性を理由に基準の価格を超える外国製の電動車椅子を特例補装具として認める場合などである。認められるためには、この製品、部品でなければならない医学的根拠や理由を意見書に詳しく書く必要がある。判定する更生相談所も所内の検討委員会などで十分に吟味し、認めた理由の記録、使用後のフォローアップなどが求められる。また、真に必要とはどのような場合かなど解釈は難しい（参考Q13）。

## 6) 補装具の個数

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個である。ただし、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができる。とされている。

例えば、日常生活用の自宅で使用する車椅子1台と職業用、施設用、学校用車椅子の2台目を希望する場合が考えられる。また、既に使用しているものがある場合でもう1個の希望があった場合は、2個目と考え、使用目的、使用場所など使い分けの必要性を十分に吟味しなければならない（参考Q14, 15, 16）。

## 2. 補装具費支給制度の理解と 疑義解釈

## 補装具費支給の目的

補装具費支給事務取扱指針（最終改正平成 27 年 3 月 31 日より抜粋）

### 第 1 基本的事項 1 補装具費支給の目的について

(1) 補装具は、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者「以下「補装具業者」という。）との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

### Q1 身体障害者更生相談所の判定とは何ですか？

A 障害者総合支援法で身体障害者の補装具費を支給する場合、支給申請を市町村が受け、その後の支給決定にいたる処理には以下の3通りがあります。（児童では更生相談所は市町村への助言、難病患者等では者・児の扱いに準ずるとされています。）

- 1) 身体障害者更生相談所による直接判定
- 2) 身体障害者更生相談所での医師意見書による書類判定（文書判定）
- 3) 市町村による決定（身体障害者更生相談所の判定が不要）

厚生労働省の補装具費支給事務取扱指針によれば、義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子の場合は身体障害者更生相談所への利用者の来所によって医学的判定を行うとされています。医学的判定は身体障害者更生相談所の医師、リハ専門職等が申請者を直接診察して、障害状況、生活状況等を把握し、必要に応じて、住環境調査を含めた在宅訪問での判定を行います。

\* 下記の取り扱いは自治体により異なります。

判定形式	種目
直接判定 (来所・巡回・在宅)	義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子
文書判定 (医師意見書による)	補聴器、車椅子（オーダーメイド）、重度障害者用意思伝達装置
市町村決定 (申請書等で市町村が判断)	義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）、車椅子（レディメイド）、歩行器、盲人安全つえ及び歩行補助杖（一本つえを除く）

## Q2 障害者総合支援法で規定する補装具とはどのようなものですか？

- A 補装具は、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替する用具です。身体障害者及び18歳以上の難病患者等の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものです。支給にあたっては身体障害者・児の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとし、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があるとされています。

## Q3 障害者総合支援法で規定する補装具の種目にはどのようなものがありますか？

- A 種目は16種類あり、義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本づえを除く）、重度障害者用意思伝達装置、補聴器、義眼、眼鏡、盲人安全つえおよび障害児に限るものとして座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具があります。

## Q4 補装具の定義について教えてください？

- A 補装具として支給する用具は、厚生労働省が告示する種目に該当し、かつ下記の要件をすべて満たすものと定義されています。
- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
  - 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。

三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

ここでいう「就労」とは、企業での雇用に限るものではなく、多様な働き方を意味しています。「就学」とは、義務教育に限るものではなく、療育を含めた広範な教育形態を意味しています。

「同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるもの」とは、原則的には種目、名称、型式に応じた耐用年数の期間使用することを意味しています。

これらを踏まえ、告示に定める基本構造を満たし、身体状況、使用目的等からその用具の必要性が認められる場合は補装具として取り扱うことが可能です。

**Q5 身体障害児の立位・歩行訓練にあたって用いられる補装具について、治療・訓練用のものと将来社会人として自立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるもの（療育用）とは、どのように区別して考えればよいのでしょうか？**

A 治療・訓練用のものは、医療現場で医師の管理下において治療効果が期待できる段階のものと考えられます。療育用のものは、適応や成長対応等を考慮して有用性と安全性が確認され、日常生活や就学・就労の場で継続的な利用が見込まれることが明らかとなった場合に適用されるものと考えます。その場合は、障害者総合支援法による補装具費の支給を検討することになります。

## 障害者総合支援法と他制度との適用関係

### 指針第1 基本的事項 2 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先して受けよう取り扱うものであること。

#### Q6 医療保険で作製した装具が壊れました。また保険で作製できるのでしょうか？。

A 医療保険制度で作製する装具等は治療を目的として作製するもので「治療用装具」と言われています。同一疾患の治療に同じ名称の装具の場合、原則として1回の作製に保険が適用されます。ただし、病状が変化して、さらなる治療を目的とする場合は保険適用となる場合があります。

例えば、脳卒中片麻痺の短下肢装具は歩行訓練を目的に医療保険で1個目の作製を行います。2個目の作製が必要な場合、一般的には身体障害者手帳認定がなされ、障害者総合支援法での作製となります。義足の場合でも訓練用義足、仮義足として医療保険で1個目を作製し、2個目は本義足として障害者総合支援法で補装具として作製します。

一方、慢性的な腰痛治療で体幹装具を作製する場合、身体障害者手帳の対象にはならないので、耐用年数（例：軟性腰椎装具1.5年）が過ぎたのちであれば2個目でも医療保険の対象となる場合があります。

#### Q7 義肢・装具の作製にあたり、障害者総合支援法と医療保険のどちらの制度を利用するか、その考え方について教えてください。

A 治療的要素のある場合は医療保険での作製が基本となります。治療的要素が少なく日常生活や就学・就労のために長期にわたって使用するなど、継続した使用が見込まれる場合は障害者総合支援法で対応することが適当と考えます。

たとえば、脳卒中後遺症による片麻痺に処方される短下肢装具では、初回の作製は医療保険で行い、医療の場で治療効果を確認する過程が必要でしょう。関節疾患等の疼痛緩和を目的とする装具では、少なくとも初回は医療保険で対応し、医師の管理下で治療効果を診るプロセスが必要でしょう。疼痛の原因が悪性疾患等によるものではなく、装具治療が可能で、装具の使用によって疼痛緩和が得られていることが臨床上明らかとなり、今後も生活のなかで長期にわたって使用する必要がある場合、次の支給からは障害者総合支援法による支給を検討することになります。

ただし、障害者総合支援法を利用する場合、補装具の使用で得られる障害の軽減対象が、手帳取得の原因となった疾病に起因するものであることが必要条件です。なお、手帳を取得していない難病患者についても医療で対応するか障害者総合支援法からの支給とするか、その考え方は同様です。

**Q8 労働者災害補償保険（労災法）の対象者が、「障害固定前」という理由から障害者総合支援法による車椅子の支給を希望した場合、支給は可能でしょうか？**

A 障害固定前でも下記の条件を満たせば労災法の適用となり、その場合は障害者総合支援法より優先されます。

労災法による車椅子の支給条件は、「両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者（概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。）であって、症状が固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合」であり、通院など社会生活に車椅子が必要である者となります。また、上記の条件を満たさなくても真に必要な場合は、労災法における基準外支給の取扱いが定められています。これらを検討しても労災法での支給条件に満たない場合には、障害者総合支援法による支給を検討することになります。

**Q9 補装具費の基準とは何でしょうか？**

A 厚生労働省が告示し、補装具費を公費負担する際に、各補装具の種目、型式、名称、基本構造等に応じて作製、修理費用の算定の根拠を細かく定めた基準です。したがって、基準に定められていない種類の用具（種目）は補装具として支給できないのが原則です。

**Q10 既製品が補装具として認められるのはどのような場合でしょうか？**

A 補装具として支給する用具は、告示の種目に該当し、かつ、補装具の定義である下記の要件をすべて満たす必要があります。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

（障害者総合支援法施行規則第六条の二十より）

既製品は障害者等の個別に身体への適合を図るように製作されたものには該当しませんが、身体状況、使用目的等からその用具が使用者の必要性に合致する場合には、既製品であっても補装具として認めることは可能です。

## 購入や修理の費用・消費税の取り扱いについて

指針第2 具体的事項1 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

(1) 購入又は修理に要する費用の額及び消費税の取り扱いについて

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の104.8に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、別表の価格の100分の108に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

別紙

補装具費等の算定について

(1) 基準額の算出（端数処理：小数点以下切り捨て）

次に掲げる（ア）又は（イ）の内、どちらか低い額を基準額とする。

（ア）補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準により算出した額

（イ）現に補装具の購入又は修理に要した費用の額

(2) 利用者負担額の算出

原則、負担上限月額（政令で定める額）とする。ただし、負担上限月額よりも基準額に $10/100$  を乗じて得た額（1割負担額）の方が低い場合は、1割負担額（端数処理：小数点以下切り捨て）とする。

(3) 補装具費の算出

① 基準額の $10/100$  相当額が負担上限月額を超えない場合

補装具費＝基準額－利用者負担額

② 基準額の $10/100$  相当額が利用者負担上限月額を超える場合

補装具費＝基準額－負担上限月額

※同一月内に複数回の支給を受ける場合

補装具費の算出

① 前回の支給の際に利用者負担額が負担上限月額を超えていない場合

ア 今回の基準額の $10/100$  相当額を加算して負担上限月額を超えない場合

補装具費＝（今回の基準額＋前回までの基準額）－（今回の利用者負担額＋前回までの利用者負担額）

イ 今回の基準額の10/100 相当額を加算して負担上限月額を超えた場合

補装具費＝（今回の基準額＋前回までの基準額）－負担上限月額

② 前回の支給の際に利用者負担額が利用者負担上限月額を超えている場合

補装具費＝（今回の基準額＋前回までの基準額）－負担上限月額

**Q11 補装具費の扱いで100分の104.8と100分の108の考え方を教えてください。**

A 100分の104.8の考え方は、作製や修理にあたって全体価格に使用材料が占める割合（60%相当と考える）を考慮して、使用材料の購入にかかる消費税の影響分（60%×8%＝100分の104.8）を算出した割合とされています。一方、100分の108として算定するのは、補装具の購入又は修理の際の作業工程において特別な作業を要しない完成用部品や付属品等の単体のみを扱う場合であって、業者が仕入れる際の消費税分を考慮するものです。

**Q12 身体障害者物品であり消費税非課税のレディメイドのものを補装具として認める場合でも消費税相当額（4.8%）の加算は可能でしょうか？**

A 補装具の多くが非課税なのは「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて（平成3年9月26日通知）」によるものです。この4.8%加算は、補装具業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、消費税相当額を勘案しての加算であって消費税そのものではありません。100分の108で取り扱う物品を除き、レディメイドのものを補装具として認める場合は4.8%加算が可能です。

## 特例補装具費の支給や修理についての取扱い

### 指針第2 具体的事項1(2) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入又は修理に要する費用を支給する必要がある場合の取扱いは次のとおりとすること。

- ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。
- イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

### Q13 特例補装具とは何ですか？

- A 特例補装具とは身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具をいいます。具体的には、筋電電動義手、過体重耐用車椅子、姿勢保持機能付きの高機能歩行器などが該当します。

特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、身体障害者更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとされています。なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を身体障害者更生相談所に求めることができます。

## 補装具の個数について

### 指針第2 具体的事項1(4) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上の特に必要と認められた場合は、2個とすることができること。この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。

#### Q14 同じ種目ものが複数個支給されるのでしょうか？

A 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個とされています。ただし、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上の特に必要と認められた場合は、2個とすることができるとされています。

例えば、日常生活用の自宅で使用する車椅子1台と職業用、施設用、学校用車椅子の2台目を希望する場合があります。また、既に使用しているものがある場合でもう1個の希望があった場合は、2個目と考え、使用目的、使用場所など使い分けの必要性を十分に吟味しなければなりません。

#### Q15 健康管理を目的として、プール用の2個目の義足が認められるのでしょうか？

A 余暇、趣味の場面でのみ使用する目的の補装具は認められません。公費で支給する補装具でスポーツ用など運動時に使用するものが認められるのは、スポーツを行うことまたは教えることを職業（職業的活動を含む）としている者に限られます。プールに通うことで健康管理していることは理解できますが、プール専用のもので2個目の義足は認められません。

#### Q16 耐用年数内でも補装具の申請はできますか？

A 耐用年数とは、通常の使用、装着状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものです。支給を受けた者の作業の種類または障害の状況によっては、耐用年数内に修理不能となる場合があります。耐用年数内であっても必要性が認められる場合は再支給が可能です。また、骨格構造義肢についてはパーツ（完成用部品）毎に耐用年数が定められています。部品の交換のみではその後の適正な使用が困難あるいは、全体を再支給の方が合理的・効果的と判断できるばあいは再支給が可能です。

## 差額自己負担の取扱い

### 指針第2 具体的事項1(7) 差額自己負担の取扱いについて

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。

#### Q17 差額自己負担が認められるのはどのような場合でしょうか？

A 例えば車椅子が必要なことは確かですが、さらに車椅子のデザイン性を重視したために基準額を超えるものを希望することになった場合などがあげられます。この場合、当該種目の補装具の必要性が認められていることが大前提です。ただし、判定処方名称・型式と申請者が希望する名称・型式とで、効果や有用性に差がないことを十分に確認することが重要です。

#### Q18 差額が生じるような体幹支持や下肢支持機能の付いた高額な歩行器について、歩行器の基準に規定された価格に体幹装具や長下肢装具の製作要素などの価格を加算する算定方法は可能でしょうか？

A 基準では、歩行器の価格は胸郭・骨盤支持の加算額までが認められています。差額自己負担の額を減らすために、さらに体幹装具分の加算や、新たに下肢装具の加算を行うことは適当ではありません。

#### Q19 高額な外国製の車椅子や歩行器は支給されるのですか？

A 既製品で高機能な外国製の車椅子や姿勢保持機能がありサイズが成長対応可能な歩行器が種々販売されています。しかし、障害者総合支援法で公費での支給となると国が告示する基準の価格を越えており、身体障害者更生相談所の判定や市町村での支給決定において判断に迷うケースが増加しています。

基準の価格を越える場合、その製品でなければならぬ明確な理由がある場合は、特別補装具として支給が認められることがあります。例えば、体重が100kg以上ある場合に、国産の車椅子では対応できない場合などは支給が適当と判定されることがあります。

一方、デザインが良いからその製品が欲しいという場合は、基準の価格との差額を自己負担する必要があります。

## 介護保険による福祉用具貸与との適用関係

### 指針第2 具体的事項1(8) 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと。

### Q20 介護保険制度でのレンタルと障害者総合支援法補装具の関係を教えてください？

A 介護保険制度でレンタルされるものと障害者総合支援法の補装具で種目が同一のものがありません。車椅子、電動車椅子およびクッションなどの付属品、歩行器、歩行補助つえがそれに当たります。制度利用には優先性があり、介護保険制度の方が障害者総合支援法より優先されます。例えば要介護2以上の方に車椅子の利用を勧める場合は、介護保険制度でのレンタル利用となります。また、要介護1以下でも日常的に歩行が困難な者、日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者に対しては「例外給付」として認められることがあります。ただし、体格の問題や特別な機能が必要ななどレンタル（既製品）では対応できず、オーダーメイドでの対応が求められる場合は障害者総合支援法の利用が可能です。また、介護保険制度は在宅生活者を対象としているため、施設入所中で施設の備品では対応できない場合も障害者総合支援法の対象となります。

### Q21 座位保持装置支持部だけを補装具として支給し、介護保険で貸与された車椅子（構造フレーム）に付けて使用することは可能でしょうか？

A 車椅子が個人の所有物であれば座位保持装置の一部を付加あるいは加工することも案としては考えられますが、補装具費の支給制度でレンタル製品への付加・加工は適当とは言えません。介護保険レンタルによる種々のクッションでは座位保持の対応が難しく、骨盤大腿支持部をモールド型で個別作製することが有効な場合には、構造フレームあるいは車椅子も含めた一体型の座位保持装置として支給することが適当です。

## 補装具意見書を作成する医師の要件

指針第2 具体的事項 2 補装具費支給に係る事務処理について (1)

### ②身体障害児の補装具費支給

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第6号の補装具費支給意見書を添付した様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成する。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、

(ア) 指定自立支援医療機関又は保健所の医師

(イ) 2 (1) ①カに示す医師

のいずれかが作成したものであること。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

さらに、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、①のイの様式に準じること。

### ③難病患者等の補装具費支給

原則、身体障害者・児の手続きに準じるものとするが、補装具費の支給申請を受けるにあたり、特殊の疾病告示に掲げる疾病に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。なお、特定疾病医療費受給者証等により疾病名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を求めないことができること。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書は、

(ア) 指定自立支援医療機関又は保健所の医師

(イ) 2 (1) ①カに示す医師

(ウ) 難病法第6条第1項に規定する指定医

のいずれかが作成したものであること。

本項において示している補装具費意見書を作成する医師の要件については、別表2を参照されたい。

別表 2

○ 補装具費支給意見書を作成する医師の要件について

	身体障害者	身体障害児	難病患者等
身体障害者福祉法 15 条 1 項に基づく指定医 (所属学会の専門医)	○	○	○
指定自立支援医療機関の医師 (所属学会の専門医)	○	○	○
国立障害者リハビリテーション学院 で行う補装具関係の適合判定医研修会を終了している医師	○	○	○
上記と同等と認められる医師(※)	○	○	○
保健所の医師	—	○	○
難病法第 6 条第 1 項に基づく指定医	—	—	○

※ 補装具費支給意見書のみで市町村が判断する種目に限る

Q22 補装具医師意見書にはどんなことを書く必要がありますか？

A 障害者総合支援法、労災保険法等利用する制度において医師意見書の様式が異なります。障害者総合支援法の場合、医師意見書は身体障害者更生相談所での補装具判定の参考意見となります。障害状況はもちろんのこと、生活スタイル、申請する補装具の使用場所、頻度、必要性、処方内容などを明記することが重要です。特に、児童の補装具においては更生相談所の判定なしに市町村において提出された医師意見書を元に補装具費の支給を決定する自治体が多く、意見書の内容に不備のないように書くことが大切です。具体的には下記に示す項目を書くことが必要です。

1) 障害名及び原因となった疾病・外傷名

障害名・部位（四肢・体幹など）および原因となった疾病・外傷名を記載します。

2) 障害の状況

主な全身状態、局所的所見、合併症などの医学的所見、日常生活動作能力などを記載します。特に目的とする補装具が必要であることを認める理由が明確になるように記載することが重要です。身体計測値の表示が必要なこともあります。

### 3) 処方内容

補装具の種目、区分、名称を記載します。義肢、装具、座位保持装置では基本工作法（基本価格）に製作要素および完成用部品からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作されますので、名称、型式、採型区分、基本構造（種類）、工作法、材料、使用部品などを具体的に示す必要があります。用語はできるだけ国が告示する基準／取扱要領に示された用語を用いて記載し、基準に沿った項目を選択します。

### 4) 使用効果見込み

補装具を使用することで日常生活上可能となる動作、改善される点、介助量が軽減される場合にはその変化などを具体的に記載します。

### 5) その他

使用場所や使用頻度を記載します。使用環境上や操作上での注意点を示し、実用使用までに訓練が必要な場合はその旨を記載します。

## Q23 身体障害児に係る補装具費支給意見書を作成する医師の要件である「指定自立支援医療機関の医師」の解釈について教えてください。

- A 児童補装具の補装具費支給意見書を作成する医師の要件として取扱指針に示されている「指定自立支援医療機関の医師」とは、その医療機関において当該医療を主として担当する医師という意味であって、当該医療機関に勤務する医師であれば誰でも意見書を作成できる訳ではありません。ただし、これはあくまでも指針ですので、指定の医療機関で育成医療の種類に関する診療科に属する15条指定医の場合でも認めている自治体もあります。

\*なお、平成27年3月31日付通知の事務取扱指針 別表2では、児童補装具の補装具費支給意見書を作成する医師の要件が保健所の医師だけでなく、15条指定医（所属学会認定の専門医）、指定自立支援医療機関の医師（所属学会認定の専門医）、国立障害者リハビリテーション学院で行う補装具関係の適合判定医研修会を終了している医師等にも要件が拡大しています（別表2参照）。

## Q24 難病患者の補装具費支給意見書にはどのような点に注意して書く必要がありますか？

- A 難病患者の補装具の判定は、症状がより重度の状態でもってその必要性を判断することになっています。医師意見書には、身体症状等の変動状況や日内変動の状況等についても詳細に記載することが必要です。

### 3. 医療関係者・市町村等支援者向け Q&A

## 児童補装具の理解

**Q25 10年程度使用可能で経済的負担も軽減できるという理由から児童に対する、特殊な成長対応機能がついた車椅子を特例補装具として認めることはできるでしょうか？**

A 修理基準として成長対応型部品交換 56,020 円が認められています。必要な基本構造を有する車椅子の基準額にこれを加算し、さらに必要とされるクッションや調整機能などの修理基準を加えた額が公費支給の上限額となります。もしもこの金額を超える特殊な車椅子を希望される場合には、それを必要とする医学的根拠は考えにくいいため、特例補装具としては認めず、差額自己負担として扱うのが適当です。また、現時点において、調整機能により 10 年程度修理なしで使用可能な根拠も不確かであり、必ずしも経済的とは言えないと考えます。

**Q26 児童に対する電動車椅子の支給要件として小学校高学年という条件がはずされましたが、対象者の要件としてどのようなことに配慮すればよろしいでしょうか？**

A 補装具として支給される電動車椅子は児童であっても基本的に移動の自立を目的としています。確認すべき要件としては、①使用目的の適切性、②電動車椅子の操作能力、③歩行者扱いとしての交通規則の理解度、④周辺の安全性を担保できる視野、視力、聴力などの状況、⑤使用環境の安全性などがあげられます。

**Q27 座位保持椅子のみでは座位を保持できない児の場合、座位保持装置の付属品や調整機構を付加した座位保持椅子を支給することは可能でしょうか？**

A 基準内の座位保持椅子では座位を保持できない児の場合には、座位保持装置として支給することが適当です。

**Q28 起立保持具の対象児童の要件を教えてください。**

A 起立を保持する機会を設けることで成長過程における機能向上に資する、健康上の面からも必要であると医師が認めていることが最低限必要な条件になります。その上で、個別に使用場所、使用頻度等を勘案して判断することが求められます。

**Q29 起立保持具は基準の価格では対応できなくなっています。取扱いの考え方を教えてください。**

- A 取扱いの考え方としては、その物をどの種目で支給するかによっても変わってきます。下記のどれで扱うかについては個別のケースごとに判断し、一律に決められるものではありません。
- (1) 起立保持具として支給する場合：特例とするまでの理由が判断できない場合で、基準額までを支給し、差額自己負担とします。
- (2) 特例起立保持具として支給する場合：判定会議等で慎重に判断した結果、真に必要性を認めて全額を公費で支給します。ただし、使用状況や使用効果をフォローアップし、数年後に再支給の申請があった時の判断根拠にすることが求められます。
- (3) 起立位目的の座位保持装置として支給する場合：基準内の補装具として支給が可能となりますが、他に座位保持装置を所有している場合は、個数制限を勘案する必要があります。

**Q30 補装具としての「排便補助具」とはどのようなものを想定しているのでしょうか？**

- A 排便補助具とは、補装具費支給事務マニュアルQ&A（中央法規出版 2007）によれば「身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等の装着または背もたれおよびひじ掛けを有する椅子状のものであり、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、移動可能なものに限る。」とあり、対象は、安定した座位による排便が困難な身体障害児とされています。

そのため、ある程度の座位保持機能をもつ構造が必要ですが、それを付加することにより基準の価格内で賄えない場合には、差額自己負担や特例補装具として扱われることもあります。ちなみに、座位保持装置の基準項目を用いて本体を作製し、洋式便座を真似て座面に穴を開け、座の下に尿尿を受けるポットやバケツをセットする構造のものを特例補装具として支給することもあります。

**Q31 補装具としての「排便補助具」と日常生活用具の「便器」との違いはどこにあるのでしょうか？**

- A 日常生活用具の「便器」でも、移動可能で、肘当てがついた椅子の構造を有するものがあり、対象年齢が異なる以外、構造上は補装具としての「排便補助具」と類似のものがあります。補装具としての排便補助具は、たとえ既製品を用いたとしても、①対象とする障害児に合わせて個別に調整し、座位の安定性を保つこと、②座位排便を促す使用効果があること、などを目的としている点で異なります。

**Q32 座位保持装置で昇降機能付き構造フレームはどのような場合に認められるのでしょうか？**

A 学校の机、自宅の机、食卓テーブルの高さなど使用環境が異なる場合、昇降機能を利用することで学習、食事、読書、パソコン利用などの自立を図ることが可能となる例が良い適応と考えられますが、一般的には机やテーブルの高さなど環境因子を調節する方が優先されます。介護者の健康面等に問題がない場合、昇降機能があれば便利で、食事、更衣、移乗など介護者の負担が軽減されるという理由だけでは認められないものです。環境因子、介護者の状況も勘案して、この機能が生活上どうしても必要であるという理由を確認することが必要です。

**Q33 児童の短下肢装具や靴型装具では、成長のために、耐用年数未満での再作製を頻回に行う場合があります。成長を見込んで多少サイズの余裕をもって作ることや、可能な修理を行うようにはしていますが、やむを得ないと考えてよいのでしょうか？ また、児童の場合は成長過程における訓練要素もあるため、医療保険での作製も併用することは可能でしょうか？**

A 想定以上の成長や修理が困難な場合については、耐用年数未満での再作製もやむを得ないと考えます。一方、児童の装具を治療用として医療保険で作製することは考え方としては適当と思いますが、再作製をどの程度認めるかは各種保険組合の判断によります。

**Q34 座位保持椅子を車載用として交付する場合の加算が付加されましたが、次のような事例の場合、どのように判断すべきでしょうか？**

- ①どのような座位保持椅子が加算できる対象範囲なのでしょうか。
- ②座位保持椅子の基準価格と車載用の加算額の合計額を超える場合、差額自己負担で対応するのか、あるいは座位保持装置での支給も可能なのでしょうか。
- ③身体状況に合わせ、パットなどを使用することが望ましい場合、座位保持装置のものを加算して用いることは可能でしょうか。

A ①について

一般の児童を対象とする市販のチャイルドシートでは対応できないような車載用の座位保持椅子について加算（支給）の対象としているものです。しかし、オーダーメイドに限定するものではなく、仮にいわゆる既製品であったとしても、個々の障害の状況等に

対応できるものであれば（オーダーメイドに準じたものであれば）補装具として支給することは差し支えないと考えます。

②について

支給に当たっては、他の補装具と同様の扱いとなるため、個人の嗜好により生じた差額は自己負担となります。また、車載用として交付する場合の加算は、「座位保持椅子」についてのみであり、児童に対して「座位保持装置」として支給することは適切でないと考えられます。

③について

追加のパットなどを使用する場合には、加算の範囲内で対応することが前提ですが、真に必要と判断される場合には、特例補装具として扱うことも可能と考えます。

## 難病の考え方

**Q35 身障手帳のない消化器系の難病の方が転倒による下肢の骨折を契機に歩行が困難となりました。歩行器の支給は可能でしょうか？**

A 歩行困難が一時的なものでなく、骨折の後遺症として肢体不自由の障害が認められ、歩行器が生活の中で必要、有用な状態であることが確認できれば、支給は可能です。骨折後間もなくで下肢機能の回復が見込まれ、一時的に使用する目的の場合は、支給は不適切です。難病だからといって補装具が必ず支給される訳ではないことをご理解いただくことが重要です。

**Q36 聴力低下がある難病患者等で手帳を取得していない方へはどのように対応したらよろしいでしょうか？**

A 聴覚障害の身障手帳を取得していない難病患者等の補聴器の判定にあたっては、高度難聴と同程度以上の症状であるなら支給決定が可能であるとされています。耳鼻科医が必要性を認めた上で適切な補聴器を支給することは可能です。

**Q37 身障手帳を取得していない難病患者等の視力低下に対して矯正眼鏡はどのような判断で支給するのでしょうか？**

A 視覚障害の身障手帳を取得していない難病患者等の矯正眼鏡の判定にあたっては、医師の診断書や医師作成の補装具費支給意見書の医療情報等で矯正眼鏡を使用しても身体障害者手帳の対象となる程度の者であることを確認する必要があります。眼科医が必要性を認めた上で支給することは可能です。

**Q38 難病患者から痛みなど日内変動のある症状を理由に車椅子の申請があったときの判断基準はあるのでしょうか？**

A 痛みの程度や時間などの判断基準は特に設けられていません。個別に症状、生活状況、車椅子の必要性を勘案して判断することになります。症状がより重度な時を想定して車椅子の機能・オプションを考えます。

**Q39** パーキンソン病の方で薬が効いている時には何とか歩行が可能だが、薬の効果がなくなる（off 現象）と全く歩けなくなるような場合、手押し型の車椅子は支給できるでしょうか？

A 症状がより重度である状態をもって判定することになってはいますが、薬の効果がなくなる時間がどの程度あり、生活の中で移動手段として手押し型の車椅子が必要な状況なのかを確認する必要があります。

**Q40** 消化器系の難病の方が易疲労性を理由に電動車椅子を希望しています。支給は可能でしょうか？

A 心臓機能障害や呼吸器機能障害の方への電動車椅子支給と考え方は同じです。難病患者では症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要とされています。栄養不良で易疲労性があることは理解可能ですが、生活の中で移動手段として電動車椅子が真に必要な状況なのかを確認する必要があります。

\*参考：難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A（平成25年3月15日自立支援振興室事務連絡）

障害者総合支援法の対象疾病一覧表（332 疾病五十音順・平成 27 年 7 月）

あ		45	オクシピタル・ホーン症候群	90	結節性硬化症	
1	アイカルディ症候群	46	オスラー病	91	結節性多発動脈炎	
2	アイザックス症候群	か			92	血栓性血小板減少性紫斑病
3	IgA腎症	47	カーニー複合	93	限局性皮質異形成	
4	IgG4関連疾患	48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	94	原発性局所多汗症	
5	亜急性硬化性全脳炎	49	潰瘍性大腸炎	95	原発性硬化性胆管炎	
6	アジソン病	50	下垂体前葉機能低下症	96	原発性高脂血症	
7	アッシャー症候群	51	家族性地中海熱	97	原発性側索硬化症	
8	アトピー性脊髄炎	52	家族性良性慢性天疱瘡	98	原発性胆汁性肝硬変	
9	アペール症候群	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	99	原発性免疫不全症候群	
10	アミロイドーシス	54	歌舞伎症候群	100	顕微鏡の大腸炎	
11	アラジール症候群	55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	101	顕微鏡的多発血管炎	
12	有馬症候群	56	加齢黄斑変性	こ		
13	アルポート症候群	57	肝型糖原病	102	高IgD症候群	
14	アレキサンダー病	58	間質性膀胱炎（ハンナ型）	103	好酸球性消化管疾患	
15	アンジェルマン症候群	59	環状 20 番染色体症候群	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
16	アントレー・ビクスラー症候群	60	関節リウマチ	105	好酸球性副鼻腔炎	
い		61	完全大血管転位症	106	抗糸球体基底膜腎炎	
17	イソ吉草酸血症	62	眼皮膚白皮症	107	後縦帯骨化症	
18	一次性ネフローゼ症候群	き			108	甲状腺ホルモン不応症
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	偽性副甲状腺機能低下症	109	拘束型心筋症	
20	1p36 欠失症候群	64	ギャロウェイ・モフト症候群	110	高チロシン血症 1 型	
21	遺伝性ジストニア	65	急性壊死性脳症	111	高チロシン血症 2 型	
22	遺伝性周期性四肢麻痺	66	急性網膜壊死	112	高チロシン血症 3 型	
23	遺伝性腭炎	67	球脊髄性筋萎縮症	113	後天性赤芽球癆	
24	遺伝性鉄芽球性貧血	68	急速進行性糸球体腎炎	114	広範脊柱管狭窄症	
う		69	強直性脊椎炎	115	抗リン脂質抗体症候群	
25	VATER 症候群	70	強皮症	116	コケイン症候群	
26	ウィーバー症候群	71	巨細胞性動脈炎	117	コステロ症候群	
27	ウィリアムズ症候群	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	118	骨形成不全症	
28	ウィルソン病	73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	119	骨髄異形成症候群	
29	ウエスト症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	120	骨髄線維症	
30	ウェルナー症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	121	ゴナドトロピン分泌亢進症	
31	ウォルフラム症候群	76	筋萎縮性側索硬化症	122	5p 欠失症候群	
32	ウルリッヒ病	77	筋型糖原病	123	コフィン・シリズ症候群	
え		78	筋ジストロフィー	124	コフィン・ローリー症候群	
33	HTLV-1 関連脊髄症	く			125	混合性結合組織病
34	ATR-X 症候群	79	クッシング病	さ		
35	ADH 分泌異常症	80	クリオピリン関連周期熱症候群	126	鰓耳腎症候群	
36	エーラス・ダンロス症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	127	再生不良性貧血	
37	エプスタイン症候群	82	クルーゼン症候群	128	サイトメガロウイルス角膜炎	
38	エプスタイン病	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症	129	再発性多発軟骨炎	
39	エマヌエル症候群	84	グルタル酸血症 1 型	130	左心低形成症候群	
40	遠位型ミオパチー	85	グルタル酸血症 2 型	131	サルコイドーシス	
41	円錐角膜	86	クロウ・深瀬症候群	132	三尖弁閉鎖症	
お		87	クローン病	し		
42	黄色靭帯骨化症	88	クロンカイト・カナダ症候群	133	CFC 症候群	
43	黄斑ジストロフィー	け			134	シェーグレン症候群
44	大田原症候群	89	痙攣重症型（二相性）急性脳症	135	色素性乾皮症	

136	自己貪食空胞性ミオパチー	182	先天性副腎低形成症	225	特発性門脈圧亢進症
137	自己免疫性肝炎	183	先天性副腎皮質酵素欠損症	226	特発性両側性感音難聴
138	自己免疫性出血病 XIII	184	先天性ミオパチー	227	突発性難聴
139	自己免疫性溶血性貧血	185	先天性無痛無汗症	228	ドラベ症候群
140	システロール血症	186	先天性葉酸吸収不全	な	
141	紫斑病性腎炎	187	前頭側頭葉変性症	229	中條・西村症候群
142	脂肪萎縮症	そ		230	那須・ハコラ病
143	若年性肺気腫	188	早期ミオクロニー脳症	231	軟骨無形成症
144	シャルコー・マリー・トゥース病	189	総動脈幹遺残症	232	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
145	重症筋無力症	190	総排泄腔遺残	に	
146	修正大血管転位症	191	総排泄腔外反症	233	22q11.2 欠失症候群
147	シュワルツ・ヤンベル症候群	192	ソトス症候群	234	乳幼児肝巨大血管腫
148	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	た		235	尿素サイクル異常症
149	神経細胞移動異常症	193	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	ぬ・の	
150	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	194	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	236	ヌーナン症候群
151	神経線維腫症	195	大脳皮質基底核変性症	237	脳髄黄色腫症
152	神経フェリチン症	196	ダウン症候群	238	脳表ヘモジデリン沈着症
153	神経有棘赤血球症	197	高安動脈炎	239	膿疱性乾癬
154	進行性核上性麻痺	198	多系統萎縮症	240	嚢胞性線維症
155	進行性骨化性線維異形成症	199	タナトフォリック骨異形成症	は	
156	進行性多巣性白質脳症	200	多発血管炎性肉芽腫症	241	パーキンソン病
157	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	201	多発性硬化症／視神経脊髄炎	242	バージャー病
158	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	202	多発性嚢胞腎	243	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
す		203	多脾症候群	244	肺動脈性肺高血圧症
159	スタージ・ウェーバー症候群	204	タンジール病	245	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
160	スティーヴンス・ジョンソン症候群	205	単心室症	246	肺胞低換気症候群
161	スミス・マガニス症候群	206	弾性線維性仮性黄色腫	247	バッド・キアリ症候群
162	スモン	207	短腸症候群	248	ハンチントン病
せ		208	胆道閉鎖症	249	汎発性特発性骨増殖症
163	脆弱 X 症候群	ち		ひ	
164	脆弱 X 症候群関連疾患	209	遅発性内リンパ水腫	250	PCDH19 関連症候群
165	正常圧水頭症	210	チャージ症候群	251	肥厚性皮膚骨膜炎
166	成人スチル病	211	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	252	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
167	成長ホルモン分泌亢進症	212	中毒性表皮壊死症	253	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
168	脊髄空洞症	213	腸管神経節細胞僅少症	254	肥大型心筋症
169	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	て		255	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
170	脊髄髄膜瘤	214	TSH 分泌亢進症	256	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症
171	脊髄性筋萎縮症	215	TNF 受容体関連周期性症候群	257	ビッカースタッフ脳幹脳炎
172	全身型若年性特発性関節炎	216	低ホスファターゼ症	258	非典型溶血性尿毒症症候群
173	全身性エリテマトーデス	217	天疱瘡	259	非特異性多発性小腸潰瘍症
174	先天性横隔膜ヘルニア	と		260	皮膚筋炎/多発性筋炎
175	先天性核上性球麻痺	218	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	261	びまん性汎細気管支炎
176	先天性魚鱗癬	219	特発性拡張型心筋症	262	肥満低換気症候群
177	先天性筋無力症候群	220	特発性間質性肺炎	263	表皮水疱症
178	先天性腎性尿崩症	221	特発性基底核石灰化症	264	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
179	先天性赤血球形成異常性貧血	222	特発性血小板減少性紫斑病	ふ	
180	先天性大脳白質形成不全症	223	特発性後天性全身性無汗症	265	ファイファー症候群
181	先天性風疹症候群	224	特発性大腿骨頭壊死症	266	ファロー四徴症

267	ファンconi貧血		や・ゆ・よ
268	封入体筋炎	310	薬剤性過敏症症候群
269	フェニルケトン尿症	311	ヤング・シンプソン症候群
270	複合カルボキシラーゼ欠損症	312	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
271	副甲状腺機能低下症	313	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
272	副腎白質ジストロフィー	314	4p 欠失症候群
273	副腎皮質刺激ホルモン不応症		ら〜ろ
274	ブラウ症候群	315	ライソゾーム病
275	プラダー・ウィリ症候群	316	ラスマッセン脳炎
276	プリオン病	317	ランゲルハンス細胞組織球症
277	プロピオン酸血症	318	ランドウ・クレフナー症候群
278	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)	319	リジン尿性蛋白不耐症
	へ	320	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
279	閉塞性細気管支炎	321	両大血管右室起始症
280	ベーチェット病	322	リンパ管腫症/ゴーハム病
281	ベスレムミオパチー	323	リンパ脈管筋腫症
282	ヘパリン起因性血小板減少症	324	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
283	ヘモクロマトーシス	325	ルビンシュタイン・テイビ症候群
284	ペリー症候群	326	レーベル遺伝性視神経症
285	ペルーシド角膜辺縁変性症	327	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
286	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	328	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
287	片側巨脳症	329	レット症候群
288	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	330	レノックス・ガストー症候群
	ほ・ま	331	ロスムンド・トムソン症候群
289	発作性夜間ヘモグロビン尿症	332	肋骨異常を伴う先天性側弯症
290	ポルフィリン症		
291	マリネスコ・シェーグレン症候群		
292	マルファン症候群		
293	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 /多巣性運動ニューロパチー		
294	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
295	慢性再発性多発性骨髄炎		
296	慢性膵炎		
297	慢性特発性偽性腸閉塞症		
	み・む		
298	ミオクロニー欠神てんかん		
299	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
300	ミトコンドリア病		
301	無脾症候群		
302	無βリポタンパク血症		
	め・も		
303	メープルシロップ尿症		
304	メチルマロン酸血症		
305	メビウス症候群		
306	メンケス病		
307	網膜色素変性症		
308	もやもや病		
309	モワット・ウイルソン症候群		

## 各種目の理解

### <義肢>

#### Q41 歩行以外の目的で義足は認められるのでしょうか？

- A 義足は歩行のみでなく移乗動作・立位での荷重などの場面でも、日常生活に生かされると判断できれば支給することは可能と考えます。また、車椅子上の座位が義足を装着することで安定し、様々な動作が円滑に行われるなどの理由等により支給することも可能です。

#### Q42 立脚相・遊脚相の両方をコンピュータ制御する膝継手が完成用部品として認められましたが、どんな方が対象になるのでしょうか？

- A その膝継手の特徴は、立脚相・遊脚相の両方をコンピュータ制御し、歩行状況に関するセンサーからの情報をもとに膝継手の抵抗を制御してくれるため、使用者自身が随意制御を行う必要のないことです。また、瞬時の動きにもリアルタイムに反応します。

厚労省が示す支給対象例として「優れた安定性を保持していることにより、既存の義足では歩行が困難な方の歩行を可能とする。また、公費支給の観点から、対象者は通常の膝継手では義足歩行が困難な方であって、就労を目的とする方が望ましい」とあります。また、「あくまで例示であり、支給の際はこれらを参考とし、この継手でなければならぬ理由を整理し、判断を行う必要がある」とも記載されています。

これらのことから、他の継手では義足歩行が困難な方で、かつ就労を目的としている場合を対象にいくつかの膝継手を試す必要があります。基準に認められたとはいえ高額な部品ですので、判定会議などで十分な検討をして慎重に判断することが求められます。また、必要に応じて装着訓練を勧めることも望ましいと考えます。

#### Q43 筋電義手の対象者について教えてください。

- A 上肢を手関節以上で失っており、能動式の義手では効果が期待できない強い把持力を要する作業や、手先具の開閉が困難なほど上肢を挙上した状態で作業している方などが対象と考えます。筋電義手の支給は特例補装具の扱いですので、使用状況や使用目的などを十分に調査する必要があります。また、専門機関での評価と十分な試用訓練を行うこと、日常生活や就労などで使用することが必要かつ可能であること、支給後もメンテナンスやフォローを行う機関があることなどが前提条件となります。

**Q44 筋電義手の装着訓練や試用評価を行うにあたり、ソケットなどを作製した費用は支給対象と考えてよいでしょうか？**

A 障害者総合支援法における筋電義手の支給においては、専門医療機関で試行錯誤が繰り返され、ソケットの形状、電極の位置決定などが訓練段階で終了し、使用効果が認められると判断されてから申請を受理することになります。そのため、筋電義手の装着訓練や試用評価を行う段階で作製したソケットなどは、障害者総合支援法の支給対象には含まれません。使用訓練は保険診療の対象となりますが、筋電義手を仮義手として医療保険で作製することはできません。電動ハンドなどの完成用部品を業者からのデモ機で対応したとしても、ソケットに関しては申請者の自己負担か業者のサービスなどで対応せざるを得ないと考えます。

## <装具>

**Q45 下肢装具の支持部にある皮革等カフバンドとはどのようなものですか？**

A カフバンドとは、下肢の一部を一周するように皮革等で作られる固定用のバンドで、支持部としての役割を有するものです。下腿支持部をモールドで算定している場合のマジックバンドは、カフバンドとして加算ができないので注意してください。

**Q46 健足の補高はどのような場合に認められるのでしょうか？**

A 患足に著明な尖足があるために装具の補高がなされ、左右の脚長を合わせる必要がある場合、麻痺が重度な方で振り出しを可能とする目的で健足の補高をする場合などがあります。

**Q47 靴型装具が適応となるのはどのような場合かを教えてください**

A 一般的に靴型装具が必要となるのは、下記のような場合が考えられます。

- ①足部や足趾の変形、皮膚トラブルなどがあるため、市販されている一般的な靴では適合や歩行が困難であり、医学的に特別に加工された靴が必要と判断される場合
- ②歩行や屋外での活動などを目的に、下肢装具を装着した上に靴を履く必要がある場合であって、装具の補高が高い、ヒールの補正が施されているなど一般に市販されている靴では適合しない場合

## <車椅子>

**Q48 車椅子・電動車椅子の基本構造に「JIS・・・による。」とされていますが、外国製の車椅子で JIS 認証を受けていないものでも補装具として扱えるのでしょうか？**

A 車椅子、電動車椅子の基本構造欄に「JIS・・・による」と規定されているのは、あくまでも基本構造が規格に準じているという解釈であって JIS 認証を受けていないと補装具として取り扱うことが出来ないという意味ではないとご理解ください。JIS 認証は国産の既製品に与えられるものであり、外国製車椅子・電動車椅子はもちろんのこと、国産のものでも障害個別に応じて加工すれば既に JIS 認証の対象からはずれることとなります。どの更生相談所でもそれをもって支給できないという理解にはなっていないと思われれます。

**Q49 修理基準の車椅子のキャスターの（大）（小）のサイズについて教えてください。**

A キャスターの大きさは5・6インチを小、7・8インチを大とする（昭和60年全国身体障害者更生相談所長会議）。以上のような記録があります。これを基にすると補装具費の支給基準においては、6インチ以下はキャスター小、それ以上がキャスター大という解釈になります。現在、車椅子に使用されるキャスターは4～8インチ程度の大きさがあり、そのほとんどは専用品で、実勢価格は径による違いがないのが実態です。車椅子専用のキャスター交換が必要な場合、考え方としてサイズで判断するのではなく、価格面から判断して、（大）の価格で取り扱うことも考えられます。

**Q50 施設入所者に個別に車椅子を支給することは可能でしょうか？**

A 対象者が利用している施設が用意している車椅子の状況によって対応は様々と思われれます。標準的な機能の施設備品では対応できず、真に本人用の車椅子が常時必要なケースについては、個別に支給することは可能です。身体機能が変化して恒常的に車椅子を使用する必要性が生じ、施設備品ではサイズが合わず、クッション等で工夫しても姿勢が崩れて車椅子の操作や駆動が困難な場合や、適切な車椅子の利用により明らかに作業能率やADLの向上が見込まれる場合などが考えられます。ただし、通過型の施設利用者で申請者が介護保険の対象である場合は、在宅復帰後に多機能な車椅子がレンタルできるので、入所中に本人用として支給すべきか否か慎重な判断が求められるところです。

**Q512 施設備品の車椅子を使用している方へ車椅子クッションのみを支給することは可能でしょうか？**

A 施設備品の車椅子用には、クッションも含めその他の付属品は支給できません。

**Q52 平衡機能障害者が車椅子の支給対象となる場合はあるでしょうか。**

A 肢体不自由や心臓・呼吸器機能の障害のほか平衡機能障害でも、一定の障害程度にあり、他の手段では移動機能を補完・代替できない場合は、車椅子の補装具費支給対象となることがあります。

**Q53 成人で高さ調整式バックサポートが必要となるのはどのような場合でしょうか？**

A 高位脊髄損傷者や頸髄損傷者などでは、当初は座位バランスが不安定で駆動能力も低い状態であったものが、座位の安定や操作能力の向上等によりバックサポートを低くした方が駆動しやすくなる場合があります。逆に、進行性疾患などの場合では、障害の進行とともにバックサポートを高くしていく必要がある場合が考えられます。初回の判定時に予測がつかない場合は、始めから処方するのではなく、必要となった時にバックサポートやバックサポートパイプ交換、延長バックサポート交換を行うという修理対応が妥当です。

**Q54 フットブレーキが認められるのはどのような場合でしょうか？**

A 車椅子の使用者が自らの判断でハンドブレーキを掛けることができないことが最低条件です。その上で、介助者が車椅子から手を放すことなく安全に操作できることが必要な場合に認められます。

**Q55 座張り調整機構及び座奥行調整（スライド式）の対象者として想定されている「下肢、体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者」は具体的のどのような対象者が教えてください。？**

A 痙性麻痺により骨盤の位置が安定せず、筋緊張が変化するために車椅子の判定時に奥行の寸法や座クッションの形状が決められない事例では、支給後に骨盤の納まり具合や位置に応じて座シートの張り具合や奥行を柔軟に微調整できる機構が必要になることがあ

ります。また、アテトーゼなど不随意運動があつて、モールドで座面を作製してもずれ  
てしまい骨盤が納まりにくい事例、腰椎の可動域制限、骨盤の傾斜がある事例などは、  
ある程度除圧を図りながら骨盤をホールドするために座張り機構が適応になる場合があ  
ります。

## <電動椅子>

### Q56 外国製の電動車椅子の希望があつた場合、注意すべき点を教えてください。

A 外国製なのでJIS規格は取っていない訳ですが、その製品が、基本構造、規格に準じ  
ているという必要性があります。その上で、補装具として一定期間継続して使用するた  
めには、利用者が行う日常生活に應えるだけの機能がその用具に装備されていることが  
必要です。特に見慣れない製品の場合、カタログのデータ等ではわからないことも多い  
ため、可能な限りデモ機を用いて、実際の生活場面で試用、試走を行うことをお勧めし  
ます。また、取り扱い業者が相応期間その製品のフォローアップ、メンテナンス修理等  
が可能であることを、確認しておく必要があります。

### Q57 内部障害者の電動車椅子の適応について教えてください。

A 内部障害者に対する電動車椅子の補装具費支給基準の対象者は、「呼吸機能障害、心臓機  
能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であつて、医学的所見から適応が可能なも  
の」とされています。医学的所見の明確な基準は示されていませんが、歩行により呼吸  
苦や心臓由来の症状が悪化し、医学的な見地からみて危険性もあり、歩行が継続できな  
くなる程度と考えられます。電動車椅子の使用で呼吸、心臓機能障害に起因する症状が  
軽減されることから認められると解釈できます。その上で個々の事例の生活スタイルの  
中で電動車椅子が必要不可欠か否かで判断することになります。

### Q58 施設入所者に電動車椅子を支給することは可能でしょうか？

A 施設入所者だからといって、一概に電動車椅子の支給が不相当と判断するものではあり  
ません。普通型車椅子では操作困難なうえ介助効率も悪い場合であつて、電動車椅子を使  
用すれば施設内外の移動が自立できる対象では、個別に対応することが望まれます。電動  
車椅子の操作能力、判断力などについて慎重に評価した結果、安全性や有効性が明らかに  
認められる場合には支給の余地があると考えます。

ただし、電動車椅子走行による事故などの管理責任は施設側にありますので、その許認  
可を得ることが大前提です。支給にあたっては、トラブルを未然に防ぐ意味でも施設側と  
事前に協議し、事故などの管理責任についても確認しておくべきでしょう。

**Q59 心臓機能障害の方へ電動車椅子の適応につき医学的な判断基準はあるのでしょうか？**

A 心臓機能障害により歩行に著しい制限を受ける者の程度、医学的所見の明確な基準を一律に示すことは困難です。歩行により心臓由来の症状が悪化し、医学的な見地からみて危険性もあり、歩行が継続できなくなる程度と考えられます。適応条件として、電動車椅子の使用で心臓機能障害に起因する症状が軽減されることが認められる場合であり、その上で個々の事例の生活スタイルの中で電動車椅子が必要不可欠か否かで判断することになります。

**Q603 肝臓機能障害者や腎臓機能障害者に電動車椅子は支給可能でしょうか？**

A 肝臓機能障害や腎臓機能障害は電動車椅子の対象には認められていません。心臓、呼吸器障害者と異なり、歩行により障害臓器への影響は考えにくいと思われます。電動車椅子によらなければ移動機能を代替できない段階では筋萎縮や筋力低下がなど肢体不自由の医学的所見が認められることも多く、電動車椅子が本当に必要であれば肢体不自由の手帳を取得してから支給することをお勧めします。

**<座位保持装置等>**

**Q61 車載用の座位保持椅子を者にも支給できるのでしょうか？**

A 座位保持椅子は児童に限るとされています。者に対して同様の目的のものを真に必要と判断した場合は、座位保持装置の種目で扱うこととなります。その際、他に生活用に座位保持装置がある場合は、支給個数を勘案する必要があります。

**Q62 腹臥位の有効性が評価された場合、者で腹臥位装置を作ることは可能でしょうか？**

A 真に必要と判断した場合は、座位保持装置の種目で扱うことは可能です。その際、他に生活用に座位保持装置がある場合は、支給個数を勘案する必要があります。

**Q63 座位保持装置の耐用年数は3年ですが、構造フレームに車椅子および電動車椅子を使用した場合の耐用年数はどうなるのでしょうか？**

A 車椅子及び電動車椅子の耐用年数は6年ですが、座位保持装置として判定した場合には、耐用年数は3年になります。ただし、再支給の場合、構造フレームが使用可能な場合には、耐用年数を超えても修理として取扱うことが適当です。

**Q64 介護保険レンタルの車椅子は加工しないで座位保持装置の支持部だけを組み合わせて支給することは可能でしょうか？**

A 補装具費の支給はそれ自体で完成品に対して支給するものであり、レンタル品自体への加工がなくても認められません。

## <歩行器>

**Q65 歩行器と高齢者用の歩行車（シルバーカー）の違いを教えてください。**

A 歩行器は歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものです。シルバーカーは歩行時のバランス、安定性向上には有用ですが、歩行器と異なりフレームの内側に身体を入れることができないため体重を支えるほどの構造にはなっていません。シルバーカーを利用する方は本機がなくても自力歩行がある程度可能なことが使用の前提になります。

**Q66 肝臓機能障害を根拠に歩行器の支給は可能でしょうか？**

A 補装具は「障害の軽減や、失われた機能を代償し、自立を支援する」ものとされています。このため、「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」において、呼吸器機能障害と心臓機能障害が、それぞれの障害の軽減や代償の意味合いから電動車椅子の支給対象とされているところです。しかし歩行器については、呼吸器機能障害、心臓機能障害、肝臓機能障害等の内部障害のみを根拠に支給することは適当ではありません。肝臓機能障害の認定を受けている者に移動機能の障害があり、歩行器の必要性が認められる場合は、肢体不自由としての認定を経てから支給すべきでしょう。なお、難病を原因とする場合であっても、その必要性が個別に認められなければ支給対象とはなりません。

**Q67 車椅子と歩行器の併給は可能でしょうか？**

- A 車椅子の支給対象は歩行障害があつて義肢・装具等の他の補装具によつても移動が困難な者とされていますが、環境因子によつて歩行能力は左右されます。例えば、歩行器を使用することで屋外は無理でも自宅内の移動は何とか可能な者であつて、ほぼ毎日のように外出の機会がある場合は、屋内移動用に歩行器、屋外移動用に車椅子を併給することがあり得ると考えられます。

**<補聴器>**

**Q68 人工内耳使用者から反対側への補聴器の支給について申請がありましたが、どのように考えるべきでしょうか？**

- A 片耳に人工内耳を埋め込んでいる方が、他方の耳で補聴器の使用を希望される場合、その補聴効果が認められれば支給の可能性はあるものと考えます。判断にあたっては、主治医意見書による状況確認や直接判定等の実施を通じ、補聴器使用による補聴効果の有無を確認することが必要です。

**Q69 人工内耳埋め込み者にFM補聴システムは支給可能でしょうか？**

- A 平成18年3月1日厚労省障害保健福祉関係主管課長会議資料に次のようにあります。  
人工内耳装用者に対する補聴用具の基準外交付  
「補装具給付制度における基準外交付の取扱いについては、「補装具給付事務の取扱に関する指針」(平成12年3月31日障第290号通知)に基づき実施しているところであるが、人工内耳装用者に対するFM補聴システムや赤外線補聴システムといったいわゆる補聴用具の交付に当たっても、障害の状況、生活環境、就学・就労の保障等について勘案のうえ、真に必要と判断される場合には、基準外交付として交付しうるので、ご留意のうえ、管内市町村等への周知も併せ、円滑な補装具の交付(修理)に努められるようお願いする。h」  
真に必要と認められる場合は特例補装具として支給することが可能です。

**Q70 FM補聴システムを導入しているろう学校に通う児童に対してFM型送受信機の支給は可能でしょうか？**

- A 原則として学校の場面だけでなく、自宅での会話、日常生活等にも送信機(ワイヤレスマイク)が必要であることが送受信機の支給要件です。

Q71 教育上の必要性から特別支援学校の生徒に一律にデジタルワイヤレス補聴援助システムを支給することは可能でしょうか？

A デジタルワイヤレス補聴援助システムは支給が認められているFM補聴システムと比較して様々な利点があり、价格的にもFM補聴システムの基準額で対応可能ですが、支給を認める場合は、現行では特例補装具の扱いになります。補装具の制度上、個別に必要性を判断するものであり、生徒に一律に特例補装具として支給することはできないことを、学校側に理解していただくことが大切です。

## 4. 厚生労働省事務連絡のQ & A (自立支援法以降)

1. 平成 20 年 5 月 14 日付事務連絡：補装具関連 Q & A
2. 平成 22 年 3 月 31 日付事務連絡：  
「電動車いすに係る補装具費支給事務取扱要領」の電動車いすの対象年齢について
3. 平成 22 年 10 月 29 日付事務連絡：補装具費支給に係る Q & A
4. 平成 25 年 3 月 15 日現在 18 日付事務連絡：  
難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関する Q & A
5. 平成 26 年 3 月 31 日付事務連絡：補装具費支給に係る Q & A の送付について
6. 平成 27 年 3 月 31 日付事務連絡：補装具費支給に係る Q & A の送付について

## 1. 補装具関連Q&A 平成 20 年 5 月 14 日付事務連絡

問 1 補装具費支給決定後、製作途中に補装具費支給対象障害者等が死亡した場合の取扱い如何。(支給決定後における未完成の補装具の取り扱い等)

(答)

- 障害者自立支援法施行規則第 6 5 条の 7 第 1 項においては、補装具の購入又は修理が完了した後に、「適合状態を確認できる書類（適合証明書）等」（10号）を求めているところであるが、補装具製作途中に本人が死亡する等、特段の事情がある場合には、適合証明書を欠く場合であっても（未完成の補装具であっても）補装具費の支給を行うこととする。
- 補装具費の額については、補装具費支給対象障害者等の死亡時点において、補装具製作業者が発行した領収書による額から算定することとなる。ただし、未完成部分があることから、身体障害者更生相談所等の意見を参考に、支給決定時の見積額の範囲内での実費相当額とする。
- なお、補装具費支給対象障害者等が死亡した場合の利用者負担については、生活保護世帯に準じた取扱いを行う等適宜の方法により減免して差し支えない。

問 2 補装具のうち特に義肢及び装具の場合、義肢装具士の資格を有する者が採型や適合をすべきと思われるが、どう考えればよいか。

(答)

- 義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合については、身体に触れた上で行う行為であり、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）及び義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）の規定により、医師、看護師等又は義肢装具士の資格を有しない者が業として行うことが禁止されている「診療の補助行為」に該当する。
- 従って、障害者自立支援法に基づく補装具費支給制度においては、義肢装具士の資格を有する者が、義肢装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合を行うべきである。
- また、利用者への補装具製作業者情報の提供にあたっては、義肢装具士の資格を有する者が採型及び適合を実施する体制にあるか等の観点に基づく検証も重要である。
- なお、義肢装具士を配置している補装具製作業者については、財団法人テクノエイド協会のホームページにおいて情報提供しているので参考にされたい。

問3 装具の患足を補高した場合で、健足も補高する必要がある場合、加算が可能か。

(答)

- 健足補高の加算については、靴型装具及び靴付き下肢装具の場合は可能であるが、それ以外の装具の場合は、患足の状況とともに健足に補高を必要とする状況等について個別に必要性を判断することとなる。

問4 児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費支給申請を行った場合、補装具費支給制度により補装具費（100分の90相当額）を支給することは可能か。

(答)

- 可能である。なお、利用者負担（10/100相当額）を施設長に課すことは社会通念上適当ではないことから、利用者負担については障害児施設措置費において、医療費として支弁して差し支えない。

## 2. 「電動車いすに係る補装具費支給事務取扱要領」の電動車いすの対象年齢について 平成22年3月31日付事務連絡

(問) 学齢時以上を対象とするのはどのような考えか。また、学齢児未満であっても対象としようか。

(答)

1. 電動車いすに係る補装具費の支給は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、身体障害児の身体の状態、年齢、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断していただきたい。

電動車いすに係る補装具費の支給に際しては、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等について格段の指導が必要となる。対象者については、重度の下肢機能障害者であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない者等であり、歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者。また、操作ノブ等の操作のほか、メインスイッチ・速度切替、発進・停止、速度調節、直進（直進・蒲鉾・片傾斜道路）走行、S字・クランク走行等その他移動に必要な操作が円滑に行える者が対象となると考えている。

これらを勘案し、「学齢児以上であって、電動車いすの特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。」としているところである。

2. 以上の趣旨を踏まえ、対象児童の年齢のみをもって一律に支給しないことを決定し、申請を却下することは適当でない。

\*平成27年3月31日日本Q&Aは廃止

### 3. 補装具費支給に係るQ&A 平成22年10月29日付事務連絡

<共通事項>

- Q 1 完成用部品通知の適用日等について
- Q 2 補装具の複数支給について
- Q 3 義肢等に使用される完成用部品の判断基準について
- Q 4 修理基準が示されていない場合の補装具の修理基準額の取扱について
- Q 5 障害児施設の施設長が支給申請を行なう場合の取扱いについて

<平成22年度改正に係る事項>

- Q 6 盲人用安全つえの身体支持併用の取扱いについて
- Q 7 遮光眼鏡等の支給に関する取扱いについて
- Q 8 車いす等に関する特別調整加算の廃止等について
- Q 9 車いす等の新規製作時及び修理時の加算等の考え方について
- Q 10 車いす等における加算による上限額の取扱いについて
- Q 11 車いす等における座位保持装置の完成用部品の使用について
- Q 12 車いす及び電動車いす等の耐用年数の取扱いについて
- Q 13 車いす等における成長対応加算取扱いについて
- Q 14 簡易型電動車いすの取扱い及び電磁ブレーキの取扱いについて
- Q 15 電動車いす新規製作時のバッテリー価格等の取扱いについて
- Q 16 座位保持いすの車載用加算の取扱いについて
- Q 17 歩行器における「後方支持型」の取扱いについて

**Q 1 補装具に係る告示については、これまで各年度末に改正され、新年度から適用することとされているが、完成用部品の通知が年度途中で発出された場合、当該通知の適用日については、どのように考えたらよいのか。**

A 完成用部品の名称や価格等については、告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）において、「別に定める」とされており、障害保健福祉部長通知（以下「通知」という。）により示しているところである。

したがって、完成用部品の価格等については、告示の改正に関わらず、「別に定める」ところの通知が改正されるまでの間は、旧来の通知が適用されることとなっている。

このため、年度途中において通知が改正された場合にあっては、当該年度の4月1日への遡及適用は行わず、補装具費支給申請に対する支給決定日において適用されている通知に基づき、判断していただくこととなる。

**Q 2 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であり、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は2個が可能となっているが、次のような場合にも、複数の支給を認めることは可能か。**

- ① 日常的に車いすを利用している者が、日常使用している車いすに加えてスポーツ専用車いすを希望した場合
- ② 自己での車いす操作が不可能な方であって、主に外出用として、介護者の負担軽減のみを理由とした電動車いすを希望した場合
- ③ 室内用、室外用など、異なる場所での使用を想定し、複数台の支給を希望している場合

A ① の場合

スポーツ専用車いすについては、その使用目的が日常生活の能率の向上にはあたらないことから、補装具費の支給対象とはしていない。

② の場合

電動車いすの支給目的については、あくまでも電動車いすを使用する者の自立（日常生活の能率の向上）を図ることであり、介護者の負担軽減のみを理由とした支給は想定していない。

③ の場合

室内用・室外用などを希望する場合については、それぞれの使用場所における兼用の可否とともに、職業又は教育上等特に必要と認められるのかを十分に確認した上で、支給の有無を慎重に判断されたい。

**Q 3 義肢等に使用される完成用部品は、義足の膝継ぎ手、足部など多種多様なものとなっており、その適合判定に苦慮するところである。補装具費の支給に当たり、失われた身体機能の補完、代替、生活の能率向上を図ることを目的としていることや、公平な判定を行う観点からも、何らかの判断基準を示すべきではないか。**

A 補装具については、身体障がい者の場合は、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、身体障がい児の場合は、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであることから、補装具費の支給に当たって

は、障がいの状況や生活環境、就労上、教育上の特に必要な配慮等を総合的に判断し、当該者・児に対して、最も適切な補装具（部品）を選択する必要がある。

こうしたことから、特定の完成用部品について、対象者を限定するなど、一律に判断基準を示すことは選択の幅を狭めることとなるため、難しいと考えている。

**Q 4 修理基準が示されていない場合の補装具の修理基準額はどのように考えたらよいか。**

A 修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることとしている。（平成22年3月31日 障発第033112号「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）

また、新規作成時に部品等の加算を行う場合であって、例えば、電動車いすの修理基準に示されていないシートベルトなどの加算が必要となる場合には、上記の考え方にに基づき、車いすの修理基準を参考とするといった取扱いも可能である。

**Q 5 児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費支給申請を行った場合、補装具費支給制度により補装具費（100分の90相当額）を支給することは可能か。また、可能である場合、誰の所得証明を添付するのか。**

A 可能である。なお、利用者負担（10/100相当額）を施設長に課すことは社会通念上適当ではないことから、利用者負担については障害児施設措置費において、医療費として支弁して差し支えない。

また、申請には保護者である施設長と施設長の属する世帯の他の世帯員の所得証明を添付する。

利用者負担上限額は保護者及び保護者の属する世帯の他の世帯員の所得の状況に応じて判断をすることとなっている。

**Q 6 平成22年度改正により、盲人用安全つえについては、身体支持併用のつえも対象とされたが、その交付に当たって、肢体不自由（下肢の機能障害など）を理由とした身体障害者手帳の所持が必要か。**

A 今回の改正については、高齢化に伴い、身体を支えることができる盲人用安全つえのニーズが高まっていることから、市場調査等を行った結果として新規に取り入れたものであるため、視覚障害であって、身体支持併用のつえの交付が必要と認められる場合、支給の対象と考えて差し支えない。

Q 7 遮光眼鏡について、従来は原因疾患による支給対象者が示されていたが、平成 22 年度改正により、対象者が原因疾患によらないと明確化され、申請者の増加及び申請内容の多様化が見込まれるところであるが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。  
① 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けていない者に対し、矯正機能のある遮光眼鏡を給付することは可能か。 ② 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けている者に、矯正遮光両用の眼鏡を給付する場合、矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額として設定してよいか。

A 遮光眼鏡については、これまで遮光眼鏡の有効性が認められた疾患である網膜色素変性症、白子症、先天性無虹彩、錐体桿体ジストロフィーの4疾患としていたところであるが、真に症状に応じた支給とするため、改めてその症状に着目した対象者像を明確化したところである。

① の場合

矯正眼鏡は、屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下（視力障害）等の視力障害を理由とする身体障害者手帳の交付を受けた者であって、矯正眼鏡にて視力が改善される者を対象に給付している。このため、それ以外の者に対する遮光眼鏡の支給に当たり、矯正機能を付加することは適当ではない。

② の場合

遮光眼鏡及び矯正眼鏡について、双方の給付を受けることができる者については、遮光眼鏡と矯正眼鏡を、それぞれの機能ごとに分けて使用することが想定されるのか、常時一体的に使用することとなるのかなど、申請者の生活環境等を参考として判断することとなる。したがって、一律に矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額とするのではなく、常時一体的に使用することとなる場合については、遮光眼鏡の基準額を上限として設定されたい。

Q 8 平成 22 年度改正で、車いす及び電動車いすに関する特別調整加算が廃止されたが、どのように考えたらよいか。

A 特別調整加算は、基本構造以外の構造を追加する際の基準として設定され、例えば「車いす普通型」に跳ね上げ式のアームレストを付加するような場合、車いす普通型の価格の10%の範囲内で加算することにより対応するという取扱いが行われてきた。

しかしながら、補装具の支給状況を見ると、特例補装具が多く支給されていること、特例補装具には価格の上限設定がないことから適正価格の判断が難しくなっていることなども考えられるため、価格の適正化を図りつつ、一般化できるオプションについては、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

Q9 車いす及び電動車いすの新規製作等について、① ベースとなる「基本構造」、② 新規作成時及び修理時の加算、③ 加算する場合の基準額と使用部品数との関係について、どのように考えたらよいか。

A 平成22年度改正で、これまで特別調整加算により対応されてきた部品や、実際に特例補装具として対応されてきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

① 車いすの基本構造は、フレーム、シート、バックレスト、アームレスト、フットサポート、フットプレート、キャスター、駆動輪、ブレーキ、ハンドリムなど、普通型の車いすを構成するのに必要最低限の構造を想定している。また、普通型電動車いすについては、これらの構造に、電動駆動装置（モーター等）、コントロールボックス、クラッチレバーなど、電動車いすとして機能するのに必要な構造が加わることとなる。

② 補装具費の新規製作時には、基本構造に含まれていない部品に限り加算できることとしており、この場合は、修理基準の額を上限として加算する。

また、修理時には修理対象となる部品について、原則、修理基準の額を上限とすることができることとしている。

以下、考えられる修理事例と修理基準額適用の考え方を、いくつか例示する。

ア) ノーパンクタイヤのついた車いす（普通型）の、ノーパンクタイヤ2個を修理交換する場合の考え方

$$\begin{aligned} & (\text{ノーパンクタイヤ交換} + \text{購入後後付け加算} \times) \times \text{個数} \times 1.03 \quad (* \text{現在では} 1.048 \text{以下同}) \\ & = (3,690 \text{円} + 1,740 \text{円}) \times 2 \text{個} \times 1.03 = 11,185 \text{円} \end{aligned}$$

※ 購入後に後付けする場合は1,740円増しとするとなっている。

イ) 跳ね上げ式アームサポートのついた車いす（普通型）の、跳ね上げ式アームサポート（1個）のみを修理交換する場合の考え方

$$(\text{跳ね上げ式アームサポート交換}) \times \text{個数} \times 1.03 = 4,680 \text{円} \times 1 \text{個} \times 1.03 = 4,820 \text{円}$$

ウ) 角度調整、前後調整付きフットサポートのついた車いす（普通型）の、フットサポート（1個）を修理交換する場合の考え方

$$\begin{aligned} & (\text{フットサポート交換} + \text{角度調整} + \text{前後調整}) \times \text{個数} \times 1.03 \\ & = (3,000 \text{円} + 1,500 \text{円} + 1,500 \text{円}) \times 1 \text{個} \times 1.03 = 6,180 \text{円} \end{aligned}$$

③ 告示の修理基準などに示している基準額については、原則として個々の部品1個の額を想定しているため、1台の車いす製作に必要な数を乗じて算出した額を上限と考えることとなる。

しかしながら、例えば車軸位置調整部品などのように、必ず左右2つの部品をセットで使用しなければ機能しないものについては、2つの部品をセットしたものを車いす1台分として基準額を示しているため、取扱いには留意されたい。

Q10 平成 22 年度改正により、個々の障害者の身体状況等を勘案して、種々の機能や部品が加算できることとされた。それにより、カタログに掲載され、定価も明示されている車いすや電動車いすそのものを申請しているにも関わらず、告示に示された種々の加算を加え、定価を超えた見積りを提出する業者が増えてきているが、① 標準搭載されている機能等について、個々に加算を認める必要があるのか。② 種々の加算を計上した場合に、カタログ掲載価格（定価）を超過してしまう場合の上限額をどのように考えるべきか。

A 平成22年度改正で、これまで特別調整加算により対応されてきた部品や、実際に特例補装具として対応されてきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたところである。

① の場合

申請時に提出されたカタログ等により、車いすや電動車いすの定価に標準搭載されている機能や部品が含まれていることが明らかになっている場合について、加算をすることは適当ではない。

② の場合

車いすや電動車いすを新規作成する際に、申請者の障害状況等を勘案した加算等を加えて作成した見積りがカタログ定価を超えた場合については、カタログ定価を上限とすることが最も合理的な判断と考える。この場合には、修理申請時の判断において、支給する車いすがどのような機能を持つものであるのかを正確に把握しておくため、見積りには付属した機能を明記した上で、定価との差額を値引きとして取り扱うといった対応が考えられる。

Q11 平成 22 年度改正において、車いす及び電動車いすの備考欄に「体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる場合には、別に定めるところによるものを加算すること」との記述が追加されている。別に定めるところによるものとして、座位保持装置の完成用部品の価格のみを加算するものと解釈してよいか。

A お見込みのとおり。

**Q12 車いす及び電動車いすの耐用年数が、5年から6年に改正されたが、平成21年度以前に支給したのも、6年と考えてよろしいか。併せて、座位保持装置に、車いす・電動車いすの機能を付加した場合については、どのように判断すべきか。**

A 車いすの耐用年数については、耐久性向上の環境が整えられつつあること、モジュラー型車いすの普及により、部品の修理交換で対応できるケースが増え、再支給に至らない場合があること、医療機関の専門職への聞き取り結果等から、耐用年数を5年から6年に見直したところであり、平成22年4月以降に更新を行う車いすについては、6年として取り扱うこととなる。

しかしながら、そもそも耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであり、耐用年数を超えていないから修理や再支給を認めないなどと、一律に取り扱うのではなく、当該補装具の状態、障害状況や生活環境等を把握することにより、実情に沿うよう十分に配慮することが必要である。

また、座位保持装置に車いす・電動車いすの機能を付加した場合についても、座位保持装置や車いす・電動車いすの耐用年数で一律に対応することなく、上記と同様の取扱いとすることが望ましい。

**Q13 「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」p55にある「成長対応加算」の対象者に記載されている、「バックサポート高さ、座奥行き、背座張り調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、脱着ハブ」について、これらすべてをとりつけたときに加算するという取扱いでよろしいか。**

A 「取扱要領」にお示ししている部品は「成長対応加算」の例示であり、障害児等の状況によってはこれらの部品すべてが必要でない場合も考えられる。

この場合、成長対応型部品交換の修理基準の56,020円を上限として、必要な付属品の修理基準の額を加算することで対応していただいて差し支えない。

ただし、追加した部品の修理基準の総額が56,020円を下回る場合は、当該金額を上限額として取り扱うこととされたい。

**Q14 電動車いす簡易型A切り替え式について、従前は「手動兼用型」という名称で、告示の基本構造欄にも「ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。」という記載があったが、改正により名称が「簡易型」となり、基本構造欄も「車いすに電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。」と変更されている。① これにより、駆動輪が小さい（車いす手押し型に取り付ける）電動ユニットも基準内の取り扱いが可能であると考えてよろしいか。② また、電磁ブレーキの加算については、通常型の電動車いすには、加算できないこととされているが、簡易型電動車いすの見積りに当たっ**

ては、電磁ブレーキは加算して考えるべきか。③ 簡易型電動車いすの上限額はどのように考えたらよいのか。

A

①の場合

簡易型電動車いすについては、従前「手動兼用型」としていたものについて、今回の改正においてJISにあわせた表記とすることとしたものであるため、原則としては、「普通型」の車いすに電動駆動装置等を取り付けたものを想定している。

②の場合

通常型の電動車いすには、電磁ブレーキが基本構造として含まれているため、新規加算はできないこととしているが、「簡易型車いす」については、基本構造に含まれていないため、加算することが可能である。

③の場合

①及び②から、簡易型車いすの上限額については、次のように考えることとなる。

「電動車いす（簡易型）の基準額」＋「車いす（普通型）の基準額」＋「付属品の基準額」

なお、ここでいう「付属品」には、上記の電磁ブレーキの他、外部充電器、バッテリー、転倒防止装置など「車いす」の修理基準の表に掲げられるものが想定される。

**Q15 電動車いすを新規製作する場合、基準額にバッテリーの価格を加算することができるのか。また、加算できるとした場合、その価格には、ハーネス及びリレーの価格も含まれているのか。**

A 電動車いすの基本構造にバッテリーは含まれているものの、制度導入時より想定していた電動装置交換には、バッテリーの額は含まれていなかったことから、簡易型電動車いすについては加算の算定を可能としてきたところ。こうしたことを踏まえて、今般、普通型電動車いすについても、簡易型電動車いすとの整合性を図る必要があるという観点から加算の算定を可能としたものである。

なお、新規製作時に加算する場合の価格については、修理基準の表に掲げるバッテリー交換の額の範囲内とされており、ハーネス及びリレー部分は、含まれない（基本構造に含まれる）ものである。

**Q16 平成22年度改正で、座位保持いすの交付について、車載用として交付する場合の加算が付加されたが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。① どのような座位保持いすが加算できる対象範囲となるのか。② 座位保持いすの基準額と車載用の基準額の合計額を超える場合、差額自己負担で対応するのか。座位保持装置での支給も可能か。③ 座位保持いすの車載用について、家用と通学用の複数支給は可能か。④ 身体**

状況に合わせ、パット等を使用することが望ましい場合、座位保持装置のものを加算して用いることが可能か。

A

①について

一般の児童を対象とする市販のチャイルドシートでは対応できないような車載用の座位保持いすについて加算（支給）の対象としているものである。しかしながら、オーダーメイドに限定するものではなく、仮にいわゆる既製品であったとしても、個々の障害の状況等に対応できるものであれば（オーダーメイドに準じたものであれば）補装具として支給することは差し支えない。

②について

支給に当たっては、他の補装具と同様の扱いとなるため、個人の嗜好により生じた差額は自己負担となる。また、車載用として交付する場合の加算は、「座位保持いす」についてのみであり、「座位保持装置」として支給することは適切ではないと考えている。

③について

複数の支給に当たっては、就学上等、真に必要と認められる場合についてのみ対象となる。

④について

追加のパット等を使用する場合には、加算の範囲内で対応することが前提であるが、真に必要と判断される場合には、特例補装具として扱うことも可能である。

Q17 歩行器の基準（39,600円）に、「後方支持型のものには21,000円増しとすること。」という内容が追加されたが、この「後方支持型」のものとは、具体的にどのようなものを指すのか。

A 「後方支持型」については、身体を支えるための支持バーが側方と後方のみにあるものを想定している。

## 4. 「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関する Q&A」平成25年3月15日現在 18日付事務連絡

### 補装具費の支給について

問1 補装具の種目ごとに難病患者等の対象者を詳細にご教示願いたい。

(答)

1. 補装具の種目ごとの難病患者等の対象者については、「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知）」にお示ししてある対象者像を参考に、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活上の必要性について判断の上、支給の要否を決定していただきたい。

【参考】

補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められない。「真に必要」な要件とは、単に便利だからとか、QOLの向上や介助の軽減になるというものでなく、その用具、機能がなければ生活、就労、就学が極めて困難であるかどうかという視点で必要性を判断すること。

2. その際、申請者の来所（義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子）によらないものについては、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査に加えて来所による判定を行うことなども考えられる。

【参考】

障害者総合支援法で補装具を作製する場合、補装具費の支給申請を市町村が受け、その後の支給決定にいたる事務処理には以下の方法がある。

- ① 身体障害者更生相談所による直接判定
- ② 身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定（文書判定）
- ③ 市町村による決定（身体障害者更生相談所の判定が不要）

補装具費支給事務取扱指針では、義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子の場合は利用者の身体障害者更生相談所来所によって医学的判定を行うとされている。医学的判定では身体障害者更生相談所の医師、リハ専門職が申請者を直接診察して、障害状況、生活状況等を把握し、必要に応じて、住環境調査を含めた在宅訪問による判定も行う。難病患者等に対しては、これらのほか判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査などにおいて、身体状況や生活状況等を把握の上、判定を行う。

3. なお、重度障害者用意思伝達装置については、難病患者等日常生活用具給付事業の対象者を考慮し、難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされたい。

問2 現行では、遮光眼鏡の対象者の要件の一つに「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」とあるが、難病患者等であって、難病等では身体障害者手帳に該当しない状態の方が遮光眼鏡を希望する場合でも、視覚障害の身体障害者手帳の取得は必要ないのか。

(答)

1. 遮光眼鏡の対象者の要件の一つである「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」については、難病患者等も対象者とすることから、補装具費支給事務取扱指針を改正し、削除する。
2. なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、個々の身体状況等に応じた必要性を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病患者等に十分に理解してもらうことも必要である。

**問3 難聴を合併症状として有しない難病患者等が、難聴になった場合に補聴器の申請をした場合、支給対象となるのか。また、聴覚・平衡機能系疾患ではないが、難聴が合併症状として生じてくる難病患者等に対して、補聴器を支給できるのか。**

(答)

1. 補装具費支給制度で給付対象としている補聴器は、重度及び高度難聴用の補聴器が給付対象となっているため、少なくとも高度難聴と同程度の症状であるなら、支給決定が可能である。

**問4 難病患者等で、身体障害者手帳の下肢6級を持っている者が車椅子の申請をする場合、手帳の障害程度等級変更による申請、あるいは特定疾患医療受給者証（受給者証のない場合は、医師の診断書）による申請のどちらでも、申請者が選ぶことが可能なのか。**

(答)

1. 身体障害者手帳を所持している者については、原則、従来と同様の判断で差し支えない。
2. その際、個々の難病患者等の身体症状の変動状況や日内変動の状況等も勘案し、移動手段としての有効性を的確に判断の上、支給の判定をしていただきたい。

**問5 重度障害者用意思伝達装置の対象は音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされているが、「筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患」でいう神経・筋疾患のうち、進行性の疾患を示して欲しい。**

(答)

1. 疾患の診断については医師に委ねられているが、判断に迷う際には、診断書を作成した医師のほか、難病相談・支援センター等に相談していただく等により判断していただきたい。

2. また、「難病情報センター（運営：公益財団法人難病医学研究財団）」では、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象としている疾患を中心に、国の難病対策、病気の解説や関連情報の提供などを行っているので参考にされたい。

（参考）

- ・ 難病情報センターのホームページ <http://www.nanbyou.or.jp/>
- ・ 都道府県難病相談・支援センター一覧 <http://www.nanbyou.or.jp/entry/1361>

**問6 難病患者等日常生活用具給付事業により従来給付してきた車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴以外のその他の補装具についても、難病患者等から支給の申請が行われることになる。そのため、市町村においては、窓口において丁寧な対応が求められるが、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、補聴器等の補装具に関わる身体障害者手帳を持たない難病患者等への対象拡大について、厚生労働省はどのように考えているのか。あくまで自治体の判断なのか。**

（答）

1. 障害者総合支援法における補装具については、従来の補装具と同様に、個々の身体状況などを踏まえ、希望する補装具の必要性に応じて判断することとなる。
2. 難病患者等に対する補装具の支給については、身体障害者手帳を持たないことのみをもって、窓口において門前払いすることがないよう対応していただきたいと考えている。
3. なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、他の身体障害者・児と同様に個々の身体状況等に応じて必要性を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病患者等に十分に理解してもらうことも必要である。

**問7 難病患者等に対する補装具の支給に関して、医師の意見書には、どのような項目が含まれるか。**

（答）

1. 難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動の状況等についても記載することになる。
2. これらのことを記載できるように「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知）」の別添様式例第6号を改正することとしている。

問8 「症状がより重度の状態でもって判定する」場合、重度の状態となる頻度はどのように考えるのか。1ヶ月に1回や数ヶ月に1回程度でも考慮するのか。

(答)

1. 個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性について判断の上、支給の可否を決定していただきたい。

問9 「症状がより重度である状態をもって判定する必要がある」について、具体的な判定方法を教えていただきたい。

(答)

1. 申請者の来所（義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子）によらないものについては、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査に加えて来所により判定する。

問10 補装具で医学的判定不要の種目において、症状が安定している時には利用頻度が少ない種目も希望があれば支給してよいか。

(答)

1. 補装具費支給制度においては、現状の障害・疾患や生活の状況等を踏まえ、現状において身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性を判断するものであるため、今後に備えるためなどの支給は適当ではない。
2. 他に有効な方法がなく、その機能がないと日常生活・社会生活等が極めて困難であることを確認できれば、支給しても差し支えない。
3. なお、医師の診断書等により、症状の急速な進行が明らかな場合、早期支給を行うよう努められたい。

[参考]

○ 難病患者等に対する電動車椅子

難病患者等に対する電動車椅子の支給に際しては、症状の悪化を防止するという観点も踏まえ、車椅子ではなく、電動車椅子を認めるといった配慮が必要。（身体障害者も同様。）

○ 難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置

難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置について、特に筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うといった配慮が必要。（身体障害者も同様。）

なお、この取扱いとするのは、難病患者等日常生活用具給付事業における意思伝達装置の対象者像を踏まえた上での対応である。（難病患者等日常生活用具給付事業は廃止されるため、従前は対象者として取り扱っていた者が対象外とならないように配慮する必要がある。）

**問 11 現行では、視覚障害の身体障害者手帳所持者でないと矯正眼鏡を支給できないことになっているが、難病患者等で支給を希望する者について視覚障害の手帳所持は必要か。**

(答)

1. 矯正眼鏡については、視力障害の認定そのものが、矯正視力（矯正眼鏡を付けた状態）で判断するものであることから、矯正眼鏡を使用しても身体障害者手帳の対象となる程度の者を対象と考えることが適当である。

**問 12 電動車椅子については「症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要」とあるが、現在対象外の場合も可とするということか。**

(答)

1. 移動能力が車椅子の対象者であって電動車椅子の対象には該当しない場合であっても、疾患によっては、上肢の駆動操作による手への過剰な負担などの知覚や自覚が困難であることから、手動車椅子を自分で操作することによって、結果的に障害や疾患等が悪化する場合なども考えられるため、疾患の状態等を踏まえて対応をお願いするものである。

**問 13 「既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子等を給付されたものから再支給・修理の申請があった場合には補装具の支給決定が認められないことがないようにする必要がある。その際迅速に支給決定を行うことができるよう配慮していただきたい。」といった趣旨の記述があるが、このような申請があった場合は身体障害者更生相談所の判定は不要と解してよいか。**

(答)

1. 再支給・修理の申請の場合の配慮とは、既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付時に、当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮を求めているものである。
2. なお、難病患者等が難病患者等日常生活用具給付事業で既に必要性が認められ給付のあったもののうち、身体障害者更生相談所による直接判定を要する補装具（電動車椅子）及び身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定を要する補装具（車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置）についての再支給（軽微なものを除く。）に際しても、疾患状況等に变化のある場合や難病患者等本人が処方内容の変更を希望する場合、又はそれまで使用していた車椅子等から性能等が変更されている場合等は、同様の判定を行うこととなる。

**問 14 障害福祉サービスの支給申請時に申請者が難病患者等と判断するものとして「特定疾患医療受給者証等」と記載があるが、自治体担当者会議資料 P96②アの補装具費支給申請に、「特定疾患治療研究事業対象者は特定疾患医療受給者証の写しで代替できる」とある。障害福祉サービスのように「等」が入っていないが受給者証等で判断は可能か。**

(答)

1. 対象者の確認は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証で行うことを想定しているが、その他の方法で申請者が難病患者等であると確認できる場合については、各自自治体において適切に判断されたい。

**問 15 既に難病患者等日常生活用具給付事業で給付された者から、修理申請があった場合は市町村での支給と考えてよいか。**

(答)

1. 補装具費の対象となる種目については、市町村において、従来の補装具にかかる修理申請と同様の手続きで取り扱う。

**問 16 特定疾患医療受給者証には、疾患名及び有効期間等が記載されていると思うが、診断書で確認する場合、診断書の記載日が古いものでも構わないか。有効と扱ってよい期間の目安があれば、お示しいただきたい。**

(答)

1. 申請受付に当たっての診断書の有効期間は、設定していないが、診断書の記載時期から状態が変化していると判断される場合などについては、再度、診断書を求めるなど各自自治体の判断により適切に対応されたい。

問 17 難病患者等に対する補装具について、難病患者等の疾患や疾患群で種目別に対象者が分かれるのか。

(答)

1. 疾患名や疾患群で限定されることなく、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性について判断の上、支給の要否を決定することになる。

問 18 四肢の麻痺や体幹の変形等がなく、症状が軽い時には歩行が可能な難病患者等から、症状が重い時に生じる痛みや痺れ感、易疲労性等を理由に車椅子の申請があった場合に支給は可能か。

(答)

1. 個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性に判断の上、支給の要否を決定することになる。
2. 既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子の給付を受けていた場合は、当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮する必要がある。

## 5. 補装具費支給に係るQ&Aの送付について 平成 26 年 3 月 31 日付事務連絡

Q 1 消費税率の改定に伴う補装具費の基準額告示改正について、4月1日から適用されるが、3月31日までに支給決定され、4月1日以降に製品の引き渡しが行われる場合、どのように考えたらよいか。

A 平成 22 年 10 月 29 日の補装具支給にかかる Q&A にあるとおり、補装具費の支給決定日において適用される基準額に基づき、判断することとなる。

**Q 2** 眼鏡においては、「眼鏡」という種目の中に矯正眼鏡、遮光眼鏡など複数の構造が示されているが、補装具については、原則一種目について一個の支給とされているため、支給に当たっては、何れかの種目について一つと考えるべきか。

A 「眼鏡」という種目の中には、矯正眼鏡、遮光眼鏡など、それぞれ構造が異なった種類を規定しており、その用途も異なっているため、「眼鏡」という種目の中で複数支給することは可能である。  
従って、眼鏡の支給に当たっては、個々の者の視覚障害の程度や生活環境等を踏まえることが必要であり、個々の状況に応じて、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡を同時に支給することもあり得る。

**Q 3** 平成25年2月25日の障害保健福祉関係主管課長会議資料で、盲人安全つえの普通用（当事者の方が身近な地域を移動する際に必要）と携帯用（バスや電車などの公共交通機関を利用する際の乗車時に他の乗客に配慮して折り畳む必要がある）それぞれについて補装具費の支給を行うよう配慮していただきたいとあるが、これはスペアを支給してよいということか。

A 補装具費支給制度では、補装具の修理を行っている間などの当該補装具の代用品（いわゆる「スペア」）の支給は認めていないが、構造や用途が別であれば同一種目においても複数支給を認めることは可能である。この趣旨と障害者の生活状況を踏まえ、普通用と携帯用のそれぞれを支給する必要があるか判断することとなる。

## 6. 補装具費支給に係るQ&Aの送付について 平成27年3月31日付事務連絡

（盲人用安全つえ）

**Q 1** 平成27年度の告示改正において、盲人用安全つえの基本構造における主体が「グラスファイバー」から「繊維複合素材」に改正されたが、これは、グラスファイバー、カーボンファイバー並びにアラミド繊維などの素材が含まれると考えてよいか。

A お見込みのとおり。  
今回の改正は、現在流通している盲人用安全つえの素材について、グラスファイバーに限らず、カーボンファイバーやアラミド繊維等が使用されるなど多様化している現状に対応する

ことや、新たな素材を使用した盲人用安全つえが開発されることも想定した上で改正したものである。

**Q2 盲人用安全つえに関する基準額と加算の考え方についてご教示いただきたい。また、補装具告示に記載されている夜光装置とは、どのようなものを想定されているのかご教示いただきたい。**

A 盲人用安全つえの基準額は、実際に支給を行うつえについて、当該つえが持つ構造等を評価することにより、基本構造に係る基準額と、該当する加算を積み上げることにより上限額を設定することとなる。

例えば、主体がグラスファイバー、プラスチックの石突、白色、ゴムグリップ、全面夜光材付きの普通用の盲人用安全つえについては、下記参考例のとおりとなる。

なお、夜光装置については、自ら発光するものではなく、いわゆる反射材を想定している。

(参考例)

普通用（グラスファイバー、プラスチックの石突、白色） 3,550 円＋ ゴムグリップ 660 円  
＋ 全面夜光材付 1,200 円＝ 5,410円

(補聴システム)

**Q3 人工内耳装用者が使用する補聴システムについては、これまで特例補装具として支給が可能という考え方が示されており、これまでは補装具告示に掲載されている FM 型補聴システムをその対象と考えてきたところである。先般、告示には掲載されていない最新のデジタル方式の補聴システムの申請がなされたが、同様に特例補装具として対応が可能か。**

A 人工内耳装用者に対する補聴用具の支給に当たっては、障害の状況、生活環境、就学・就労の保障等について勘案のうえ、真に必要と判断される場合には、特例補装具として支給しうるものであり、FM 型補聴システムがその対象とされていたところである。FM 型またはデジタル方式いずれの補聴システムについても、人工内耳装用者に対する聞こえを補う目的の機器であり、その使用の趣旨は同じものであるため、補聴システムの必要性やFM 型補聴システムの使用が困難である理由などを十分に確認の上で、特例補装具として対応されたい。なお、補聴器使用者に対する補聴システムの支給についても、同様に扱われたい。

(電動車椅子)

**Q4** 今回の改正により、電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領が改正され、その対象者において「なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。」との記載が削除されたが、電動車椅子の対象者は学齢児以上であれば支給して差し支えないということか。

A

1. 電動車椅子に係る補装具費の支給は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、特に身体障害児については、その身体の状態、年齢、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断していただくことが重要である。したがって、対象児童の年齢のみをもって一律に申請を受け付けない又は支給しないといった対応を行うことは適当ではなく、従来どおり申請者個別の状況を適切に判断していただきたい。
2. 実際の支給決定に際しては、申請者の年齢にかかわらず、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等について格段の指導が必要となるため、次の各事項等について、十分に確認を行った上で判断すること。
  - ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者であること。
  - イ 歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者であること。
  - ウ 操作ノブ等の操作のほか、メインスイッチ・速度切替、発進・停止、速度調節、直進（直進・蒲鉾・片傾斜道路）走行、S字・クランク走行等その他移動に必要な操作が円滑に行える者であること。
  - エ 上記ア～ウの状況について、
    - ・ 補装具費支給意見書を作成した医師
    - ・ 申請者が利用する医療機関や福祉施設の専門職
    - ・ 身体障害者更生相談所の直接判定等いずれかの専門職により、確実に動作等の確認が行われたことが、支給の決定を行う市町村において確認できた者であること。
3. なお、本Q&Aにより、平成22年3月31日付事務連絡「「電動車いすに係る補装具費支給事務取扱要領」の電動車椅子の対象年齢について」は廃止する。

**Q5** 電動車椅子の修理基準にある「携帯用会話補助装置搭載台交換」について、小型の意思伝達装置等にも使用可能と思われるが、意思伝達装置等を搭載する場合についても、この修理基準により加算する

A お見込みのとおり。

会話などの意思疎通に必要な携帯用会話補助装置や意思伝達装置等が必要な者に対しては、障害の状況、生活環境及び当該機器等の使用状況を踏まえ、必要に応じて加算することとして差し支えない。

**Q6 傾斜地での操作性や安全性を向上させることを目的とした電動車椅子の部品について、来年度更新申請を予定している障害者より、現時点では修理基準に乗っていない未発売部品であるが発売された場合に申請したいとの事前相談があった。実際に申請があった場合に、どのように対応すべきか。また、今後修理基準への規定は行われるのか。**

A 修理基準に規定されていない修理の扱いについては、補装具費支給事務取扱指針第2の1(6)にあるとおり、その必要性が認められ補装具費の支給を行う場合には、原価計算による見積もり又は市場価格に基づき適正な額を決定し、支給することとなる。

当該部品については、一般的なジョイスティック型の電動車椅子はもちろんのこと、特にチンコントロール等の特殊なコントローラを使用する者など、繊細なコントロールが求められる者にとって、その操作性を向上させると共に、傾斜地における直進安定性についても向上が図られると聞いており、個々の状況に応じてその必要性を判断した上で特例補装具として支給することが可能である。

修理基準への位置付けは、今後の支給状況等を踏まえつつ検討することとしている。

#### (筋電電動義手)

**Q7 筋電電動義手の支給決定については、個々の障害者（児を含む）の状況等を勘案して判断する特例補装具となると承知している。筋電電動義手の見積もりを確認する際に、支給基準の中で筋電電動義手の完成用部品は掲載されているが、その他製作に当たって必要な基本価格や製作要素価格等の取扱方法についてどのように考えるべきか。**

A 筋電電動義手は、個々の障害の状態、就業や教育の状況並びに生活環境等を踏まえ、また、リハビリテーション等による使用訓練を通じた状況等を勘案し、その必要性が認められた場合に、市町村の判断により支給される特例補装具となっている。

筋電電動義手に使用する完成用部品については、他の完成用部品と同様、製作に当たって適切な部品選択が可能となるよう支給基準に掲載されているが、その他製作に必要な基本価格等の基準額は示していない。

一般的には、義手（装飾用、作業用、能動式）の製作に必要な基本価格や製作要素価格のうち準用できるものの他、筋電電動義手特有の作業工程（筋電電極の位置確認や取付、バッテリーボックス取付、配線など）が必要となるため、それらの費用についても計上されることとなる。基準額が示されていないものに関しては、原価計算による見積もり若しくは市場価格に基づく適正な額であるかを確認の上、適正な額により対応いただきたい。

(重度障害者用意思伝達装置)

Q8 重度障害者用意思伝達装置の対象者について、音声・言語機能障害はあるが重度の両上下肢障害には至っていないなど、国の示す対象者像に必ずしも合致しない者からの申請については、どのように対応すべきか。また、難病患者との関係性についてはどうか。

A 重度障害者用意思伝達装置の対象については、補装具費支給事務取扱指針の別表1「補装具の対象者について」において、

- ・ 重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。
- ・ 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。としている。

特に、難病患者等で進行性の疾患の場合、その状態によっては、上記の「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者」又は「音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者」のいずれの状態にも合致しにくい場合がある。

その場合には、特殊の疾病告示に掲げる疾病であること、近い将来上記のような状態になることについて、補装具費支給意見書において医師の診断が明確であるような場合は、申請者の身体状況等をよく検討の上、支給の対象として差し支えない。

## 5. 技術編：義足完成用部品を理解

この章の内容は、本マニュアルの最後に示す骨格構造義足の継手・足部の機能区分表の理解を促すことを目的に義足処方の基本知識、用語をまとめたものである。より詳細な内容や図解等は、各メーカーのカタログ、義肢装具関係の成書を参考にいただきたい。

## 骨格構造義足判定における処方理解

### 1) 義足処方のタイミング（治療用義足から更生用義足へ）

切断後の装着訓練の段階で医療保険等で仮義足（治療用：訓練用）を処方する。訓練初期には数回に渡り、ソケット適合調整や再作製が必要となることが多い。障害者手帳は切断術後に早めに申請し、障害者総合支援法での本義足作製の準備をする。断端も成熟し、生活、就労の中で使用する段階で本義肢（更生用：常用、作業用）を処方する。

### 2) 医師意見書作成・処方の留意点

傷病名、切断原因、切断術期日は必ず記載する。断端の成熟度、今後の断端周径変化の見込み、皮膚の状況、関節拘縮、断端筋力、幻肢、疼痛の有無など医療情報を書く。市区町村福祉担当者に対して細かい医療情報は不要なこともあるが、医師やリハ専門職のいる更生相談所にとっては非常に重要な情報となる。

義足による歩行能力、日常生活動作能力の情報は欠かせない。生活スタイル、職業は、ソケットの種類、継手、足部のパーツ選択に関わるので必ず記載する。特に、高機能・高額な膝継手や足部が必要な場合は、どうしてそのパーツを処方したか、医学的根拠、必要性の理由を明記する。

## 大腿義足の処方の基礎知識

大腿義足の処方をする場合、断端長、皮膚の状況、断端痛、幻肢痛の有無、股関節の可動域、筋力など断端評価を行う。義足は自己装着が原則であり、上肢機能の把握も重要である。特に大腿義足歩行で重要な筋力は股関節の伸展（膝継手の随意制御）、外転筋力（荷重時の骨盤の安定性）と健側肢の機能である。切断者の活動度、生活、就労のニーズ、義足使用の意欲を把握し、適切なソケット、膝継手、足部を選択する。

### ① ソケット処方の考え方

ソケットは荷重支持、断端と義足をつなぐ力の伝達の役割をもち、懸垂性、安定性が求められる。断端皮膚の状況、装着の容易さ、活動度、自己管理能力などに配慮してソケットの種類を選択する。

ソケットの形状は、横径が長く坐骨支持部を有する四辺形ソケットと前後長が長い坐骨収納式ソケットが一般的である。坐骨収納式ソケットは大腿骨軸が生理的な肢位となり、股関節外転筋力の効率が四辺形ソケットより優れている。トータルコンタクトで荷重支持をする。

ソケットの懸垂性、安定性という点では吸着式が一般的であるが、装着には上肢機能に問題がないこと自己管理できる能力の有無を確認しておくことが重要である。最近では大腿義足においてもインターフェースにシリコンライナーを用いたソケットも普及してきている。シリコンライナーとソケットの接合にはライナー底部のピンのネジ山をアダプタでロックす

るもの、紐でロックするもの、ソケット側壁にベルトで固定するものなどがある。さらに、ライナーの形態で陰圧により密着させるものがある（シールインライナー）。

装着の容易さから坐骨支持部を有する差込式ソケットを高齢者や低活動者に処方することがある。懸垂性に難があり、シレジアバンド、股ベルト、横吊帯などを併用する。

## ② 膝継手処方の方

断端の機能、活動度、生活・就労状況、使用環境などを考慮して膝継手を処方する。様々な機能の膝継手が開発されており、膝折れ防止を目的とした立脚相の安定性と歩行速度に応じた遊脚相の足部の振り出し等の制御の必要度に応じて継手を選択する。価格も様々であり、補装具費支給制度は公費負担で賄うことから、使いこなせない不必要な高額パーツを処方しないように注意すべきである。

大腿義足では立脚相で膝折れが生じないようにすることが一番重要である。大腿義足歩行において踵接地時から立脚相中期前までは体重荷重線が膝継手軸の後方を通り、膝折れ方向にモーメントが働くため切断者が股関節を伸展させて随意的に膝の安定性を保つことを随意制御という。随意制御が困難な切断者にはソケット、膝継手、足部の相対的な位置、角度などアライメントの調整で膝折れを生じないように調整する。継手も荷重ブレーキ膝継手、多軸膝継手（リンク式膝継手）など機械的に膝の安定性を増す不随意制御の継手を処方する。また、イールディング（荷重すると油圧シリンダーの抵抗でゆっくりと膝が屈曲していく）やバウンシング（立脚相初期に膝継手を軽度屈曲させ、それ以上は曲がらない）機構を備えた膝継手では立脚相で膝が軽度屈曲した動的安定性が得られ、坂道を下る、イールディングの場合は階段を交互に降りることも可能となる。

遊脚相の制御は、固定膝、バネ式、機械的摩擦、空圧・油圧シリンダーでの流体制御、さらにコンピューター制御など様々な機構をもつ継手がある。活動性、生活・就労状況、使用環境に合った機能を選択する。

## ③ 代表的な膝継手の機能、特徴と適応例

・**単軸膝ロック式**：立位をとるとき、膝を完全伸展すると自動的に固定され、座る時には手動で解除するものが一般的である。歩行時には膝がロックされるので膝折れの心配をすることなく切断肢へ安心して荷重できるのが利点である。歩行はいわゆる棒足となる。立位の多い仕事や歩行の機会が少なく安全性を重視する事例が適応となる。

・**単軸膝荷重ブレーキ式**：いわゆる安全膝というもので荷重がかかると継手軸が上下から挟まれて摩擦により膝折れを生じさせない構造である。踵接地時に膝折れが生じないが歩行スピードに応じて義足の振り出しが調整できないのが欠点である。その欠点を補うために荷重ブレーキ機構に遊脚相はスプリング、空圧、油圧制御機構を併せ持つ製品もある。

・**単軸膝遊動式**：立脚相は随意制御し、遊脚相はスプリング、空圧、油圧制御機構で制御するものである。切断者の生活様式でもっとも頻度の多い歩行スピードに合わせて継手の屈伸抵抗を調整する。補装具費の基準表では後に示すコンピューター制御膝の単軸の機種もこの

範疇に分類される。就労や生活環境で坂道を下る、階段を交互に降りる必要がある場合は、イールディング機構がある継手を選択する。処方すれば誰でも使えるものではなく、イールディング機構をうまく使いこなすには歩行訓練が必要である。

・**多軸膝遊動式**：リンク式膝継手と言われ、膝継手完全伸展位から屈曲していく際の瞬間回転中心が継手軸より上方にあるので立脚相初期に弱い力で随意制御できるのが利点である。バウンス機構がある膝継手では立脚初期の膝継手軽度屈曲時の瞬間回転中心が上後方、あるいは下（つま先近傍など）に移動するので、つま先荷重するまでは膝折れが起きにくい機械的安定性が得られる。立脚相から遊脚相への移行が単軸よりスムーズで足部と床のクリアランスも大きくなる。断端屈伸筋力の弱い高齢者などにも適応がある。また座位時に継手の出っ張りが小さいので膝離断や大腿長断端例にも適応がある。

・**コンピューター制御膝**：就労、生活の中で様々な歩行速度で歩く必要性が高い方に対して遊脚相の制御をコンピューター制御する膝継手である。義足調整時に対象者の様々な歩行速度に対応した空圧、油圧シリンダー弁の開度を記憶させ、歩行速度に合わせて随時に変更するシステムである。立脚相の制御は単軸による随意制御、多軸による機械的制御のものがある。また、最近では立脚相の制御もコンピューターで行える製品も開発され、完成用部品に指定されている。対象者としてはコンピューターでの遊脚相の制御がどうしても必要な上に、立脚相の不安を取り除き、確実に膝折れを防止することが必要な場合に限られる。就労、生活上、活動性を求められ、かつ健側下肢の支持性に問題がある症例などにも適応となる。

### 厚生労働省通知によるコンピューター制御膝の対象参考例

・ハイブリッドニー（平成 20 年度完成用部品に指定）

- 立ち仕事や荷物の運搬作業等を職業とされている者
- 健脚の膝関節全置換術を行っているなど、健脚への負担を軽減する必要がある者
- 日常生活環境下で坂道や階段、不整地等を頻繁に歩行する必要がある者
- プロゴルファー等、職業柄膝継手の機能が有効であると思われる者

・C レッグ（平成 26 年度完成用部品に指定）

C レッグは優れた安定性を保持していることにより、既存の義足では歩行が困難な方の歩行を可能とする。また、公費支給の観点から、対象者は通常の膝継手では義足歩行が困難な方であって、就労を目的とする方が望ましいと-考える。

上記を踏まえ、適応性が高い方の例を列挙するが、あくまで例示であり、支給対象者を限定する、ものではない。支給の際はこれらを参考とし、C レッグでなければならない理由を整理し、判断を行う必要がある。

- 通常の膝継手では義足歩行が困難な方
  - ・両側下肢切断者（両大腿切断の方、片側下腿切断者で片側大腿切断の方）
  - ・片側下肢切断者で健側もしくは全身に歩行を阻害する疾患や機能障害のある方
  - ・体幹のバランス保持が難しい方（上肢の欠損、切断又は機能障害のある方等）
- 就労を目的としている方
  - ・悪路での歩行が必要な職業（土木・農林業従事者など）

- ・人ごみでの歩行や速度変化を要する、または、疲労の少ない歩行が必要な職業（営業職などで長時間の外回りを行う方など）
  - ・義足側に長時間の荷重が必要な職業（生産業、調理師など立位での作業が多い職業）
  - ・相手に視線を合わせながらの動作や俊敏な動きが必要とされる職業（教員や販売業など）
  - ・荷物で路面が確認出来ない状況下で歩行する必要がある職業（運搬業など）
- 上記に挙げた対象例はあくまでも例示である。

#### ④ 足部処方考え方

切断者の体重、性別、年齢、活動度、使用環境、処方する膝継手などを考慮して選択する。膝継手をロック式にする場合は、踵接地時の衝撃吸収の観点からSACH足部を処方することが多い。最近ではエネルギー蓄積足部の低活動者用で軽量の物が選択されることが多い。不整地歩行の機会が多い場合は、多軸足部やエネルギー蓄積足部のカーボン板が内外でスプリットされたタイプのものなどを処方する。日本人の生活様式に合わせて踵の差高調整できるものや底屈できる正座用足部もある。

#### ⑤ 代表的な足部の機能、特徴と適応例

- ・**単軸足部**：足関節の底背屈の動きが可能となり、後方のバンパーで底屈を前方のバンパーで背屈をバンパーの硬さで制動する。処方では単軸足継手のパーツを併せて処方する。
- ・**多軸足部**：足関節の底背屈の動きに内外反、回旋機能が加わったものである。就労や生活様式で不整地歩行の機会が多い場合に適応となる。処方では多軸足継手のパーツを併せて処方する場合と足部と継手が一体となったもの、後述するエネルギー蓄積足部で多軸の機能を併せ持つものもある。
- ・**SACH足部**：軸を有する足継手のない足部でSACH足部とはSolid Ankle Cushion Heel footの略である。踵部のクッションがたわむことで踵接地時の衝撃を吸収する。軽量の物が多く、高齢者に向いている。次に述べるエネルギー蓄積足部も補装具費の基準表ではこの範疇に分類される。
- ・**エネルギー蓄積足部**：足部の中のカーボン繊維製の板バネ等が立脚中期から踵離れまでの荷重時に変形してエネルギーとして蓄積され、踵離れからつま先離れまでの間に変化が戻る力がエネルギーとして放出され蹴り出し、推進力の効果を発揮する足部の総称である。様々な強度、効率のものが選択可能で低活動者、高齢者から高活動者、スポーツ活動まで多様な歩行能力に対応できる。

## 下腿義足の処方基礎知識

義肢で処方する機会が一番多いのは下腿義足である。断端長、皮膚の状況、断端痛、幻肢痛の有無、膝関節の拘縮の有無、膝屈伸筋力など断端評価を行う。義足は自己装着が原則であり、上肢機能の把握も重要である。切断者の活動度、生活、就労のニーズ、義足使用の意欲を把握し、適切なソケット、足継手、足部を選択する。サイム切断用の義足は下腿義足に分類される。

### ① ソケット処方考え方と適応

ソケットは荷重支持、断端と義足をつなぐ力の伝達の役割をもち、懸垂性、安定性が求められる。断端皮膚の状況、装着の容易さ、活動度、自己管理能力などに配慮してソケットの種類を選択する。

・**差込式ソケット**：PTB 式ソケットが登場する前は一般的に広く使われていた。このソケットを使い慣れた高齢者には現在でも再支給として処方することがある。両側支柱で付属させる大腿コルセットでも体重支持を分担するので安定性と懸垂性が得られる。PTB 式やライナー式が装着できない短断端例や自己管理が難しい高齢者に適応がある。

・**PTB 式ソケット**：現在、広く普及しているソケットである。膝蓋腱部とそのカウンターとして膝窩部で押さえて体重支持することを基本とし、脛骨前面の両側、下腿側面など荷重に耐えられる部分にも分散する。ケース毎の断端の皮膚状況や骨断端の形状に応じて荷重を受ける部分と除圧が必要な部分を義肢装具士に指示する。懸垂は PTB カフベルトで行う。

・**TSB 式ソケット**：Total Surface Bearing の略で断端全体を体重支持面とする方法である。インターフェースにシリコンライナーを使用するものが広く普及し、断端の皮膚トラブル例、血行障害例の第 1 選択とされる。安定性に優れ、歩行中のピストン運動も少ない。フィット感もよく装着時の重量感も軽い。活動性の高い方はもちろん、シリコンライナーの装着方法（ロールオン）、衛生管理ができれば高齢者にも向いている。非接触面がないために血流の循環がよく、浮腫軽減にもつながる。シリコンライナーが断端の成熟を促すためにドレッシングとして利用されることもある。

・**その他のソケット**：PTS 式、KBM 式といわれ大腿骨果部を包み込む形状で、PTB 式より側方安定性、懸垂性が優れているが、装着のしやすさ、膝屈曲時の安定性や装着感が PTB 式より劣る。

## その他の義足

### ・股義足

股離断例、転子下切断例に処方する。両側腸骨稜を覆って安定性をもたせたカナダ式のソケットが一般的である。膝の安定性を保つ股関節伸展筋も失われているため、アライメントによる膝の安定性確保が重要である。

- ・ **果義足**

ボイド切断、ピロゴフ切断など踵骨の骨切りを行い、脛骨末端と骨接合させる切断端である。踵の皮膚が残るので断端荷重性を有する利点がある。果義足は両果部、断端の形状でソケットを懸垂するため適合には注意が必要である。

- ・ **足根中足義足**

リスフラン関節離断、ショパール関節離断、中足骨切断など足部切断例に処方する。足部、踵での体重支持は可能である。ショパール関節離断では残存筋の不均衡により内反、尖足変形を生じやすい。

## 機能区分表の使い方と完成用部品の選択

厚生労働省が告示する完成用部品の基準表は、名称、型式、構造による分類、並べ方がされており、どの部品を選んだらよいかを判断する根拠までは示されていないのが現状である。本マニュアルで示す機能区分表は、同じ研究チームの分担研究者である児玉義弘（国立障害者リハビリテーションセンター研究所客員研究員（前、ナブテスコ株式会社））らにより作成されたものである。既に機能区分が実施されている米国のLコード等を参考に厚生労働省が指定している義足の完成用部品の機能の整理・定義づけを行い、日本版の機能区分としてまとめられた。この機能区分表が身体障害者更生相談所における更生用義足の判定や医療機関での治療用義足の処方の際に完成用部品の選択の一助になれば幸いである。また、この機能区分が医師、リハ専門職、義肢装具士、リハエンジニア、更生相談所の事務職、市町村の担当職員等の共通言語となり、完成用部品選択が根拠に基づいてなされるときに共通理解の一助になることを期待している。

### 機能区分表の見方

横軸にコード、機能区分、機能概要、メーカー推奨適応活動レベル（Kレベル表参照）、メーカー型式、部品名称、使用者体重制限、主な使用材料、重量（g）、基準価格（円）、メーカー保証期間、特記事項が示されている。厚生労働省の完成用部品の基準表と異なり、各完成用部品が機能区分ごとになり、同一機能区分にあるものは価格が異なっても基本的な機能は同一の部品であることを示している。また、付加機能等がある場合は特記事項に記載されている。詳しい性能等の違いについては各メーカーのカタログ、義肢装具関係の成書を参考としていただきたい。

### 義足処方時への活用

断端の機能、健側の機能、上肢機能、活動度、体重、義足使用の意欲などの医学的判定はもとより、生活・就労状況、使用環境、経済状況などを考慮してソケットタイプの選択、膝継手、足部を処方する。また、全体の義足重量や部品の使用者体重制限にも配慮して完成用部品を選択する。どのような機能の部品を選択すべきかを検討し、この機能区分表の同機能の部品の中から基準の価格にも配慮して部品を決定する。部品の決定が難しい場合は同機能のものをいくつかデモ機として用意して、試用評価を経て決定することが勧められる。

## メーカー推奨の活動レベル

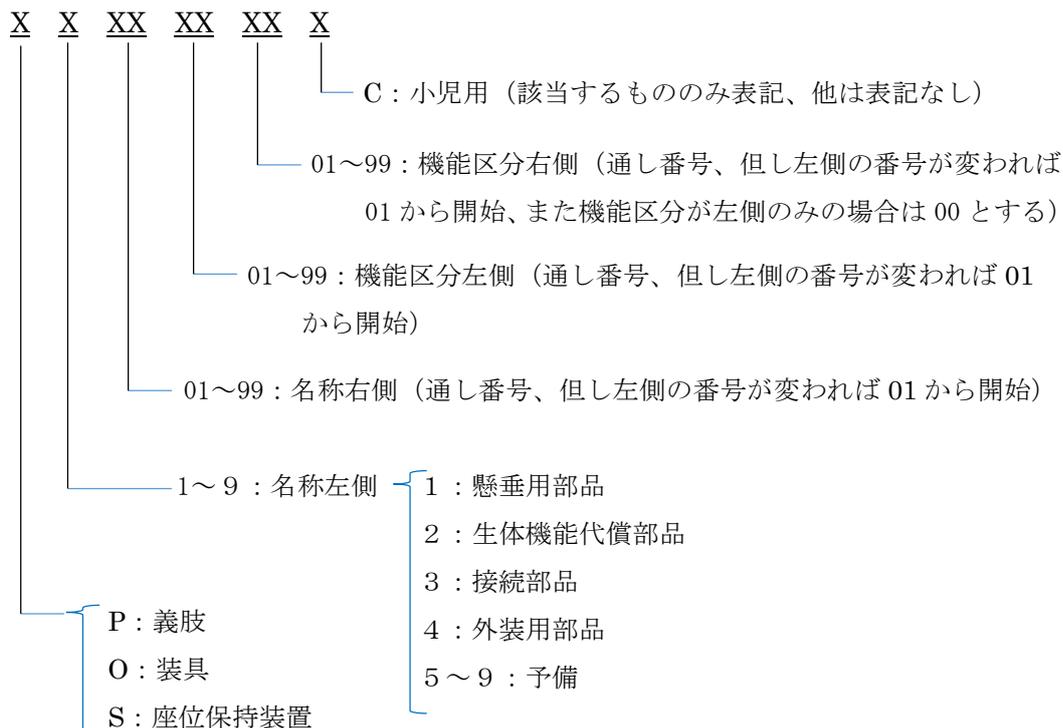
この機能区分表にはメーカーが推奨する活動レベルが示されている。医学的な面、生活状況から判断した対象者の機能レベルと選択する膝継手、足部に対してメーカーが推奨する活動レベルとを照らし合わせて部品選択の参考とする。ただし、メーカーが推奨する活動レベルと対象者の機能レベルが合わないから選択できないという意味ではなく、最終的には個別に判断することが大切である。メーカーが推奨する活動レベルはあくまでも参考として捉えていただきたい。

## 利用者の K レベルと機能区分表

米国の支給制度で使用されている K レベル

K0	介助の有無にかかわらず、安全に歩行又は移動する能力がなく、義肢によって QOL 又は可動性が向上しない。
K1	一定の歩調で平坦面を歩行又は移動するために義肢を使用する能力又は潜在能力がある。限定的又は制限のない家庭内歩行者。
K2	縁石、階段、又は凹凸のある面などの低い環境障壁を越えて歩行する能力又は潜在能力がある。限定的な地域内歩行者。
K3	種々の歩調での歩行能力又は潜在的な能力がある。殆どの環境障壁を越える能力又は潜在能力を有し、単純な運動以上の義肢を必要とする職業、治療、又は運動活動ができる。
K4	基本的な歩行能力を超える義肢歩行の能力又は潜在能力があり、高い衝撃、ストレス、又はエネルギーに耐える能力を呈する。児童、活動的な成人、又は運動選手など。

<機能区分コード設定要領> 以下に示す機能区分表のコード番号は下記の意味を表している。





## (抜粋) 完成用部品機能区分

### ( 骨格構造義足用部品 )

※生体の股関節、膝関節、足関節、  
足部の機能を代償する部品【膝継手・  
膝継手用部品】の部分を収録

生体の股関節、膝関節、足関節、足部の機能を代償する部品【膝継手・膝継手用部品】

コード	名称		機能区分		機能概要	メーカー推奨適応活動レベル	メーカー名	メーカー品番
			立脚相制御	遊脚相制御				
P2010101	生体機能代償部品	股継手	固定	固定	継手伸展時に屈曲しないよう固定される。座位をとる場合など、手動によりロックを解除する。	K1	オットーボック	7E5
P2010201			—	バネ(ゴム)式ストライドコントロール装置付	一軸遊動(股継手の屈曲抵抗と伸展を補助)	K1-K2	徳林	TGH-01C
						K1-K2	徳林	TH-01C
						K2	オットーボック	7E4
						K2以下	啓愛	A1-6-3
						K1-K3	ラボック	M0110
						K2-K3	オットーボック	7E7
			特になし	啓愛	A1-6-1			
P2010202			—	バー式ストライドコントロール装置付	一軸遊動(股継手の屈曲伸展を補助) 歩幅は機械的に可動域を制限し、座位をとる場合など、可動域制限を解除する。	かなり活発な歩行	高崎義肢	TG1010
P2010301			油圧式制御	油圧式ストライドコントロール装置付	一軸遊動、股継手の立脚相の伸展抵抗、遊脚相の屈曲抵抗を独立して調整可	K2-K3	オットーボック	7E9
P2010101C	股継手(小児用)	—	遊動式	一軸遊動(股継手の屈曲伸展を補助)	特になし	オットーボック	7E8	
P2010201C		固定	固定	継手伸展時に屈曲しないよう固定される。座位をとる場合など、手動によりロックを解除する。	K1-K2	徳林	TCH-01C	
P2020101	生体機能代償部品	股関節補助部品	ターンテーブル		股関節の回内外の役割を行う	—	ラボック	M0620
						—	ラボック	M0630
						—	ラボック	M0680
						—	ナブテスコ	N-R100
						—	高崎	TG2014
						—	徳林	TKR-01
						—	ラボック	SL0250
						—	ラボック	M0681
						—	ラボック	M0640
						—	ラボック	M0642
						—	ホスマー	60762
						—	オットーボック	4R57
						—	啓愛	A2-12-1
						—	啓愛	A2-13
P2030101	生体機能代償部品	単軸膝継手	固定	固定	膝が完全伸展位で固定される。座位をとる場合などは手動で固定解除可	K1	ラボック	SL0702
							オットーボック	3R40
							ラボック	SL0701
							ラボック	SL0710
							オットーボック	3R41
							オットーボック	3R17
							オットーボック	3R33
							啓愛	A3-1-1
							啓愛	A3-1-2
							啓愛	A3-2-1
						啓愛	A3-2-2	
						K1-K2	ラボック	SL0708
							ラボック	SL0720-A
ブラッチフォード	019355							
K2	小原	34S-050						
K2-K3	ホスマー	60471						
K4	ラボック	SP0701						

注)表中の空白部分はメーカーの確認が取れていないもの、また「-」の入っているものは該当しないことを示す。

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
マニュアルロック股継手	100	アルミ	890	73,800		1年
—	100	カーボン	600	153,600	ストライド調整機能付	
—	100	アルミ	760	66,000	ストライド調整機能付	
股継手 伸張補助装置付	100	アルミ	940	66,000		1年
股継手遊動式	特になし	アルミ	1,300	77,900	削除申請予定	1年
ヒップジョイント	100	アルミ	637	167,600		1年
股継手 伸張補助装置内蔵 チタン	100	チタン	875	175,500		1年
股継手遊動式	特になし	アルミ	1,100	76,700	製造中止 ただし平成28年度まで修理対応可	1年
股継手	80	アルミ	665	88,300		2年
股継手 油圧シリンダー内蔵	125	チタン	1,165	452,500	油圧による歩行速度追従、立脚相屈曲による衝撃吸収機能あり	1年
股継手 小児用	45	アルミ	215	167,000		1年
—	55	アルミ	262	70,100		2年
股継手固定		アルミ	1,000	105,100	製造中止 ただし平成28年度まで修理対応可	1年
股継手固定		アルミ	1,300	80,000	製造中止予定	1年
ターンテーブル(チタン)	70	チタン	179	66,000		
ターンテーブル(ステンレス)	70	ステンレス	213	52,500		
ローター	70	ステンレス	330	66,000		
ターンテーブル ステンレス	100	ステンレス	180	66,000		1年
ターンテーブル				31,800		
ターンテーブル	100	アルミ	220	28,000		
血受つき薄型ターンテーブル	100	アルミ	288	93,300		
プラグつきローター	100	チタン	315	151,200		
ねじつきターンテーブル	100	チタン	170	67,000		
プラグつきターンテーブル(チタン)	100	チタン	160	93,400		
AKローター	135	アルミ	138	99,600		
ターンテーブル	150	ステンレス	170	69,700		
大腿正座用ターンテーブル		アルミ	360	25,600	製造中止予定	
A1-2-N用ターンテーブル		アルミ		28,600		
ターンテーブルキット ABOVE KNEE	100(K1-K4)/125(K1-K3)	アルミ	330	195,700		
軽量手動ロック膝(Mg)(マグネシウム)	80	マグネシウム	194	145,200		1年
マニュアルロック膝継手	100	アルミ	290	50,200		1年
軽量手動ロック膝	100	アルミ	284	59,400		1年
上下分離カバー用手動ロック膝	100	アルミ	385	95,200		1年
マニュアルロック膝継手 プラスチック	125	プラスチック	385	84,700		1年
マニュアルロック膝継手	150	ステンレス	695	76,500		1年
マニュアルロック膝継手 チタン	125	チタン	530	137,900		1年
固定膝(チューブアダプタ付)	100	ステンレス	690	59,400		1年
固定膝(ソケットアダプタ付)	100	ステンレス	670	49,900		1年
固定膝あぐら付	100	ステンレス	960	68,000	ターンテーブル付	1年
固定膝あぐら付(チューブアダプタ付)	100	ステンレス	805	77,400	ターンテーブル付	1年
Beluga(バウンサつき手動ロック膝)	80	アルミ	450	187,500		1年
半遊動膝継手	100	アルミ	458	181,500		1年
単軸膝・半自動固定 4-BOLT/SAKL UNIVERSAL	125	アルミ・カーボン	775	240,000		2年
前留式固定膝	80	アルミ	345	72,600		1年
単軸固定膝	135	アルミ	264	73,300		
ステップ用膝継手	80	アルミ	1020	432,500		1年

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適応活動レベル	メーカー名	メーカー品番
		立脚相制御	遊脚相制御				
						高崎義肢	TG1023
						高崎義肢	TG1024
						高崎義肢	TG1014
						メディ	monolock
						啓愛	A1-16-10T1
P2030201		固定・遊動切替式		膝を完全伸展位で固定するか遊動にするかの選択可		高崎義肢	TG1005
P2030301		—	バネ(ゴム)伸展補助装置	立脚相制御機能なし 遊脚相はバネまたはゴムで屈曲と伸展を制御する。バネ(ゴム)力は調整可	K2	ラポック	M0716
					K2-K3	ホスマー	60823
						ホスマー	60822
						ホスマー	60821
					活発な歩行	高崎義肢	TG1002
						高崎義肢	TG1003
P2030302		—	空圧制御	立脚相制御機能なし 遊脚相は空圧により屈曲と伸展を制御する。空圧は調整可	K1-K2	ブラッチフォード	019352
					K3-K4	ラポック	M0760
P2030303		—	油圧制御	立脚相制御機能なし 遊脚相は油圧により屈曲と伸展を制御する。油圧は調整可	K2-K3	Proteor	1P50-R
					K3-K4	オートーボック	3R95=1
						ラポック	M0703
						オートーボック	3R95
						ブラッチフォード	019350
					設定なし	オートーボック	3WR95
P2030401		荷重ブレーキ	定摩擦・バネ(ゴム)伸展補助装置	立脚相は荷重時に軸摩擦によって膝の屈曲制動(ブレーキ)が働く。ブレーキ力は調整可 遊脚相はバネまたはゴムで屈曲と伸展を制御する。バネ(ゴム)力は調整可	K1-K2	ラポック	M0736
						オートーボック	3R15
						オートーボック	3R49
						メディ	OFM2
						オートーボック	3R90
						啓愛	A1-1
						啓愛	A1-2
						啓愛	A1-2-N
						啓愛	A2-1
						啓愛	A2-2
					K2-K3	ホスマー	60785
						ホスマー	60775
						ホスマー	60794
						ホスマー	60236
						フィラワー	124200
					活発な歩行	高崎義肢	TG1011
P2030402		荷重ブレーキ	空圧制御	立脚相は荷重時に軸摩擦によって膝の屈曲制動(ブレーキ)が働く。ブレーキ力は調整可 遊脚相は空圧で屈曲と伸展を制御する。空圧は調整可	K2-K3	メディ	OP4
						ナブテスコ	NK-1s
						ナブテスコ	NK-1
						オートーボック	3R92
					K2-K4	ラポック	M0770
						ラポック	M0771
P2030403		荷重ブレーキ	空圧電子制御	立脚相は荷重時に軸摩擦によって膝の屈曲制動(ブレーキ)が働く。ブレーキ力は調整可 遊脚相ではセンサーが速度を検知し、速度に合わせて空圧をマイコンで調整し屈曲と伸展を制御する。	K2-K4	ナブテスコ	NI-C111
						ナブテスコ	NI-C111t
						ナブテスコ	NI-C112
P2030501		油圧イールディング	油圧制御	立脚相は荷重時に油圧によって屈曲抵抗が発生しイールディングが働く。遊脚相は油圧により屈曲と伸展を制御する。油圧は調整可。	K1-K4	オズール	MKN01360
					K3-K4	オートーボック	3R80+

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量(g)	価格(円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
固定膝軽量用		アルミ	233	48,000	パイプ径25mm用	
固定膝ライト	80	アルミ	270	66,000		
手動固定膝	80	アルミ	368	64,600		2年
単軸マニュアルロック膝継手 アルミ	125	アルミ	275	58,700		1年
単軸膝 ロック式 TI	100	チタン	390	157,300	製造中止 ただし平成27年度まで修理対応可	
遊動固定切替膝		アルミ	418	69,500		
皿受付単軸膝	70	アルミ	640	58,200		1年
アルミ単軸膝	100	アルミ	315	93,900		
ステンレス単軸膝	100	ステンレス	450	80,800		
チタン単軸膝	100	チタン	350	127,800		
単軸膝	80	アルミ	383	47,400		2年
単軸膝軽量用		アルミ	230	46,300	パイプ径25mm用	
単軸膝・空圧制御 4-BOLT PSPC UNIVERSAL	100	アルミ・ステンレス	不明	312,700		2年
空圧制御シリンダ付単軸膝	100	アルミ・カーボン	577	260,200		1年
ハイドラケーデンス2	100	カーボンファイバー	1850	732,500	足関節連動	
油圧単軸膝継手、体重制限75kg	75	アルミ	340	266,200		1年
Dolphin(油圧単軸膝、アルミフレーム)	100	アルミ	495	260,200		1年
油圧単軸膝継手、体重制限150kg	150	アルミ	360	266,200		1年
単軸膝・油圧制御 4-BOLT/CaSTANCE UNIVERSAL	100	アルミ・ステンレス	不明	576,600		2年
アクアニーウォータープルーフロック付	150	アルミ	400	322,500	防水加工	1年
荷重ブレーキ膝	100	アルミ	695	75,500		1年
荷重ブレーキ膝継手	100	ステンレス	490	63,800		1年
荷重ブレーキ膝継手 チタン	100	チタン	360	147,600		1年
単軸荷重ブレーキ付膝継手(ロック切替機能付)	125	アルミ	495	108,900	ロック・遊動 切替機能付き	1年
荷重ブレーキ膝継手 バネ内臓チューブ付	125	アルミ	745	217,800	荷重応答型ブレーキ	1年
安全膝(チューブアダプタ付)	100	ステンレス	790	70,300		1年
安全膝(ソケットアライメント)	100	ステンレス	770	73,900		1年
安全膝 極長断端用	100	ステンレス	790	75,700		1年
安全膝あぐら付(チューブアダプタ付)	100	ステンレス	1140	80,300		1年
安全膝あぐら付	100	ステンレス	880	71,200		1年
アルミ荷重ブレーキ膝	100	アルミ	316	102,900		
ステンレス荷重ブレーキ膝	100	ステンレス	450	84,600		
チタン荷重ブレーキ膝	135	チタン	350	127,000		
荷重ロック膝キット	100	チタン	453	119,800		
安全膝伸展補助付				84,700		
荷重ブレーキ膝	80	アルミ	510	79,100		3年
荷重ブレーキ付空圧膝継手	100	アルミ	680	217,800		1年
空圧膝継手・ピラミッド(伸展補助バネ)	125	チタン	910	294,600		1年
空圧膝継手・ピラミッド	125	チタン	910	288,000		1年
荷重ブレーキ膝 空圧式 チューブ付	125	アルミ	895	272,300		1年
BASS(空圧 荷重ブレーキ膝 カーボンフレーム)	100	カーボンファイバー	685	281,300		1年
P-BASS(空圧 荷重ブレーキ膝 カーボンフレーム)	100	カーボンファイバー	695	281,300		1年
安全膝	100	カーボンファイバー	1095	347,300		1年
単軸・荷重ブレーキ付・ピラミッド	100	カーボンファイバー	1095	341,500		1年
単軸・荷重ブレーキ付・インテリジェント膝継手	100	カーボンファイバー	1191	364,800		1年
マウクニー	136	カーボンファイバー	1,140	517,800	立脚相制御は完全固定とイールディング、抵抗なしの3つの切り替え機能あり。	2.5年
ロータリー油圧膝継手、チューブ付	150	アルミ	1,240	432,500	防水加工・チューブ付	1年

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適応活動レベル	メーカー名	メーカー品番
		立脚相制御	遊脚相制御				
P2030502		油圧イールディング	空圧電子制御	立脚相は荷重時に油圧によって屈曲抵抗が発生しイールディングが働く。遊脚相ではセンサーが速度を検知し、速度に合わせて空圧をマイコンで調整し屈曲と伸展を制御する。	K2-K4	ナブテスコ	NI-C311
P2030601		油圧電子制御	油圧電子制御	立脚相と遊脚相両方においてセンサーが歩行状態を検知し、立脚相ではイールディングの、遊脚相では屈曲と伸展の油圧をそれぞれの状態に合わせてマイコンで制御する。	K3-K4	オットーボック	3C98
P2040101	多軸膝継手	固定	固定	伸展状態で固定される。座位をとる場合などは手で固定解除が可	K0-K2	オズール	BKN12511
P2040201		—	バネ(ゴム)伸展補助装置	立脚相はリンク機構により安定性を高める。遊脚相はバネまたはゴムで屈曲と伸展を制御する。バネ(ゴム)力は調整可	K1	オットーボック	3R23
P2040201		—	バネ(ゴム)伸展補助装置	立脚相はリンク機構により安定性を高める。遊脚相はバネまたはゴムで屈曲と伸展を制御する。バネ(ゴム)力は調整可	中程度	高崎義肢	TG1037
					K1-K2	ラポック	M0781
						オットーボック	3R36
						オットーボック	3R20
						徳林	TGK-4000
						徳林	TK-4000S
						オズール	BKN12500
						オズール	BKN12501
						オットーボック	3R21
					メディ	OFM1	
メディ	OM8						
K3以下	啓愛	A2-10-2					
活発な歩行	高崎義肢	TG1008					
	高崎義肢	TG1006					
	高崎義肢	TG1009					
	啓愛	A2-10					
	啓愛	A2-10-1					
P2040202		—	空圧制御	立脚相はリンク機構により安定性を高める。遊脚相は空圧により屈曲と伸展を制御する。空圧は調整可	K2	オットーボック	3R78
K1-K3					ブラッチフォード	019136	
K2-K3					徳林	TGK-4P01P	
					オットーボック	3R106	
					メディ	OHP3	
					徳林	TGK-4P10	
					徳林	TK-4P00S	
					ラポック	M0750-A	
					ラポック	M0755-A	
徳林					TGK-4P00		
メディ	OP5						
活発な歩行	高崎義肢	TG1017					
P2040203		—	油圧制御	立脚相はリンク機構により安定性を高める。遊脚相は油圧により屈曲と伸展を制御する。油圧は調整可	K2-K3	徳林	X60
プロテオール						1P110	
K3-K4					オットーボック	3R55	
					オットーボック	3R46	
活発な歩行	高崎義肢	TG1027					

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
ハイブリッドニー	125	カーボンファイバー	1,380	836,500	MRS(床反力センシングシステム)による油圧のON-OFF動作 電池寿命約2年、充電不要	3年
Cレッグ	136	カーボンファイバー	1,143	1,652,500	専用ハイフアダプター、専用充電器、専用ACアダプターと組合わせて使用。 スタンスエクステンションダンピング機構(調整可)任意角度でのロック、モード切替(一定角度でのロック、フリー)、置き転倒防止機能	3年
バランスニー ロックタイプ	125	アルミ	590	194,600	立脚相制御は軸位調整によりほぼ固定状態から遊動状態まで設定可能。	2年
膝離断用膝継手 マニュアルロック	125	ステンレス	880	160,900		1年
手動固定4リンク	80	アルミ	520	113,700		2年
SwanS	75	アルミ	668	254,100		1年
ハーベルマン膝継手 チタン	100	チタン	445	158,500	幾何学的ロック	1年
ハーベルマン膝継手	100	ステンレス	820	94,400	幾何学的ロック	1年
四軸膝継手	100	カーボンファイバー	655	129,400		2年
Hy-Stan 四軸膝継手	100	アルミ	835	58,000		2年
バランスニー(伸張補助バネ)	125	アルミ	590	159,100	立脚相制御は軸位調整によりほぼ固定状態から遊動状態まで設定可能	2年
バランスニー(伸張補助バネ強)	125	アルミ	590	158,500	立脚相制御は軸位調整によりほぼ固定状態から遊動状態まで設定可能	2年
膝離断用多軸膝継手 伸張補助	125	ステンレス	1010	146,400		1年
四軸膝継手(ロック切替機構付)	136	アルミ	590	145,200	30 ロック・遊動 切替機能付き *ピラミッド位置 全方位360度スライド可	1年
四軸膝継手(回転中心位置調整機構付)	136	アルミ	450	84,700	回転中心位置調整機構付	1年
四軸膝ターンテーブル付	100	アルミ	796	67,200	削除申請予定	1年
4軸膝(2)	80	アルミ	688	112,300		2年
4軸膝継手	80	アルミ	668	94,800		2年
6軸膝		アルミ		165,300		
4軸膝(膝離断用)				103,000	製造中止、ただし平成27年度まで修理対応可	
4軸膝(膝離断用)	100	アルミ	605	80,500	製造中止、ただし平成27年度まで修理対応可	1年
多軸空圧膝継手 低活動用	100	アルミ	750	175,400		1年
四軸膝離断空圧 4-BAR KNEE DISARTICULATION/PSPC SWING	100	アルミ・カーボン	888	526,100		2年
空圧式四軸膝継手(ミニ)	80	カーボンファイバー	780	211,700		2年
四節リンク空圧膝継手 チューブ付	100	アルミ	760	242,000		1年
四軸空圧膝継手(回転中心位置調整機構付)	100	アルミ	875	242,000	*ピラミッド位置 全方位360度スライド可 *専用ウェッジ組込でリンク形状変更可	1年
空圧式四軸膝継手(膝離断用)	100	カーボンファイバー	1100	225,000		2年
Hy-Stan 空圧式四軸膝継手	100	アルミ	1150	100,400		2年
HRC4本リンク膝(大腿切断用)(アルミフレーム カーボンリンク)	100	アルミ・カーボン	685	179,500		1年
HRC4本リンク膝(膝離断用)(アルミフレーム カーボンリンク)	100	アルミ・カーボン	668	179,500		1年
空圧式四軸膝継手	125	カーボンファイバー	920	211,700		2年
四軸空圧膝継手	125	アルミ	765	193,600	*ピラミッド位置 全方位360度スライド可 *伸張補助バネ 標準(硬)、弱(柔)あり 使用者の活動度により、使い分ける	1年
四軸空圧膝	80	アルミ	650	126,900		2年
油圧式四軸膝継手	125	アルミ	1060	412,500		2年
ハイディール	100	アルミ・チタン	1850	372,460		
多軸油圧膝継手	125	チタン	720	332,500		1年
膝離断用油圧膝継手	125	チタン	740	296,400		1年
四軸油圧膝	80	アルミ	750	136,200		2年

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適応活動レベル	メーカー名	メーカー品番
		立脚相制御	遊脚相制御				
P2040204		—	空圧電子制御	立脚相はリンク機構により安定性を高める。 遊脚相ではセンサーが速度を検知し、速度に合わせて空圧をマイコンで調整し屈曲と伸展を制御する。	K2-K3	ナブテスコ	NI-C411
						ナブテスコ	NI-C412
						ナブテスコ	NI-C414
P2040301		バウンシング	ポリマー定摩擦・ゴム伸展補助装置	立脚相では踵接地時に膝を完全固定した状態で膝が軽度屈曲(バウンシング)する。 遊脚相はポリマー定摩擦・ゴムで屈曲と伸展を制御する。摩擦力は調整可	K1-K2	オズール	TK-1900
P2040302		バウンシング	空圧制御	立脚相では踵荷重時に膝が軽度屈曲(バウンシング)する。 遊脚相は空圧により屈曲と伸展を制御する。空圧は調整可	K2-K3	徳林	TGK-5PS0
P2040303		バウンシング	油圧制御	立脚相では踵荷重時に膝が軽度屈曲(バウンシング)する。 遊脚相は油圧により屈曲と伸展を制御する。油圧は調整可	K2-K3	ラポック	M0780
						オズール	TK2000
						ナブテスコ	NK-6
						ナブテスコ	NK-6+L
						オットーボック	3R60-EBS
						ラポック	M0786
						オットーボック	3R60-PRO
					K2-K4	オズール	TK2100
P2040304		バウンシング	空圧電子制御	立脚相では踵荷重時に膝が軽度屈曲(バウンシング)する。 遊脚相ではセンサーが速度を検知し、速度に合わせて空圧をマイコンで調整し屈曲と伸展を制御する。	K2-K3	徳林	TGK-5PSOIC
P2050100	膝継手用部品	保護カバー		膝継手の専用保護カバー	—	オズール	2145
					—	オズール	2150
					—	オズール	2151
					—	オズール	BKN12550
					—	センチュリー25	TK-2047
					—	オズール	TK-2052
					—	オズール	TK-2053
					—	オットーボック	4X160
					—	Proteor	1P50194-R
					—	Proteor	1P11090
P2050200		伸展補助装置		膝継手の専用伸展補助	—	オズール	TK-2070
					—	啓愛	A1-1-1
					—	啓愛	A1-1-2
					—	ラポック	M07-001
					—	高崎	TG2017
P2050300		制御部品		膝継手のロック・アンロックの切り替えを行う。	—	オットーボック	4F34

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
4節リンク機構ピラミッド	100	カーボンファイバー	1015	356,500		1年
4節リンク機構十字滑り子式	100	カーボンファイバー	1060	365,500	すべりこによるスライド調整可	1年
4節リンク機構皿タイプ	100	カーボンファイバー	915	356,500		1年
トータルニー1900(ポリマー摩擦)	100	アルミ	675	314,600	立脚後期のつま先荷重により、屈曲可能状態に切り替わる。補助的制御装置として伸展補助バンパーを備える	2年
空圧式五軸膝継手	100	カーボンファイバー	1,005	254,100		2年
Swan(油圧バウンシング機構5軸安全膝 体重上限75kg)	75	アルミ	670	323,500		1年
トータルニー2000(油圧)	100	アルミ	690	430,600	立脚後期のつま先荷重により、屈曲可能状態に切り替わる。遊脚相の油圧抵抗は、伸展位から屈曲60度、60度から最大屈曲、最大屈曲から伸展位を別々に調整できる。補助的制御装置として伸展補助バンパーを備える	2年
バウンシング機構	125	チタン	890	372,500	幾何学的ロック	1年
ロック付バウンシング膝継手	125	チタン	940	397,500	幾何学的ロック、固定と遊動切替機能あり	1年
EBS多軸膝継手 バウンシング機構	125	アルミ	845	472,500	幾何学的ロック・油圧式バウンシング機構	1年
Swan100(油圧バウンシング機構5軸安全膝 体重上限125kg)	125	アルミ	840	370,500		1年
小型EBS多軸膝継手 バウンシング機構	75	アルミ	770	492,500	幾何学的ロック・油圧式バウンシング機構	1年
トータルニー2100(油圧)	125	アルミ	900	838,800	立脚後期のつま先荷重により、屈曲可能状態に切り替わる。遊脚相の油圧抵抗は、伸展位から屈曲60度、60度から最大屈曲、最大屈曲から伸展位を別々に調整できる。補助的制御装置として伸展補助バンパーを備える	2年
空圧式五軸膝継手(オートパイロット)	100	カーボンファイバー	1150	612,500		2年
トータルニー2100用外装用脛骨フェルール	—	—	—	9,500	フォームカバー取付・膝継手保護	
トータルニー2100用外装用膝キャップ小	—	—	—	12,400		
トータルニー2100用外装用膝キャップ大	—	—	—	24,400		
バランスニー用コスメティックカバー	—	—	—	5,900	膝継手保護	
トータルニー1900・2000用外装用脛骨フェルール	—	—	—	9,000	フォームカバー取付・膝継手保護	
トータルニー1900・2000用外装用膝キャップ	—	—	—	12,400		
トータルニー1900・2000用外装用膝キャップ	—	—	—	24,400		
ニープロテクター Cレグ用	—	—	—	101,600	下腿部の形状をしている。充電用スライドカバー付	
ニーキャップ	—	—	—	19,900	膝継手保護	
ニーキャップ	—	—	—	15,000	膝継手保護	
トータルニー用伸展補助バネ	—	—	—	22,700		
リング(膝伸展用)	—	—	—	1,950		
膝伸展用ゴム	—	—	—	2,050		
Swanばね調節キット	—	—	—	14,200		
ウレタンベルト(伸展補助用)	—	—	—	1,550		
ロックコントロールユニット	—	—	—	5,500		

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適 応活動レベル	メーカー名	メーカー品番		
		立脚相制御	遊脚相制御						
P2050400			充電器		膝継手の専用バッテリー チャージャー	—	オットーボック	4E50	
P2050500			バッテリー キット		膝継手の専用バッテリー	—	オットーボック	757L16	
P2060101C		単軸膝継手 (小児用)	固定	固定	膝が完全伸展形で固定 される。座位をとる場合 などは手で固定解除 可	K1-K2	徳林	TK-1C1	
						特になし	オットーボック	3R39	
							ラポック	C0720	
P2060201C			—	バネ(ゴム)伸 展補助装置	立脚相を制御機能はない 遊脚相はバネまたはゴ ムで屈曲と伸展を制御す る。バネ(ゴム)力は調整 可	特になし	オットーボック	3R38	
							ラポック	C0700	
P2060202C			—	油圧制御	立脚相を制御する機能 はない。 遊脚相は油圧により屈曲 と伸展を制御する。油圧 は調整可		オットーボック	3R65	
P2060301C							固定・遊動切替式		膝を完全伸展形で固定 するか遊動にするかの 選択可
P2070101C			多軸膝継手 (小児用)	—	バネ(ゴム)伸 展補助装置	立脚相はリンク機構によ り安定性を高める。 遊脚相はバネ或いはゴ ムで屈曲と伸展を制御す る。バネ(ゴム)力は調整 可	K1-K4	ブラッチフォード	019245
	オズール							TK-1100	
	徳林							TK-40C	
P2080100C	膝継手用部 品 (小児用)	保護カバー			膝継手の専用保護カ バー	—	センチュリー22	TK-1145	
							センチュリー23	TK-1150	
							センチュリー24	TK-1151	
P2080200C		伸展補助装置			膝継手の専用伸展補助	—	オズール	TK-1170	
P2090100		足継手・足 部一体型		単軸継手(底背屈)		他のコネクタやチューブ などと接続可能になっ ている。底背屈の動きあ り。足の形状をしている。	K2以下	啓愛	A1-8
								啓愛	A1-8-N
P2090200				多軸継手(底背屈・内外反)			他のコネクタやチューブ などと接続可能になっ ている。底背屈と内外反の 動きあり。足の形状をし ている。	K1-K2	オットーボック
			オズール						FBP0-size
			K2					フリーダムイノ ベーションズ	VS3000
			K2-K3					オットーボック	1A30
P2090301	固定接続		エネルギー蓄 積を考慮した キール			他のコネクタやチューブ などと接続可能になっ ている。キールにカーボン 等の弾性素材を使用しエ ネルギー蓄積の機能あ り。足の形状をしている。	K1-K2	オズール	JBPExyyL/R
								オズール	ASPFS-SIZE
							K1~K3	ラポック	M1170
								徳林	TSF-TR01
		K2-K3					オズール	FAP0-size	
							フリーダムイノ ベーションズ	VS1000	
K2~K4		ラポック	M1172						
K3-K4		Proteor	1A400 DynaC						

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
バッテリーチャージャー	—	—	—	67,700	C-Legの充電状況を表示	
ACアダプター	—	—	—	32,600	4E50に接続	
バッテリーキット(NI-Cシリーズ用)	—	—	—	7,100	電池寿命約2年	
グラファイト空圧式五軸膝継手(オートパイロット)用バッテリー	—	—	—	14,100		
小児用単軸膝継手	55	アルミ	310	52,800		2年
マニュアルロック膝継手 小児用	45	アルミ	145	132,700		1年
手動ロック膝(小児用)	45	アルミ	181	115,000		1年
単軸膝継手 小児用	45	アルミ	160	111,300		1年
単軸膝(小児用)	45	アルミ	159	115,000		1年
油圧単軸膝継手 小児用	45	アルミ	315	243,200		1年
遊動固定切替膝軽量用(小児用)		アルミ	252	66,000	パイプ径25mm用	
四軸膝子供用 CHILD'S AK 4 BAR	60	アルミ	435	302,300		2年
小児用トータルニー膝継手	45	アルミ	395	293,700	立脚後期のつま先荷重により、屈曲可能状態に切り替わる。補助的制御装置として伸展補助バンパーを備える	2年
小児用四軸膝継手	55	アルミ	370	66,000	10	
多軸膝継手 小児用	35	アルミ	310	130,600	足部回旋機構	1年
トータルニー1100用外用フェールール	—	—	—	9,000	フォームカバー取付・膝継手保護	
トータルニー1100用膝キャップ小	—	—	—	12,400		
トータルニー1100用膝キャップ大	—	—	—	24,400		
トータルニー1100用伸展補助バネ	—	—	—	22,700		
一軸足部	100	ウレタン/木	290~450	17,500		
一軸足部	100	ウレタン/木	290~400	27,500		
アジャスト	80/100/125	強化プラスチック	465 (24cm)	70,100	体重制限: サイズによる	
フレックスフットバランス	136	カーボン	490	66,000		
サイズウォークテック(指股選択可,ふつとカバーセット)	136	カーボンFRP	490~630	90,700	指又仕様 選択可, 21-25 490g, 26-28 630g	
グライシンガープラスフット 指股あり	75/100	ウレタン	620 (24cm)	66,000	体重制限: サイズによる	
バランスフットJ	136	カーボン	632	121,900		
アンビシヤス	80	カーボン	660g	121,100		
J-Foot	80 27cmのみ100		445~660	97,200		
トルネードダイナミックフット	125	Fiber enforced synthetic polymers	300 (28cm)	66,000		
アシュア	136	カーボン	620	137,900		
セネター	136	カーボン	520~780	99,200	22-25: 520g, 26-28: 655g, 29-30: 780g	
J-Foot Plus *24、25cmのみの展開	80		490~520	112,500		
DynaC	125	コンポジット素材	420	165,900		

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適 応活動レベル	メーカー名	メーカー品番
		立脚相制御	遊脚相制御				
					特になし	オットーボック	1WR95=P
P2090401		固定接続(鉛 直方向の衝 撃吸収)	エネルギー蓄 積を考慮した キール	他のコネクタやチューブ などと接続可能になって いる。キールにカーボン 等の弾性素材を使用しエ ネルギー蓄積の機能あ り。鉛直方向の衝撃を吸 収する。足の形状をして いる。	K2-K3	フリーダムイ ンダストリー	RS4000
					K3-K4	フリーダムイ ンダストリー	RS1000
P2090501		固定接続(内 外反の動き)	エネルギー蓄 積を考慮した キール	他のコネクタやチューブ などと接続可能になって いる。キールにカーボン 等の弾性素材を使用しエ ネルギー蓄積の機能あ り。 内外反の動きあり。足の 形状をしている。	K2	カレッジパークイ ンダストリー	CPI-03
					K2-K3	オズール	LAPO-size
						オズール	TLPO-size
						オットーボック	1C30
						オットーボック	1D35
						フリーダムイ ンダストリー	FS1000
						フリーダムイ ンダストリー	FS2000
						フリーダムイ ンダストリー	FS3000
						フリーダムイ ンダストリー	FS4000
					フリーダムイ ンダストリー	F10	
					K3	カレッジパークイ ンダストリー	CPI-01
						カレッジパークイ ンダストリー	CPI-02
					K3-K4	オットーボック	1E50
						ウィーローウッド	TBMA-SIZE
						オットーボック	1E58
						フレックスフット	F・F-MⅢ-SP
オットーボック	1C40						
オットーボック	1C60						
オットーボック	1C63						
オットーボック	1C64						
オットーボック	1E56						
オットーボック	1E57						
オズール	Vari-Flex Evo						
オズール	LP Vari-Flex Ev						

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
アクアフット ウォータープルーフ アダプタ付	150	木材・ウレタン	437 (24cm)	52,800	防水加工。活動レベル:設定ないが、日常で併用する場合はK1-2対象	
シルエット	166	カーボン	525~785	317,500	(メスアダプター付)22-25: 525g,26-28: 645g, 29-31: 785g	
レネゲイド	166	カーボン	625~945	447,500	指又仕様 選択可, 22-25 625g,26-28 765g, 29-31 945g	
トリビュートフット	99	ステンレス/ウレタン他	502 (26cm)	110,600		
フレックスフットアクシア	140	カーボン	566	262,800	左右非対称設計のカーボンプレートにより、足底圧中心の流れを整える機能を持つ	
タラックス	147	カーボン	740	388,700	左右非対称設計のカーボンプレートにより、足底圧中心の流れを整える機能を持つ	
トライアス	80/ 95/ 110/ 125	カーボン	468 (24cm)	116,200	体重制限: サイズ、カテゴリによる	
ダイナミックモーション 指股付 22~30cm	75/ 100	強化プラスチック	510 (24cm)	92,000	体重制限: サイズによる	
シエラ	166	カーボン	515~750	229,900	指又仕様 選択可, 22-25 515g,26-28 640g, 29-31 750g	
パシフィカ	166	カーボン	485~720	217,800	指又仕様 選択可, 22-25 485g,26-28 610g, 29-31 720g	
ハイランダー	166	カーボン	470~750	223,800	指又仕様 選択可, 22-25 470g,26-28 590g, 29-31 750g	
パシフィカLP	166	カーボン	465~760	217,800	指又仕様 選択可, 22-25 465g,26-28 570g, 29-31 760g	
ダイナダプト	100	カーボン	535~750	242,000	指又仕様 選択可, 22-25 535g,26-28 635g, 29-31 750g	
カレッジパークフット	136	ステンレス/ウレタン他	641 (26cm)	234,300		
ベンチャーフット	113	ステンレス/ウレタン他	585 (26cm)	259,400		
ドバンテージDP 22~31cm	150	カーボン	360 (24cm)	350,500	ダイナミックパイロン仕様 体重制限: カテゴリによる	
トレイスブレイザーMA	115	カーボンコンポジット材	460 (30cm)	199,600		
アクションDP	125	カーボン	385 (24cm)	205,700	ダイナミックパイロン仕様 体重制限: カテゴリによる	
モジュラーⅢ スプリットーあり	227	カーボン	885	416,500		
Cウォーク 24~30cm	75/ 100	カーボン	405 (24cm)	248,000	体重制限: サイズによる	
トリトンフット	100/ 125/ 150	カーボン	590 (24cm)	229,900	体重制限: サイズ、カテゴリによる	
トリトンLP	100/ 125/ 150	カーボン	560 (24cm)	211,700	防水加工。体重制限: サイズ、カテゴリによる	
トリトン HD	100/ 150	カーボン	590 (24cm)	254,100	防水加工。体重制限: サイズ、カテゴリによる	
アクション	125	カーボン	515 (24cm)	205,700	体重制限: サイズ、カテゴリによる	
ローライダー 22~31cm	100/ 136	カーボン	465 (24cm)	350,500	体重制限: 活動レベルによる	
バリフレックス EVO	166	カーボン	700	360,300		
LPバリフレックスEVO	166	カーボン	540	315,400		

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適応活動レベル	メーカー名	メーカー品番
		立脚相制御	遊脚相制御				
P2090601		固定接続(内外反、鉛直、ねじれの動き)	エネルギー蓄積を考慮したキール	他のコネクタやチューブなどと接続可能になっている。キールにカーボン等の弾性素材を使用しエネルギー蓄積の機能あり。内外反の動き、足の形状をしている。鉛直方向の高い衝撃やねじれを吸収する。	K3-K4	オズール	RSPE-size
オズール						VLXE/LRP-size	
オットーボック						1C61	
オットーボック						1C62	
P2090701		固定接続(内外反、鉛直の動き)	エネルギー蓄積を考慮したキール	他のコネクタやチューブなどと接続可能になっている。キールにカーボン等の弾性素材を使用しエネルギー蓄積の機能あり。内外反の動き、鉛直方向の高い衝撃を吸収する。	K3-K4	オズール	XCPE-size
フレックスフット						F・F-RE-SP	
P2090801		固定接続、踵高調整	エネルギー蓄積を考慮したキール	他のコネクタやチューブなどと接続可能になっている。踵高調整機能がある。キールにカーボン等の弾性素材を使用しエネルギー蓄積の機能あり。足の形状をしている。	K2-K3	オズール	ELPO-SIZE
						フリーダムインベーションズ	RS2000
					K3-K4	オズール	VFQE-size
P2090901		固定接続、自動踵高調整	エネルギー蓄積を考慮したキール、	他のコネクタやチューブなどと接続可能になっている自動で踵高調整を行う。キールにカーボン等の弾性素材を使用しエネルギー蓄積の機能あり。足の形状をしてい		ブラッチフォード	EC 22-30 L/R
フリーダムインベーションズ	ROM						
P2091000	サイム用				K1~K2	ラボック	M1112-R
						ラボック	M1112-L
					K2-K3	オットーボック	1C20
						マインド	SVF175
					K3-K4	フリーダムインベーションズ	LP2000
						フレックスフット	F・F-LPS-SP
						啓愛	A1-7-1
	啓愛	A1-19					
P2100100	組合わせて使う足部	多軸(底背屈・内外反)フットカバーなし	他のコネクタやチューブなどと接続可能になっている。底背屈と内外反の動きあり	K2	ウィローウッド	DWF-SIZE	
P2100200		継手機能なし	足継手と組み合わせて使用する。足の形状をしている。	K1	Proteor	1A200	
オットーボック	1H38						
ラボック	SL1160						
オットーボック	1D10						
オットーボック	1D11						
オットーボック	1S49						
オットーボック	1S66						

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
リフレックスローテートEVO	147	カーボン	1136	578,300		
LPローテートEVO	147	カーボン	870	495,000		
トリトンVS	100/ 125/ 150	カーボン	900 (24cm)	284,300	体重制限: サイズ、カテゴリによる	
トリトンハーモニー	100/ 125/ 150	カーボン	890 (24cm)	402,500	体重制限: サイズ、カテゴリによる。ハーモニーポンプ内蔵	
バリフレックスXC	166	カーボン	712	441,400		
リフレックスショック EVO スプリットーあり	166	カーボン	1048	658,300		
バスファインダー	160 For K1,K2,K3 135 For K4	カーボンコンポジット材	817 (27cm)	402,500		
イレーション雄ピラミッド	100		710	304,600	0~50ミリの範囲で無段階で差高調整できる油圧調整機構を備える	
ランウェイ	116	カーボン	620~ 735	347,500	22-25: 620g,26-28: 735g	
バリフレックスEVO(クイックアライン付)	166	カーボン	1084	457,900	0~30ミリの範囲で差高調整できる機構を組み合わせている	
エシュロン	125	アルミ・ステンレス・カーボン	688	607,800		
キンテラ(油圧足継手付き足部)	125	カーボン	795~ 992	542,500	指又仕様 選択可、22-25: 795g,26-28: 897g,29-30:992g	
サイム用足部(24cm右)	70		330	21,500		
サイム用足部(24cm左)	70		330	21,500		
プロサイム フットカバー付 25~28cm	100/ 125	カーボン	655 (25cm)	186,300	体重制限: サイズによる	
ボイジャーフット サイム用	136		580	296,500		
LPサイム	166	カーボン	420~ 670	220,200	指又仕様 選択可、22-25 420g,26-28 545g,29-31 670g	
ロープロファイル サイム スプリットーあり	166	カーボン	602	415,400	踵部と前支部からなるカーボン製プレートに、AP・ML方向でのアライメント調整可能な接続部を組み合わせている	
サイム用足部		ウレタン/木	285~ 445	17,300		
SFフット		ウレタン/木		33,100	製造中止ただし平成27年度まで修理対応可	
デュラウオーク	160	GFRP(強化ガラス繊維)	502 (26cm)	62,000		
ジェリーフット	100	EVA、ステンレス	380	44,800	継手一体型	
単軸足部 指付 21~28cm	100	木材・ウレタン	335 (24cm)	23,000		
Ai SACH	80		310~ 390	28,400		
ダイナミックフット 男性用 指股付 22~30cm	125	木材・ウレタン	350 (24cm)	36,400		
ダイナミックフット 女性用 指股付 22~28cm	100/ 125	木材・ウレタン	345 (24cm)	36,400	体重制限: サイズによる	
SACHフット 指付 21~28cm	100/ 125	木材・ウレタン	365 (24cm)	18,500		
SACHフット 指付 差高18mm 22~30cm	100/ 125	木材・ウレタン	365 (24cm)	12,400		

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適応活動レベル	メーカー名	メーカー品番		
		立脚相制御	遊脚相制御						
							啓愛	A1-7	
							啓愛	A1-7-N	
							ウィローウッド	SAF-SIZE	
							ブラッチフォード	519119~51913	
							ブラッチフォード	519141~51914	
							ラポック	M1100	
							K2	マインド	SNF150
								Proteor	1A101
							K2~K3	ラポック	M1150
							特になし	オットーボック	1S70
							特になし	オットーボック	1WR95=W
								高崎	TG-3001
								高崎	TG-3021
								高崎	TG3022
	その他のSACH								
P2100300		エネルギー蓄積を考慮したキール	足継手と組み合わせて使用する。キールにカーボン等の弾性素材を使用しエネルギー蓄積の機能あり。足の形状をしている。				K2以下	啓愛	A2-8
							K2	マインド	SFH110
								マインド	SFH120
								マインド	SLF135
							K2-K3	ブラッチフォード	529120~52913
								マインド	SCF185
								マインド	SCF195
K2~K4	ラポック	M1180							
K3,K4	ウィローウッド	IMP-SIZE							
P2110100	組合わせて使う足継手	固定接続	SACH用足継手、他のコネクタやチューブなどと接続可能になっている				K1-K2	オットーボック	2R8
								オットーボック	2R31
								オットーボック	2R54
								啓愛	A1-15-1AL
								啓愛	A1-15-1SS
								啓愛	A1-15-1TI
								啓愛	A1-4
							啓愛	A1-13	
							K1-K3	パワーファイント	G-025-M10
								オズール	A-833100
								オズール	A-835100
							K2-K3	ホスマー	60273
								ホスマー	60405
								マインド	SCA240
								マインド	SCA241
								マインド	SCA242
							K3	マインド	SCA280
								ビー・オー・テック	POTECSA-1
								フィラワー	124160
								高崎	TG3023
								高崎	TG2075
								ウィローウッド	2LTC-1208
								ラポック	M1305
	ラポック	M1308							
	啓愛	K-AL69SS							
	啓愛	K-AL69TI							
	徳林	FA156							

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
SACH足部	100	ウレタン/木	320~470	16,400		
SACH足部	100	ウレタン/POM	290~460	26,100		
オハイオ単軸足部	115	ファイバーガラスコンポジット	451 (29cm)	25,600		
20mm差高 MULTIFLEX 4 FOOT	125	アルミ・ステンレス・プラスチック・ゴム	375	35,300		
マルチ足部爪付 25mm	125	アルミ・ステンレス・プラスチック・ゴム	375	35,600		
単軸用足部	70		275~390	18,200		
シートルナチュラルフット	130		380	30,100		
ダイナステップフット	80-100		440	54,400		
スーパーフット	100		295~410	30,300		
SACHフット 指なし 22~29cm				12,400	販売中止、ただし平成29年度まで修理対応	
アクアフット ウォータープルーフ	150	木材・ウレタン	437 (24cm)	42,600	防水加工	
SACH足ジュラコンキール(耐水性)				21,400		
SACH(木製キール)				14,200		
単軸足				18,400		
その他のSACH				13,800		
F.J.足部	100	ウレタン/アルミ	290~450	15,900		
シートルフット(男性用)	100		380	50,100		
シートルフット(女性用)	100		380	50,100		
シートルライトフット	100		360	50,100		
20mm差高 DR MK2 FOOT	125	アルミ・ステンレス・プラスチック・ゴム	430	66,500		
カーボンライトフット	124		400	49,500		
カーボンライトフット	124		400	49,500		
J-Foot L	100		305~445	63,400		
インパルス	160	カーボンコンポジット材	453 (26cm)	62,000		
SACHフット用アダプター ステンレス	125	鉄	125	6,700	適用レベルは対応する足部のもの/サイズによって重量・体重制限は異なる	
SACHフット用アダプター チタン	125	チタン	70	16,500	適用レベルは対応する足部のもの/サイズによって重量・体重制限は異なる	
SACHフット用アダプター アルミ	100	アルミ	80	15,200	適用レベルは対応する足部のもの/サイズによって重量・体重制限は異なる	
SACHアダプター アルミ	100	アルミ	105	12,200	製造中止 ただし平成28年度まで修理対応可	
SACHアダプター ステンレス	100	ステンレス	110	5,400	製造中止 ただし平成28年度まで修理対応可	
SACHアダプター チタン	100	チタン	80	13,800	製造中止 ただし平成28年度まで修理対応可	
SACH用アダプター	100	鉄	250	17,900		
下腿極長断端用アダプター	100	鉄	260	15,700		
SACHフットアダプタ チタン M10	100	チタン	173	14,900		
SACH足部アダプタ ステン アルミ	100	アルミ	105	14,400		
SACHフットアダプタ	166	チタン	110	26,400		
チタンSACHアダプター	135	チタン	100	19,600		
ステンSACHアダプター	135	ステンレス	142	8,800		
チタンSACHアダプター	166	チタン	47	20,800		
新サッチアダプター	136	チタン	120	15,600		
チタンフットアダプター	136	チタン	46	19,400		
ステンレスサッチアダプター	136	ステンレス	84	9,200		
チタン製サッチフットアダプター	80	チタン	48	25,400		
足部アタッチメントピラミッド付				12,800		
SACHアダプター				6,700		
SACH用受け皿				5,700		
CC2L-TAJ足継手	100	チタン	26	12,700		
SACHアダプタ	100	ステンレス	138	5,700		
SACHアダプタ(J-Foot L用)	100	ステンレス	120	8,000		
サッチアダプター ステンレス				6,500		
サッチアダプター チタン				16,300		
足継手	100	ステンレス	120	4,500		

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適 応活動レベル	メーカー名	メーカー品番
		立脚相制御	遊脚相制御				
P2110201		固定接続	踵高調整機 能付	踵の高さを選択・調整で きる。他のコネクタや チューブなどと接続可能 になっている	K1-K3	オズール	GAP125-size
					K2-K3	ラポック	M1085
						高崎	TG3025
P2110301		単軸継手(底 背屈)	踵高調整機 能付	踵の高さを選択・調整で き、底背屈機能を有する。 他のコネクタやチューブ などと接続可能になって いる	K1~K2	ラポック	M1002
P2110300		単軸継手(底背屈)		底背屈機能を有する。他 のコネクタやチューブな どと接続可能になってい る	K1	オットーボック	2R10
						オットーボック	2R33
						オットーボック	2R51
					K1~K2	ラポック	M1011
						ラポック	SL1010-A
						啓愛	A1-5
						啓愛	A2-5
					K2~K3	ラポック	M1035
						ラポック	M1055
						ウィローウッド	SAF-00100
						啓愛	A2-5-AL
						高崎	TG3026
						マインド	SCS200S1
						マインド	SCS200S2
	マインド	SCS200S3					
P2110100		多軸継手(底背屈、内外反、 回旋)		底背屈、内外反、回旋の 機能を有する。他のコネ クタやチューブなどと接 続可能になっている	K1-K3	ブラッチフォード	MFAST30
						ブラッチフォード	379538~ 379541
						ブラッチフォード	409125~ 409127
					100kgまでK1- K4 120kgまでK1- K3	ブラッチフォード	409121~ 409123
					K2~K3	ラポック	M1025
						高崎	TG2065
						高崎	TG2065S
P2120100	組合わせて 使う足部用 部品	バンパー		遊動継手や緩衝器に用 いられる緩衝材	—	ウィローウッド	SAF-00128
					—	ウィローウッド	SAF-00132
					—	ウィローウッド	SAF-00134
					—	ウィローウッド	SAF-00140
					—	ウィローウッド	SAF-00142
					—	ウィローウッド	SAF-00144
					—	カレッジパークイ ンダストリー	FB CPI-01
					—	カレッジパークイ ンダストリー	HB CPI-01
					—	カレッジパークイ ンダストリー	MP CPI-01
					—	カレッジパークイ ンダストリー	AB CPI-01
					—	カレッジパークイ ンダストリー	AB CPI-02
					—	カレッジパークイ ンダストリー	FHB CPI-02
					—	ブラッチフォード	409002~ 409004
					—	ブラッチフォード	409007~ 409009
					—	ラポック	M10-005
					—	ラポック	M10-006
					—	ラポック	M10-007
—	ラポック	M10-008					

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
クイックアライン	125	アルミ	384	148,100	0~30ミリの範囲で差高調整できる。パリアレックスやタラックスに組み合わせて使用できる	
ピッチアジャスター(M1180 J-Foot L専用部品)	100	アルミ	392	208,100		
踵高調節継手その他				27,900		
踵高調節型足継手	70	アルミ	241	28,100		
足継手 単軸フット用 ステンレス	100	鉄	325	13,300	適用レベルは対応する足部のもの/サイズによって重量・体重制限は異なる	
足継手 単軸フット用 チタン	100	チタン	200	42,600	適用レベルは対応する足部のもの/サイズによって重量・体重制限は異なる	
足継手 単軸フット用 アルミ	100	アルミ	230	30,100	適用レベルは対応する足部のもの/サイズによって重量・体重制限は異なる	
単軸足継手	70	アルミ	235	17,400		
輪ゴム式足継手	100	アルミ	183	60,700		
軸足関節	100	鉄	405	27,700		
F.J.足継手(アライメント・アダプター)	100	鉄	500	36,900		
F.J.足継手チタン(アライメント・アダプター)	100	チタン	367	42,600		
プラグつきスーパーアングル	70	アルミ	300	67,200		
プラグつき正座用足継手	70	アルミ	347	101,500		
オハイオ単軸足部用 足継手	100	カーボン	103	27,000		
F.J.足継手アルミ(アライメント・アダプター)		アルミ		31,500	製造中止 ただし平成27年度まで修理対応	
単軸足継手ピラミッド				23,300		
シースタンス足関節 50kgまで	50			122,200		
シースタンス足関節 72kgまで	72			122,200		
シースタンス足関節 100kgまで	100			122,200		
マルチ足関節重労用30mm	125	アルミ・ステンレス・ゴム	201	15,400		
足関節軽労用 MULTIFLEX ANKLE LD 30mm	100	アルミ・ステンレス・ゴム	216	25,500		
マルチ足関節標準用 MULTIFLEX ANKLE 35mm	125	アルミ・ステンレス・ゴム	213	26,600		
足関節軽労用 MULTIFLEX ANKLE LD 35mm	100 (K1-K4) 120 (K1-K3)	アルミ・ステンレス・ゴム	216	26,100		
プラグつきゴム座式足継手	80	アルミ	274	69,000		
足関節用アライメント受け皿				5,700		
TG2065軽量用				5,700		
オハイオ単軸足部用 バンパー(青)前柔	113	ウレタン	12	2,100	足部サイズと体重により選択の目安あり	
オハイオ単軸足部用 バンパー(黒)前普通	113	ウレタン	12	2,100	足部サイズと体重により選択の目安あり	
オハイオ単軸足部用 バンパー(白)前硬	113	ウレタン	12	2,100	足部サイズと体重により選択の目安あり	
オハイオ単軸足部用 バンパー(黄)後柔	113	ウレタン	10	2,100	足部サイズと体重により選択の目安あり	
オハイオ単軸足部用 バンパー(緑)後普通	113	ウレタン	10	2,100	足部サイズと体重により選択の目安あり	
オハイオ単軸足部用 バンパー(赤)後硬	113	ウレタン	10	2,100	足部サイズと体重により選択の目安あり	
カレッジパークフット用フロントバンパー		ウレタンゴム		1,500		
カレッジパークフット用ヒールバンパー		ネオプレン		1,600		
カレッジパークフット用ミッドスタンドパット		ウレタン		1,000		
カレッジパークフット用アングルブッシュ		ウレタン		1,000		
ベンチャーフット・トリビューットフット用アングルブッシュ		ウレタン		900		
ベンチャーフット・トリビューットフット用バンパー		ネオプレン		1,800		
軽労用スヌーパーキット L.D.M/F SNUBBER	100	ゴム・プラスチック・フェルト	約30	2,200		
標準用スヌーパーキット STD.M/F SNUBBER	125	ゴム・プラスチック・フェルト	約30	2,800		
踵高調節用キット(10mm)	70			4,600		
踵高調節用キット(20mm)	70			4,600		
踵高調節用キット(30mm)	70			4,600		
踵高調節用キット(40mm)	70			4,600		

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適 応活動レベル	メーカー名	メーカー品番
		立脚相制御	遊脚相制御				
					—	ラポック	M10-013
					—	ラポック	M10-014
					—	ラポック	M10-015
					—	ラポック	M10-016
					—	ラポック	M10-050
					—	ラポック	M10-060
					—	ラポック	M10-070
					—	ラポック	M10-080
					—	ラポック	M10-094
					—	ラポック	M10-095
					—	ラポック	SL10-010
					—	ラポック	SL10-020
					—	ラポック	SL10-040
					—	ラポック	SL10-050
					—	ラポック	SL10-060
					—	ラポック	SL10-100
					—	ラポック	SL10-110
					—	ラポック	SL10-140
					—	ラポック	SL10-150
					—	ラポック	SL10-170
					—	ラポック	SL10-250
					—	ラポック	SL10-260
					—	ラポック	SL10-270
					—	啓愛	A2-5-1
					—	高崎	TG4031
					—	高崎	TG4034
P2120200			ボルト		—	高崎	TG4033
					—		その他のSAC H足部用ボルト
P2120300			フットカバー	足部キールに取り付け足 部形状を整える足部形 状をしたカバー	—	オットーボック	2C4
					—	オットーボック	2C5
					—	ウィローウッド	FSHA-SIZE
					—	カレッジパークイ ンダストリー	FS-01
					—	ウィローウッド	FSDW-SIZE
					—	オズール	FCE0xxy
					—	フレックスフット	F・F-083
P2120400			足部ソックス	足部の中の摩擦による 音を消すための靴下状 の袋	—	オットーボック	SL=SPECTRA- SOCK
					—	ウィローウッド	700-SS001
					—	カレッジパークイ ンダストリー	FTS-167
					—	フレックスフット	FCX6300-size
P2130100	足継手・足 部補助用部 品		緩衝器(トルクアブソーバー) (回旋)	回旋に対する衝撃緩和	—	オットーボック	4R39
					—	オットーボック	4R40
					—	オットーボック	4R85
					—	オットーボック	4R86
P2130200			緩衝器(トルクアブソーバー・ ショックアブソーバ)(回旋、 鉛直)	回旋と長軸方向に対する 衝撃緩和の組合せ	—	オズール	4400
					—	オットーボック	4R120

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
ヒールバンパーキット(硬度3)	70			1,250		
ヒールバンパーキット(硬度4)	70			1,250		
ヒールバンパーキット(硬度5)	70			1,250		
ヒールバンパーキット(硬度6)	70			1,250		
底屈バンパー(硬度50° 度)	70			1,150		
底屈バンパー(硬度60° 度)	70			1,150		
底屈バンパー(硬度70° 度)	70			1,150		
底屈バンパー(硬度80° 度)	70			1,150		
背屈バンパー40度	70			2,550		
背屈バンパー40度H	70			2,550		
輪ゴム (SL1010-A用)	100			2,550		
底屈補助バンパー (SL1010-A用)	80			3,550		
底屈バンパー(硬度40° ) (M1025用)	80			2,150		
底屈バンパー(硬度50° ) (M1025用)	80			2,150		
底屈バンパー(硬度60° ) (M1025用)	80			2,150		
アンテリアバンパー(踵高0mm)	100			3,550		
アンテリアバンパー(踵高10mm)	100			3,550		
背屈バンパー(硬度40° ) (M1025用)	80			3,100		
背屈バンパー(硬度50° ) (M1025用)	80			3,100		
背屈バンパー(硬度70° ) (M1025用)	80			3,100		
ゴム座バンパー(硬度50° ) (M1025用)	80			6,000		
ゴム座バンパー(硬度60° ) (M1025用)	80			6,000		
ゴム座バンパー(硬度70° ) (M1025用)	80			6,000		
F.J.足継手ゴム		NRゴム	15	1,350		
ヒールバンパー				780		
ヒールアジャストカム				2,450		
球面ナット				800		
				500		
フットシェル 1C40専用 修理交換用	特になし	ウレタン	185 (24cm)	11,600		
フットシェル 修理交換用	特になし	ウレタン	195 (24cm)	14,900		
オハイオ社フットカバー	160	Self Skinning Polyurethane foam	142 (23)	23,000		
フットシェル		イソシアナート / ポリウレタン		18,900		
デュラウオーク用フットカバー	160	Self Skinning Polyurethane foam	210 (25cm)	21,300		
EVO専用フットカバー	166	ウレタン	180	27,200		
フレックスフットカバー	166	ウレタン	180	25,500		
スペクトラソックス	特になし	ガラス繊維	—	2,500		
オハイオ社スペクトラソックス			20	3,600		
スペクトラソックス・カレッジパークフット用		ポリエチレン		3,000		
スペクトラソックス	166	ガラス繊維	31 サイズ 22-25	2,800		
トーションアダプター チューブ付	125	ステンレス	500	63,200		
トーションアダプター ソケットアダプター型	125	ステンレス	340	50,000		
トーションアダプター チューブクランプ 30 mm	100	ステンレス	350	56,400		
トーションアダプター チューブクランプ 34 mm	110	チタン	340	53,300		
トータルショック	100	アルミニウム合金	270	179,200	4種の異なる硬度の鉛直方向、回旋方向のバンパーにより、装着者の体重、活動度に適した縦方向、ねじれ方向の力を緩衝する機能を有する	
デルタツイスト	100	アルミ	340	296,500		

コード	名称	機能区分		機能概要	メーカー推奨適 応活動レベル	メーカー名	メーカー品番
		立脚相制御	遊脚相制御				
P2130300			ターンテーブル下腿用	正座用回旋装置	—	啓愛	A2-12
P2130401C	足継手・足 部一体型 (小児用)	足継手・足部 一体型	エネルギー蓄 積を考慮した キール	他のコネクタやチューブ などと接続可能になって いる。足の形状をしてい る。	K3-K4	オズール	JRP0-size
						ラポック	C1170
						オットーボック	1E66
P2130501C	組合わせて 使う足部 (小児用)	足部	継手機能なし	足の形状をしている。	特になし	オットーボック	1K10
					特になし	オットーボック	1S30
						ラポック	C1100
P2130601C	組合わせて 使う足継手 (小児用)	足継手	固定継手	小児用足継手、他のコネ クタやチューブなどと接 続可能になっている	K2以下	啓愛	A1-15-1P
					K1-K3	オズール	AJ-833100
						ラポック	C1305
					特になし	オットーボック	2R40=1及び 2R40=2
						ウィローウッド	PPF-1208
						徳林	TAC-00
	高崎	TG2075S					

メーカー部品名称等	使用者体重制限 (kg)	主な使用材料	重量 (g)	価格 (円) (基準価格)	特記事項	メーカー保証期間
下腿正座用ターンテーブル		アルミ	290	25,600	製造中止予定	
フレックスフットジュニア	45	カーボン	288	169,400	体重45キロまでの切断児に対応できる。構造的高さも50ミリ弱と低い	
J・J(小児用J-Foot 18~21cm)	45		225~305	94,400		
スプリングライトII 小児用 13~21cm		カーボン	315 (15cm)	123,400	ダイナミックパイロン仕様 活動レベル:小児用の為設定なし	
ダイナミックフット 小児用 14~21cm	35/45	木材・ウレタン	130 (15cm)	31,500	活動レベル:小児用の為設定なし、体重制限:サイズによる	
SACHフット 小児用 指なし 12~13cm	35	木材・ウレタン	90 (12cm)	12,900	活動レベル:小児用の為設定なし	
VIP(小児用足部 12~17cm)	30		85~165	56,800		
小児用(22mm径チューブ仕様)SACHアダプター アルミ	40	アルミ	55	12,900	削除申請予定	
小児用SACH足アダプタ	45	ステンレス・アルミ	54g	17,400		
SACHアダプタ(小児用)	45	ステンレス	60	10,300		
SACHフット用アダプター小児用	35/45	アルミ・スチール	80/45	9,900	サイズによって重量・体重制限は異なる	
小児用足継手	60	チタン	15	11,100		
小児用SACH足継手	70	アルミ	90	10,900		
TG2075軽量用小児用				5,700		